

点検・評価報告書

令和6(2024)年度申請

[公益財団法人 大学基準協会 大学評価]

長岡崇徳大学

目次

序章	3
第1章 理念・目的	5
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	22
第4章 教育・学習	26
第5章 学生の受け入れ	45
第6章 教員・教員組織	51
第7章 学生支援	63
第8章 教育・研究等環境	77
第9章 社会連携・社会貢献	88
第10章 大学運営・財務	97
第1節 大学運営	97
第2節 財務	105
終章	110

序 章

長岡崇徳大学（以下、「本学」という）は「崇徳：徳をあげめ仁を尊び礼節を大切にする」の理念のもと、生命の尊重を基盤とする豊かな人間性を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応えうる人材の育成を目指し、平成 31（2019）年 4 月に、看護系では新潟県中越地域初の 4 年制大学として発足し、今日に至るまで多くの人材を地域社会に輩出してきた。大学開設以来今日まで、設置学部は 1 学部（看護学部）のみとなっている。

本学開設後 4 年間は文部科学省の管轄の下、設置計画履行状況調査報告を着実に言い、指摘事項については改善を図るべく取り組みを実施してきた。また、大学運営に関して経験の浅い中で様々な課題に直面し、文部科学省をはじめとする監督官庁や地域の高等教育機関からの指導・助言を仰ぎつつ、6 年が経過した。

本学が率先して遂行する自己点検・評価は、大学の教育・研究・運営管理等の質を担保すべく現状への厳しい自己点検・評価を自らに課し改善・改革に努めるものであり、本学の発展の重要な契機となるものと認識している。本学の自己点検・評価は、学長諮問委員会である「自己点検・評価委員会」主導の下、全教職員が関わるものとして実施されている。

このたび、大学開設後 7 年目を迎えるにあたり、公益財団法人大学基準協会による初の機関別認証評価を受審することとした。今回の機関別認証評価受審の機会を活かし、更なる大学の質の向上・発展に向けての努力を継続したいと考えている。

令和 7（2025）年 3 月

長岡崇徳大学
学長 新原皓一

大学概況

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 大学設置年 | 2019（平成31）年 |
| (2) 所在地 | 新潟県長岡市深沢町 |
| (3) 理念・目的 | 長岡崇徳大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と倫理観を涵養するとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 看護学部 |
| (5) 収容定員 | 320人（学士課程） |

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	長岡崇徳大学 規程集
寄附行為又は定款	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/12/26b66a144a4c56b82201546a0d485848.pdf
学則、大学院学則	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2022/06/d2fdd92fd5157b05d65a71f8876e327d.pdf
履修要項・シラバス	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/07/1f3a5e91069f08f8b78ca1b38c01b20e.pdf
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称 (条項)	URL・印刷物の名称
学生便覧 pp.1 「1.1 大学の理念」	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/07/9b20c886e8ebfb830906d5168f2c36e2.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称 (条項)	URL・印刷物の名称
看護学部看護学科	長岡崇徳大学学則第 1 条	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2022/06/d2fdd92fd5157b05d65a71f8876e327d.pdf
備考：		

※関係法令：大学設置基準第 2 条、専門職大学設置基準第 2 条、大学院設置基準第 1 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人悠久崇徳学園中期計画 (2020～2023 年度：2021 改訂)	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2023/01/4864cd156c55a4469896f42af3fc6f97.pdf
長岡崇徳大学第 1 次中長期計画 (令和元年度から令和 7 年度)	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/06/f9ebf3120f2895ed2f946ccea901d554.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第 31 条、地方独立行政法人法第 26 条、私立学校法第 45 条の 2 第 2 項

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

《大学の理念の設定およびそれを踏まえた教育研究目的の設定》

本学は平成 31 (2019) 年、新潟県及び長岡市をはじめとする周辺市町村の要望・賛同を受け、開学した(根拠資料 1-1)。本学の設立を述べるとき、地元長岡の歴史が大いに関係してくる。江戸時代末期の北越戊辰戦争に敗れ、困窮した長岡藩に見舞いとして送られてきた百俵の米。長岡藩大参事の小林虎三郎は「教育こそが最終的には地域を繁栄させ、人々の生活をよくする」という信念のもと、この米を藩士らに分配せずに売却し、国漢学校設立資金の一部に充てた。この「米百俵」の精神が根付いているのが長岡という土地であり、本学は大学名に「長岡」を冠することにより、この精神を基盤としつつ、この「長岡」を中心とした新潟中越地域に根差した教育研究機関であることを示した。

一方、「崇徳」とは、鎌倉時代の法然上人が説いた言葉「崇徳興仁 務修礼讓」の一説に由来する。徳を崇め、仁を尊び、礼節を大切にすることを説いたものとされる。この考え方(精神)を大学の基本理念とし、学生便覧及びホームページで公表している。また同時に、長岡藩の学問の府である藩校「崇徳館」の名称とも連なっている。

本学は基本理念に基づき「生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観の涵養を図るとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成する」ことを本学の教育目的とし、長岡崇徳大学学則第 1 条に定め、特に地域医療、地域包括ケアシステムの考え方に着目し、新潟県中越地域の特性を活かした地域密着型大学を目指している。また、学則第 4 条において看護学部を置くことを明記しており、現在 1 学科のみの体制となっている。

この教育目的を達成するために、本学の特色として次のような教育目標を設定している(根拠資料 1-2)。

1. 幅広い教養に支えられた豊かな人間性と倫理観を涵養するとともに、人々のもつ多様な価値観を尊重し、共感的理解をもって行動できる能力を育成する。
2. 看護に必要な知識・技術を修得させ、看護を実践するための科学的な根拠に基づいた判断力と問題解決能力を育成する。
3. 保健・医療・福祉・介護領域において多職種と連携・協働し、看護職の調整的役割を果たす能力を育成する。
4. 看護学への関心を深め、探求し続けるための批判的思考力、創造力、および基礎的研究能力を育成する。
5. 多様な地域社会の特性に基づいた看護実践と地域的・国際的視野で保健・医療・福祉の向上に貢献できる能力を育成する。

なお教育目的については学則第1条においても明確に定められている。

《理念・目的の教職員及び学生への周知、及び社会への公表》

これらの本学の理念・教育目的・教育目標は学生便覧の冒頭に明示されるとともに、ホームページ、各種パンフレット、広報誌等に掲載し、周知を図っている。

教職員については、ワークショップ・FD 研修会などにおいて理念・目的の確認・周知を図っている。その他、理事長による年頭所感や式辞等での周知、新入職員研修、部課長研修会等により周知が図られている。

新入生に対しては、入学式での式辞において説明されるとともに、その内容は新入生オリエンテーションで周知している。在学生に対しては、各種オリエンテーションを通じて、繰り返し説明を行っている。大学の理念、教育目的、教育目標を記載した学生便覧は新入生、在学生全員に配布されている。保護者に対しては、毎年開催される保護者会において説明を行っている。

学外の受験生やその家族、高校教員、医療機関等の社会に対しては Campus Guide (大学案内)、大学ホームページ等、各種媒体により周知している。

以上のとおり、本学は大学が掲げる理念を踏まえ、教育目的、教育目標を適切に定め、学生便覧、大学案内、各種パンフレット、ホームページ等種々の手段を通し、教職員・学生等の学内、更に広く社会に対して公表・周知している。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

《中・長期の計画が理念・目的の達成に向けて具体的・実現可能な内容であること》

本学は平成31(2019)年4月に開学し、開学後の4年間(2019~2022年度)は文部科学省の大学設置・学校法人審議会に提出の設置計画に基づき、履行状況報告及び評価を受けてきたところである。「長岡崇徳大学中長期目標・計画」については、本学の理念と教育目的の達成を目指して、次に示す学校法人悠久崇徳学園の中長期目標・計画と整合する形で、令和2(2020)年度に自己点検・評価委員会、大学将来構想委員会、大学運営会議の審議を経て、同年第9回教授会において審議・決定された(根拠資料1-3~1-8)。

学校法人悠久崇徳学園は、令和2(2020)年度に、中長期目標・計画(2020年度~2023年度)を策定している。その中では、法人の経営理念・姿勢として、「建学の精神を踏まえた教育の実現」「教育の質の確保」「ガバナンスと経営基盤の強化」「地域社会・利用者等とのコミュニケーションの充実」「崇徳厚生事業団との連携推進」をあげている。この法人の中長期目標・計画と整合する形で、長岡崇徳大学としては次の7つの項目を中長期目標として掲げている。

1. 学生の確保 2. 安定的な収入確保 3. 資産活用（合理的なリスク管理と運用効率の検討等）人的、物的資産の活用 4. 看護教育・実習内容の継続的見直し 5. 施設設備計画
6. 支出管理の徹底 7. 財務予測の分析実施
各項目についての具体的な目的・計画については本学ウェブサイトの情報公開にて公表している（根拠資料 1-9 3. 各設置校における計画/長岡崇徳大学）。

《中・長期目標・計画その他の諸施策の進捗及び達成状況の定期的な検証》

中長期目標・計画のそれぞれの項目の実施状況とその検証は以下の通りである。

1. 学生の確保：

地道な高校訪問活動を実施しつつ急速な IT 化に対応すべく Web、SNS を活用した志願者に対する PR の充実を図ってきた。また、入試対策においては、地道な高校訪問やオープンキャンパスの内容の改善、受験機会の増加等により受験者数の増加を促してきている。

2. 安定的な収入確保：

文部科学省の私立大学等経常費補助金は、本学完成年度を終えた令和 5（2023）年度から対象校となった。しかし、当学園の全収入における学納金が占める割合が高く、入学者数が収入に直結していることから、今後は学納金以外での安定的収入を図ることが必要との認識である。

3. 資産活用：

令和 3（2021）年より長岡看護福祉専門学校の設置者を崇徳厚生事業団内の社会福祉法人に変更し、施設が移管されたため、同専門学校が利用していた校舎部分を大学の講義室に改修して活用している。

4. 看護教育・実習内容の継続的見直し：

令和 4（2022）年度より保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴う新カリキュラムに合致した講義・演習・実習内容に変更した。ここでは学生が 4 年間を通じて効果的かつ効率的に学習できるカリキュラムに変更するなど教育内容の整備・改善を行った。只、本学はこの時点では学年進行中ということもあり、大幅なカリキュラム変更とはせず、文部科学省に相談の上、必要十分な変更にとどめている。また、令和 8（2026）年より適用となる「看護学教育モデル・コアカリキュラム」改訂に合わせ、看護学部では令和 6（2024）年度から教育課程の見直しに着手し、令和 7（2025）年度の申請に向けて、学内で専門委員会を立ち上げ、準備を進めているところである。

5. 施設整備計画：

令和 3（2021）年度の長岡看護福祉専門学校看護学科の閉科に伴い、施設設備が大学に移管されたことを受け、講義室や図書館等の教育環境の整備を実施した。

6. 支出管理の徹底：

法人財務部及び大学財務課において、各規程に則った厳格な財務管理を実施し、予算執行状況を把握し、チェック機能が十分か確認している。

7. 財務予測の分析：

毎月 1 回の監事参加による予算執行状況の確認により、授業料収入や経費支出、借り入れ状況等を確認している。

本学は看護学部看護学科 1 学部 1 学科のみであり、中長期目標・計画を受けて、毎年度「看護学部看護学科の目標」を教授会において審議し明確にしている。そして、これを受けて各専門委員会が年度計画を立て実行に移している。この実施状況については自己点検・評価委員会が中心となって点検・評価を行い、年度ごとの「活動実績報告書」として取りまとめている（根拠資料 1-10）。この報告書に基づき、進捗状況の検証が行われ、次年度の目標・計画に反映されている。

一例として、令和 5（2023）年度の本学「地域連携・貢献委員会」が実施している看護研究支援の活動に関連した点検評価に基づく検証と、次年度の目標・計画への反映事例を示す。

同委員会では地域の看護職を対象とした看護研究支援を実施しているが、ホームページに案内を掲載しながらも十分な対応ができなかった。原因としては今年度に申し込みが集中したこと、昨年度から指導を継続している教員が複数名いることなどにより、支援教員の確保が困難になったことが考えられたため、令和 6（2024）年度の計画では「研究支援の推進と支援に係る取り決めの作成」を委員会目標・計画とし、支援内容や支援期間等が明確になるよう様式を変更することで、本学教員が研究支援を行いやすい体制とし、新たな申請様式をホームページで公表した（根拠資料 1-11【ウェブ】）。

以上のように、本学は理念・目的の達成に向けて具体的かつ実現可能な内容で諸施策を立て実行している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、大学の理念とそれに基づく教育目標が明確に定められており、ホームページや各種パンフレット、広報誌等により、学内外に継続的に周知している。また、それに基づく中長期目標・計画が策定されており、理念、教育目的を実現する教育研究活動に繋がっている。

中長期目標・計画の実施状況の自己点検・評価に基づく、年度計画の見直しにより、シミュレーション教育の採用や、VR 技術を取り入れた教材作成とその実習における活用など、先進的で特徴的な取り組みに繋がっている。同様に、自己点検・評価の活動は、地域包括ケアに対応できる看護職の育成、地域包括ケアシステムの研究開発にもつながっており、教育目標に謳っている地域貢献すなわち地域密着型大学としての役割に繋がっている。

本学は文部科学省の設置計画履行状況（AC）期間については申請内容において定めたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについて、着実に計画を実行することが求められたところであるが、完成年度以降は、現在行われている教育方法が十分な学習効果をもたらしているか否か、成績評価の方法に問題はないか等を含め、検証しなくてはならない。そのために必要とされている様々な DX 化に対応した組織づくり・人材確保、財政基盤の確立が本学にとっての課題と捉えている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は「学校教育法」に基づき、大学の理念、教育目的について学則に明確に定め、学内には学生便覧、学外にはホームページの情報公開で周知している。そして、この目的を達

成するための教育目標についても具体的に明確に示している。「自己点検・評価委員会」は中長期計画の進捗度を常に意識し、定期的な検証（PDCAサイクル）を行うことにより、理念・目的の実現と内部質保証の実質化に継続的に取り組んでいるが、さらなる改善・向上に向けてその活動を強化していく。

3つのポリシー及びそれに基づく入学選抜、教育活動、学位授与については、平成31(2019)年4月の大学設置認可以降、その実施に当たって各規程に従い、組織的かつ適切に実施している。その実施状況については学内各委員会及び大学運営会議での自己点検・評価を経て、教授会において改善方策等が審議・決定され、当該委員会で実行に移されている。これらの自己点検・評価等については、自己点検・評価報告書としてホームページにて学内外に周知されている。

以上のことから、本学は大学の理念、目的を定め、それらに基づき中長期計画を立案し、実行してきており、概ね適切である（評定A）と自己評価する。

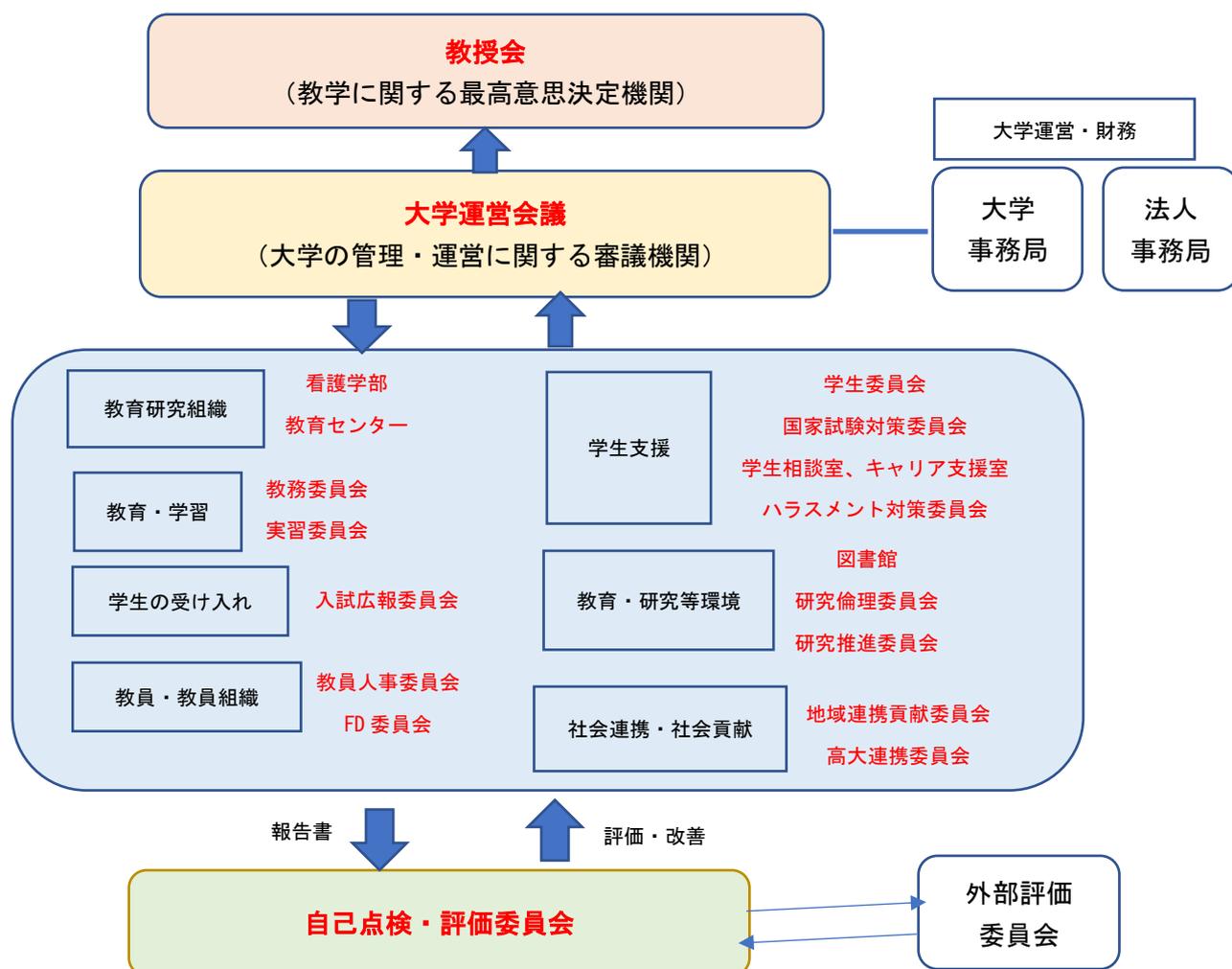
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証に関する基本方針	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/01/0e81f2238e14c6823531dc0f7ea19535.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
自己点検・評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証に関する基本方針および手続の策定 自己点検・評価の計画の策定と実行 PDCA サイクルに基づき、各委員会に「活動計画と評価表」の提出を求める 自己点検・評価の結果、必要に応じて当該委員会に課題の改善を指示 全学的な視点からの点検・評価、改善策の指示・助言 外部評価（第三者評価）の受審
	名簿（URL・印刷物の名称）
	自己点検・評価委員会規程
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
遵守事項	設置の趣旨・目的が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、開設時から4年制大学にふさわしい教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。	平成 30 年 (認可時)	履行済み	設置計画履行状況報告書（令和元年度「附帯事項等に対する履行状況等」）
指摘事項 (改善)	入学定員未充足の改善に努めること	令和元年	履行中	設置計画履行状況報告書（令和2年度「附帯事項等に対する履行状況等」）
指摘事項 (改善)	・教育内容の充実等を通じ、入学定員未充足の改善に努めること。	令和2年	履行中	設置計画履行状況報告書（令和3年度、4年度「附帯事項等に対する履行状況等」）
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関する場合は、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	—
改善報告書検討結果 URL [※]	—
備考：今回初受審のため未記載	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
—	—
備考：	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員かを明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	令和5年度活動実績報告書 https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/12/7fa655b81b90e5165966c9703df301b9.pdf
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1 https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/07/9b20c886e8ebfb830906d5168f2c36e2.pdf
教育研究上の基本組織	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/07/10f35b379bf00d40262376ad927e677a.pdf
学位授与方針	基準 4 https://sutoku-u.ac.jp/information/purpose/
教育課程の編成・実施方針	基準 4 https://sutoku-u.ac.jp/information/purpose/

学生の受け入れ方針	基準5 https://sutoku-u.ac.jp/information/purpose/
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」3. 教員組織 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」4. 入学者数、在学学生数 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」4. 入学者数、在学学生数 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」5. 授業科目、授業計画 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」6. 学修の成果に係る評価 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」7. 教育研究環境 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」8. 大学が徴収する費用 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」9. 学生支援 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	—
財務情報	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」10. その他 財務情報（悠久崇徳学園） https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」10. その他「卒業生に対する調査結果」 https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/01/3846da1d37f66f20d1e614355dae382b.pdf
学位の取得状況	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」4. (3)卒業生数 https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/08/bd94cd486053be1674a5c1b43bd3bc7e.pdf
学生の成長実感・満足度	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」10. その他「学生満足度調査結果」 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/

進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表6参照
学修時間	長岡崇徳大学ウェブサイト「情報公開」10. その他「学生満足度調査結果」2024年度学生満足度調査結果まとめ https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/01/9ff55ab07ef49ba60b7c18724db880e5.pdf 上記資料中で学習時間についての調査結果をまとめている
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	大学ポートレート 学生データ集 https://up-j.shigaku.go.jp/school/category06/00000006061001000.html
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	なし
FD・SDの実施状況	（実践報告）長岡崇徳大学における教育実践能力向上のためのFD活動 file:///C:/Users/Sutoku-Univ/Downloads/BulletinSutoku0309%20(1).pdf
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表【教職課程】

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること	
卒業生の教員への就職の状況に関すること	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

《内部質保証のための全学的な方針》

本学は「長岡崇徳大学における内部質保証に関する基本方針」（以下、「基本方針」）を令和6（2024）年11月の教授会で審議し、決定した（根拠資料2-1）。この中では「学則第1条の教育目的に基づき、教育研究の充実と発展を図り、地域貢献の使命を達成するために、以下のような内部質保証の方針及び体制を定め、恒常的に自らの責任により大学の教育・研究活動の改善を行う」と明記し、①内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割、②教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針、③PDCAサイクルの周知と理解の3項目を内部質保証の方針として掲げた。「長岡崇徳大学における内部質保証に関する基本方針」については本学ウェブサイトに掲示されている。

全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任は以下のようになっている。本学の組織として、教育研究、学生の入学・卒業、教員人事などについては「教授会」が最終意思決定機関となる（根拠資料2-2）。また、大学の管理運営に関する審議機関として「大学運営会議」を置き、学内各委員会ではそれぞれ委員会で審議した懸案事項や報告事項について、この大学運営会議に上程され、その後最終的に教授会で審議又は報告されることとなっている（根拠資料2-3）。

《教育の企画・設計、実施、全学的な調整・支援》

基本方針の中で定めている「教育の企画・設計、実施」は本学教育活動の根幹をなすものであり、教務委員会が中心となり行っている。教務委員会は、学部の状況を踏まえて教育に関する企画・設計案を作成し、大学運営会議で管理運営の観点から審議された後、教授会に提案され、審議・決定された上で、各組織・教員により実施される体制としている。そして、教授会での審議・決定内容については学校法人の「執行部会議」において、経営部門である

理事長、常務理事へ報告される（根拠資料 2-4）。この中で決定された教育の企画・設計、および実施状況等に対する自主的・自律的な質保証への取り組みが不可欠であることを踏まえ、自律的な改革サイクルとしての質保証に関与するマネジメント体制を整備している。その中核を担うのが、学長直轄の組織であり、自ら委員長を務める「自己点検・評価委員会」で、学長のガバナンスのもと、本学の教育及び研究の内部質保証のために、PDCA サイクルの手法を用いて自己点検・自己評価を実施している。同委員会については、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、また、教育目標の実現に向けて、本学が設置する専門委員会の全ての委員長が担当となり、恒常的な改善・改革を推進し、全学的な調整や支援を実施する体制としている。（根拠資料 2-5）

3つの方針の策定の調整・支援については、教務委員会、入試広報委員会が当たり、現行の3つの方針を策定している。今後は定期的に見直し・改善に向けて取り組むことになっている。

体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援については、教務委員会・新カリキュラム検討委員会が当たり、教育課程の編成を行っており、定期的な見直し、改変が行われている。

効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援については、FD委員会が中心となって当たっており、ICTを活用した効果的な教育方法の開発などを進めている。

学習成果の可視化に向けた調整・支援については、教務委員会が当たっており、ディプロマ・ポリシーに対応した学習成果が得られていることが分かるようなシラバスの作成と、成績評価、学位授与が行われるように取り組んでいる。

《自己点検・評価の定期的な実施、活用、改善》

大学の中期目標計画及び年次事業計画を踏まえて、委員会組織はそれぞれ委員会ごとに年度計画(Plan)を定める。その後年度末に年間の実施状況(Do)に基づき自己点検を実施し、実施状況と課題を明らかにし(Check)、自己点検・評価委員会へ「委員会活動計画と評価表」を提出する（根拠資料 2-6）。自己点検・評価委員会は、全委員会の自己点検・評価結果を「PDCAサイクルシート」としてまとめ、全学的な視点から審議を行い、必要に応じて当該委員会と改善案を協議、または当該委員会に助言を行う体制としている。各委員会はこれらの過程を経て、次年度の活動・改善に生かしていく(Action)。なお、「PDCAサイクルシート」については本学ホームページ情報公開にて、「活動実績報告書」として公表している。このような定期的な自己点検・評価の活動により、例えば、学生委員会が計画した「学生の予防接種が確実に実施できるよう支援をする」について、令和4（2022）年度は接種後に未報告の学生もいたため全員の接種状況が把握できていないという課題があったが、翌年度にはワクチン接種者リストを用いて、一定期間ごとの接種推奨や接種の予約が取りやすい医療機関の情報提供などを行い、接種後は学生が大学に報告するといった方法に繋げるといった改善を行い、教育研究の質の向上に結び付いている。

《自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫》

学校法人悠久崇徳学園では、業務監査・会計監査の内部監査を定期的実施している。ま

た、本学では点検・評価における客観性、妥当性の確保のため、令和6（2024）年度より大学内に「外部評価委員会」を置いている。構成メンバーは、保健医療福祉団体等の関係者、外部有識者それぞれ若干名としている（根拠資料 2-8）。第1回目の外部評価委員会では大学開設後の本学教育研究活動及び社会貢献活動の現状について、外部評価委員からの意見を求めた。外部評価委員からは意見としては「地域密着の更なる推進」「学生確保には大学の魅力を向上させること」「卒後1・2年目の看護師のフォローが重要」といった貴重な指摘をいただき、今後改善に向けて取り組むことにしている。外部評価委員会では、今後原則2年に1回の定期開催を予定している。このように第三者の視点・意見を取り入れて大学の改善を図ることができる仕組みを整備しており、より客観的な評価を受けることで大学の内部質保証体制の改善を図ることとしている。

また、大学の構成員である学生に対しても、教育の質の向上、学生の勉学環境の改善に向けた意見聴取を毎年行っており、自己点検・評価の妥当性を確認している。例えば、「学生満足度調査」において学生からインターネットの接続環境の悪さを指摘する意見があり、自己点検・評価で課題とした「アクセスポイントが少ないことで接続しにくい」という問題意識と重なっていた。このことについてはアクセスポイントを増設し、学生の勉学環境に支障の出ないよう改善を図ったところである。

《行政機関からの指摘事項への対応》

本学は開学の平成31（2019）年度から、完成年度である令和4（2022）年度まで、文部科学省の設置計画履行状況等調査（AC）対象期間であった。文部科学省高等教育局大学設置室に対しては以下の①について、同省私学部私学行政課宛てには以下の②について、毎年度報告書を提出した。

① 設置に係る設置計画履行状況報告書

本学の設置計画は平成30（2018）年8月31日付で文部科学大臣により認可された（30文科高第420号；根拠資料 2-9）。認可時の附帯事項としては、「設置の趣旨・目的が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、開設時から4年制大学にふさわしい教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。」が意見として付された。それに対する履行状況報告では、「遵守事項を踏まえ、4年制大学にふさわしい教育研究活動を実践すべく、教授会をはじめ、学内の各専門委員会がPDCAサイクルに沿って年間計画と目標を定め活動している。また、必要に応じて委員会相互の連携を図り、教育研究水準の更なる向上に努めている。」と報告した。

大学開学後の4年間は令和元（2019）年度及び2（2020）年度に、いずれも「指摘事項（改善）」の意見が付された。その内容は「教育内容の充実等を通じ、入学定員未充足の改善に努めること」であった。このことに対し、年度ごとに履行状況及び今後の実施計画を報告した（根拠資料：基本情報一覧）。

改善内容に関して、教育面では令和4（2022）年度入学生から保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変更により、最低取得単位数が97単位から102単位に変わった事を受け、AC期間内ではあったが、本学は教育課程を変更した。只、教育課程変更に際しては文部科学省高等教育局医学教育課への相談の上、本学はAC期間内であることから、当初の設置計画から大きな変更を行うことは学生への影響が大きくなることから、最低限の変更にとど

めることとした。また、早期から高大連携の必要性に着目し、「学びの看護体験」を実施するなど、オープンキャンパスとは別の目的をもって活動を実施した。この「学びの看護体験」は、令和2年度新潟県大学魅力向上支援事業に大学として申請を行い、県の承認を得て実施した。また、広報面ではホームページの更新やSNS等のメディアを利用した大学のアピールにも注力したこと等を報告した。

その結果、Covid-19の感染状況による受験生の動向の影響もあったが、令和4（2022）年度までは受験者数が年々増加し、完成年度末時点で収容定員充足率が76%まで回復した（根拠資料：大学基礎データ 表2）。但し、完成年度終了後の令和5・6（2023/2024）年度の受験者数は落ち込んだため、更なる取組が必要となっている。

②設置に係る寄附行為変更認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書

(1)認可時の附帯事項【遵守事項】

- ・認可後に複数の地方公共団体からの補助金が収納予定であることから、収納後、遺漏が無いよう速やかにその旨を報告すること。

本件に関して、新潟県からの補助金については入学定員達成率に加え県内就職率を含めて算出根拠とされ、かつ6年間に渡っての収納となったため、収納確定後は毎年度速やかに実績報告をしてきたところである。

(2)履行状況調査結果に基づく指摘事項等に対する履行状況報告

大学開設後に付された指摘事項等についても履行状況報告書内で、改善の有無、経緯や対応状況、現状及び問題点の分析、今後の対応策について報告した（根拠資料 2-10）。

以上、AC期間内は、法令に則り文部科学省へ二つの報告書を毎年度提出し、審査の結果についてはそれぞれの年度ごとに履行状況を報告した。

完成年度終了後の令和5・6（2023/2024）年度については、第1章で述べた「長岡崇徳大学第1次中期目標・計画」を基に、教育・研究活動を実践してきている。

《Covid-19への対応について》

本学は平成31（2019）年4月に開学したが、開学初年度末の令和2（2020）年2月の国内におけるCovid-19の拡大を受け、学内に学長を本部長とする「新型コロナウイルス感染対策委員会」（以下、「対策委員会」）を設置し、教育研究活動への対応、感染対策等を随時協議し、全教職員に対しては教授会等を通じて周知、学生に対してはポータルサイトを通じてタイムリーに周知した。

感染対策について、本学は看護や保健衛生を専門とする教員で構成されていることもあり、対策委員会では専門的な見地から、感染拡大を防ぐ様々な取り組みを実施し、学内の2次感染予防対策を講じた。対策委員会では、学生ポータルサイト等を通じて学長通達を令和5（2023）年4月まで計21回発信し、「Covid-19感染症対策危機管理レベル表」を策定する等、様々な情報を整理し学内外へ周知した（根拠資料 2-11）。

学内の講義、演習等の授業への対応については、感染症専門家の研修会を経て、教務委員会が審議、教育体制や方法の検討を行い、授業方法の工夫や遠隔授業への対応を実施する等

の配慮を行った。Covid-19 に関する各委員会の対応については、コロナ渦が本格的に始まった令和2年度活動報告書「PDCAサイクルシート」でまとめている（根拠資料 2-12【ウェブ】）。

また、学生の臨地実習に関しては、多くの医療機関で実施を計画していたが、感染拡大により実習受け入れ病院等の実習生受け入れが困難となった。その中で、『大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン』（令和2年6月5日付 2文科高第238号文部科学省高等教育局長通知）4による学修機会の確保等・(3)実技・実習の取扱いの通知を踏まえ、対策委員会で審議を行い、病院実習に代えて、演習及び学内実習として実施した。また、コロナ渦当時本学は学年進行中であったため、文部科学省に提出の「設置計画履行状況報告書」の 7. その他全般的事項（1）設置計画変更事項等にて、実習変更の件を報告した。

学長のリーダーシップの下、こうした体制を即座に整備したことで、教育の質が担保されるべく遠隔授業の運用や実習体制の構築が実現できたと考える。また学内各委員会、教授会、事務組織の連携が有効に働いたことで、Covid-19 への課題に円滑に対応できたと考える。

以上のことから、本学では内部質保証のための方針を適切に設定し、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていると判断できる。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

《教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の適切な公表》

本学は、高等教育機関としての地域社会に対する説明責任を果たすため、教育・研究活動などに係る様々な情報を本学ウェブサイトで公開している。情報公開のページでは、学校教育法施行規則第172条の2に規定する項目に関する情報を公開している。開学3年目には、本学の様々な取り組みや活動を社会に公表する目的で、過去2年間分の教育活動及び研究実績、社会活動等の実績をまとめた年報を発行した（根拠資料 2-13【ウェブ】）。但し、この年報発行についてはこの1回の発行にとどまっており、今後の定期発行については、自己点検・評価委員会規程により同委員会で審議することとしている。

このほか、大学開学初年度より、日本私立学校振興・共済事業団が主催する大学ポートレートに参画し、本学の情報を公開している（根拠資料 2-14【ウェブ】）。教育研究活動及び各委員会の自己点検評価結果をまとめた「活動実績報告書」については、PDCAサイクルに基づく方式をとっている。また、法人の財務情報の公表については「学校法人悠久崇徳学園 情報公開規程」に基づき対応し、財産目録等の開示に関する必要事項を定めており、同時に本学ウェブサイトで公開している（根拠資料 2-15、2-16【ウェブ】）。

《学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報の公表》

本学は毎年度学生委員会が主導して「学生生活満足度調査」を実施している。調査の目的は、本学学生の大学生活に対する満足度の現状を把握すると同時に大学生活の実態を調査することである。調査内容としては、①大学入学に関する満足度、②支援体制に関する満足度、③大学施設・設備の満足度、④学生生活に関する実態調査、⑤学生自身に関すること の5項目について調査をしている。このうち、④の学生生活に関する実態調査においては通学、奨学金受給状況、学習実態、図書館の利用状況、アルバイト、サークル活動について実態調査を行っており、本学ウェブサイトの情報公開のページにおいて公表している（根拠資料 2-16 学生満足度調査に関すること【ウェブ】）。また、学習上の成果に関わる情報として、卒業生に対するディプロマ・ポリシー（DP）達成度の認識についてのアンケート調査を実施し、ウェブサイトで公表している。アンケートでの質問内容は、①DPに掲げる5項目の達成認識、②4年間、DPを意識して授業に参加していたか、③DPとカリキュラムの関連について ④社会人基礎力に関する意識 の4項目である（根拠資料 2-16 卒業生に対する調査結果に関すること【ウェブ】）。

以上のことから、本学は教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を、年度ごとにその情報を更新して公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学の内部質保証システムの有効性及び適切性の定期的な点検・評価は以下のように行っている。

先ず本学の内部質保証のための全学的な方針及び手続きを「長岡崇徳大学における内部質保証に関する基本方針」として明文化したことで、本学の内部質保証の基本的な考え方を学内で共有することができた。基本方針では、学則第1条に規定する教育目的を達成するために、①自己点検評価委員会の権限と役割、②学部教育の企画・設計・運用・検証及び改善・向上の方針、③PDCAサイクルの周知と理解を定めている。

そして前述のとおり学外からの視点による点検・評価として、令和6（2024）年度に第1回外部評価委員会を開催し、有識者からの意見を得ることができた（根拠資料 2-17）。外部評価委員会では、今後2年に1回の定期開催を予定しており、次回と同委員会の構成員候補として、規程に則り地域自治体の関係者や民間企業の関係者についても検討する。また、第1回外部評価委員会の結果を受けて、今後の自己点検・評価委員会で評価項目および評価の視点等の適切性・有効性なども含め、点検・評価し、内部質保証システムの改善・向上につなげていくこととしている。

今回、大学開設後初の認証評価の受審となるが、評価結果を真摯に受け止め、次期中長期目標・計画の策定に反映させていくとともに、本学の内部質保証システムの改善・向上に

向けた取り組みを進めて行く。

以上のことから、内部質保証に関する基本方針のもと、P D C Aサイクルシートを活用した各組織の活動を向上させていると言える。今後は外部評価や大学評価の結果を受け、より有効に機能できるよう改善・向上に取り組むこととしている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は看護の単科大学であり組織も1学部1学科と小規模であるため、看護学教育・研究という視点から大学全体の課題や方針を共有しやすい。このことを基盤として、内部質保証体制を敷いていることから、新たに発生した課題についても、大学全体として課題を共有し改善策を遂行するなど、迅速かつ柔軟に対応できるといった点が長所といえる。更に大学開設当初から学生意見箱を設置する等、学生からの意見・要望を積極的に取り入れる体制をとるなどの工夫をしている。

一方、問題点としては内部質保証に関する基本方針の策定や外部評価の実施が遅れた点がある。今後は自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証システムの更なる改善・向上が課題と認識しており、同時に内部質保証システムに対する教職員全体の意識向上も図っていく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

現状分析で記述のとおり、本学は明文化した基本方針に即した内部質保証システムに基づき、教育研究活動の改善・向上に取り組んでいる。その中で、P D C Aサイクルシートを用いた学内各組織の毎年度の自己点検・評価結果を次の活動に活かす流れが定着しつつある。今後は、今回受審の機関別認証評価をはじめとして、大学が実施する外部評価、学生からの意見聴取等の結果を生かしたP D C Aサイクルに基づき、内部質保証システムの適切性・有効性の点検・評価を実施していく。

以上のように、内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行う体制を整備し、それに基づき点検評価を実施し、改善・向上に向けた取組みを適切に行っていると判断できる。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は看護学部看護学科1学科の単科大学として、平成31（2019）年4月に開設され6年を経過したところである。大学の開設に当たっては、平成28（2016）年1月に新潟県が主催した「第1回県内大学の新設に関する有識者会議」を皮切りに大学開学準備が進められた（根拠資料3-1【ウェブ】）。当大学設置者の学校法人悠久崇徳学園は元々3年制の専門学校看護学科を経営していたが、新潟県看護協会や地元自治体（長岡市、小千谷市、見附市、魚沼市、刈羽村、出雲崎町）からの要請や財政支援を受け設置に至った。

第1章でも述べたが、本学の大学名にある「崇徳」は、鎌倉時代に法然上人の説いた言葉「崇徳興仁 務修礼讓」に由来する。徳をあげて仁を尊び、礼節を大切にすることを説いたものであるとともに、長岡藩の学問の府である藩校「崇徳館」の名称とも連なっている。この「崇徳」を本学の理念とし、それまでの専門学校での教育実績を受け継ぎ、「生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観の涵養を図るとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成する」ことを教育目的としており、地域密着型大学を目指すこととしている。本学における看護学部看護学科の設置は本学の理念・教育目的に照らして適切である。また、教育目的の実現のため、教授会が中心となり、教育研究に関する運営全般をマネジメントしており、その下部組織として、教務委員会、学生委員会、実習委員会、入試・広報委員会、FD委員会、研究倫理委員会、自己点検・評価委員会、紀要委員会、研究推進委員会その他各種委員会を置いている。（根拠資料3-2）。

本学では、看護学部看護学科に加え、上述の教育目的を実現する一環とし、令和6（2024）年度より「長岡崇徳大学教育センター 認知症看護認定看護師教育課程」を設置している（根拠資料3-3【ウェブ】）。設置の背景として、急速な高齢化進展に伴う認知症人口増加の現状把握のために行われた「第8期新潟県高齢者保健福祉計画」での基礎調査に基づき『認知症施策における「共生」と「予防（発症・進行を遅らせる）」の推進』が県の重点施策の一つとして掲げられたことが挙げられる（根拠資料3-4【ウェブ】）。更に、新潟県における「専門性の高い看護職員の育成検討会」における看護管理者を対象とした認定看護師に関するニーズ調査（平成31年3月調査 『県内圏域別 認定看護師養成希望分野及び受講見込数』 新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課）では、受講見込み者数ベースで認知症看護に対するニーズが全分野137名中48名と一番高い結果となった（根拠資料3-5 pp.20【ウェブ】）。こうした社会背景・動向に対応し、本学では、自律した看護専門職として優れた実践能力を有し、地域包括ケアシステムの中で切れ目なく社会に貢献できる認知症看護認定看護師の育成を目指すこととし、教育センターを設置し、看護師特定行為研修を含む認知症看護認定看護師教育課程を開講した。又、同課程は、「保健師助産師看護師法第

三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為に関する省令（平成 27 年 3 月 1 日 厚生労働省令 33 号）」に基づき、以下の特定行為区分別科目について厚生労働省より指定研修機関として指定を受けている。

- 1) 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- 2) 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

この特定行為研修修了看護師を養成することにより、医療施設において、医師の指示の下に手順書による特定行為が実施可能となり、患者に対してタイムリーに介入ができることで、地域における急性期から在宅医療までを支える人材の育成や、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト／シェアの推進にも資するものと考えている。

長岡崇徳大学教育センターではこうした社会的要請に基づく認知症看護認定看護師教育課程を運営するとともに、教育目的の「地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献」という観点に立ち、地域社会に対する貢献の更なる推進のため、同センター内に地域貢献部を立ち上げている。この部門は、地域の医療職に対する講座や行政機関、地域の学校に対する出前授業等の企画・実施の窓口としての役割を果たしている。

以上のように、大学の理念、目的に照らして、本学看護学部及び教育センターの設置状況は適切である。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

《教育研究組織に関する現状把握、成果が上がっている取り組み及び課題の把握》

本学の教育研究組織の適切性については、学校法人悠久崇徳学園第一次中期計画及び本学の第一次中期計画に基づき、学部、各委員会、教育センターは年度目標・計画に即して活動状況の取りまとめと、自己点検・評価を定期的実施している。その結果に基づき、学長のもとで開催される自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、改善を推進してきた。そのような事例として、本学の教育目的の実現の観点から、地域包括ケアの推進とそれに対応できる人材育成が重要との議論から、教員の採用についても、包括ケアに造詣の深い教員の採用に繋がった。学内看護学部委員会組織についても、年度ごとにPDCAサイクルを機能させながら、検証結果によって委員会の統合や廃止を含め、組織の見直しや合理化を図っている。その事例を以下に3例紹介する。

・事例1 入試委員会と広報委員会の統合

大学完成設置後の年次進行完了年度である令和4（2022）年度の入試委員会において、それまでの活動を点検・評価した結果、広報委員会との統合が検討された。理由としては、①入試委員会と広報委員会は学生募集をはじめとして表裏一体の関係にあり、所掌事務はどちらも入試・広報課であること、②広報活動の活性化を図り高大接続の視点を強化し、より

効率的に入試・広報業務を遂行すること 以上2点が統合した理由であり、両委員会の審議を経て、最終的に令和4年11月開催の教授会で審議され、令和5（2023）年度からの統合が承認されたものである（根拠資料3-6）。

・事例2 高大連携委員会の新設

本学は令和2（2020）年度、高大連携を推進していく目的でワーキンググループ（WG）を立ち上げた。立ち上げ初年度は、高等学校の現状及び今後の高大連携のあり方を議論するため、ワークショップ「看護大学における高大連携の在り方を考える会」を本学で開催し、昨今の教育の動向、人材育成に向けた役割分担などの観点から改めて高大連携の必要性が確認された（根拠資料3-7）。この認識を背景に以下の社会的背景を考慮して、ワーキンググループを高大連携委員会として新設するに至った（根拠資料3-8）。

(1) もとより本学の専任教員の殆どは看護師資格を持ち、実務経験が豊富な教員が多いことや、本学の校舎設備は臨床現場を想定した看護実習室を完備していることに加え、大学ならではの「学び」のエッセンスを取り入れた看護体験をしてもらおう目的で、毎年『学びの看護体験』を企画し実施をしてきている。令和2（2020）年度以降のCovid-19により、高校生の医療機関での看護体験が制限されるというタイミングで、本学に対する看護体験実施の要望が一層高まってきていた。

(2) 一方、高校では新学習指導要領に沿った授業が令和4（2022）年から実施され、新たに「探求学習」が科目として求められてきていた。

高大連携委員会新設に当たっては、更なる高大連携を推進していくこととし、令和4年度第16回教授会で委員会組織として正式に承認された。同委員会の具体的活動としては、看護体験の企画のほか、地元高等学校への探求学習への課題提供、高等学校授業の大学開催（看護師、管理栄養士、作業療法士等の医療職に関する講座開催）の機会の提供などが実績として挙げられる。

・事例3 教育センター（認知症看護認定看護師教育課程）の設置

評価項目①で述べた教育センター（認知症看護認定看護師教育課程）の立ち上げについても、高度化・専門化する医療ニーズに対応できる人材育成が求められる中、新潟県が抱える認知症人口急増と医師・看護師不足の問題にいち早く着目し、地域密着型の大学を目指す本学の教育目的に合致することや、同時に本学の教育研究の特色として、大いにアピールできるものと考え、同課程の立ち上げが立案された。この計画は学内の「認知症看護認定看護師養成機関設立準備委員会」で協議され、教授会審議を経た上、学校法人悠久崇徳学園理事会・評議員会の承認を経て開設が決定された（根拠資料3-10、3-11）。

一方、学長は、教育研究組織に関する学内の各委員会等の点検・評価に基づくとともに、大学を取り巻く社会的要請や急激な環境変化を踏まえて、本学の大学のあり方も含めた将来構想について、学長が所掌する「大学将来構想委員会」にて検討し、大学運営会議・教授会において審議することになっている（根拠資料3-9）。

《点検・評価結果を活用した教育研究組織の改善・向上への取り組み》

教育センター・認知症看護認定看護師教育課程については、県のニーズ調査の結果を踏まえて令和6（2024）年度から8（2026）年度の3年間限定のものとしている。同教育課程終了後は、教育センターの活動に関する自己点検・評価に基づき、本学が目指す地域密着型大学に向けた地域貢献の拠点としての役割を担うため、評価項目①で述べた地域貢献部門を教育センターの中心組織として設置する予定としており、認定看護師教育課程で得た知見を活かし、本学が地域に対して貢献できる活動に繋げることができるよう取り組む。具体的には、第9章で後述する「社会連携・社会貢献」での活動をこの教育センターで実施していく計画である。

以上のように、本学は教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は「崇徳」を理念とする看護教育を基盤とする教育目的を定め、地域密着型大学を目指すとしており、平成31（2019）年度看護学部看護学科を開設していることは適切である。

本学は設置後6年が経過したところであるが、その間に、自己点検・評価活動のPDCAサイクルにおいて、地域医療福祉の観点から、地域包括ケアシステムの立ち上げを主導するとともに、地域包括ケアに対応できる専門人材教育が重要との議論に基づき、教育内容に地域包括ケアを取り入れていることは、本学の特色の一つである。

同様に、高齢化に伴う認知症患者急増への対応が、地域のみならず全国的にも緊急の課題との認識が広がってきているが、この社会背景のもと、本学PDCAサイクルの中でのその重要性の議論に基づき、本学に認知症看護認定看護師養成をめざす「教育センター」を設置したことも本学の特色の一つである。

このように、本学は開設6年目ということで、学内運営の経験も十分ではない中ではあるが、教育目的に沿った豊かな人間性と高い倫理観をもつ看護職を育成し、社会の要請に対応するために教育内容の改善、および新組織を立ち上げたことは、本学の自己点検・評価活動がよく機能していることを示すものである。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は理念・目的を達成するために、看護学部看護学科1学部1学科の設置からスタートし、開設6年目に大学の今後の社会貢献を展開していくための組織である「教育センター」を新設した。本学としては、自己点検・評価活動のPDCAサイクルにおいて、社会的要請の多い「認知症看護」に着目し、本学の教育目的に合致している課題に取り組むことで大学としての特徴が生かせると判断した。現在、情報教育や国際交流などへの対応についても、中期目標・計画のPDCAサイクルにおいて重点的に検討し、教育研究体制の改善に繋げていくことにしている。さらに、より高度な看護職教育、看護技術等に関わる研究を推進できる態勢を取るための大学院の設置についても、現状の自己点検・評価を踏まえて検討し、本学の発展につなげたいと考えている

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
看護学部	https://sutoku-u.ac.jp/information/purpose/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
なし			
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

〔専門職大学、専門職学科〕科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実習科目	
なし							
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
—	—	—	—
—	—	—	—
備考：大学評価において改善提言を受けていないため省略			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程（条項）	URL・印刷物の名称
—	—	—	—
—	—	—	—
備考：大学評価において改善提言を受けていないため省略			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
備考：大学評価において改善提言を受けていないため省略					

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研 究科は学位課程別）	卒業・修了要件単 位数	既修得等（注）の 認定上限単位数	URL・印刷物の名称
看護学部	132 単位	60 単位	長岡崇徳大学履修規程、長岡崇徳大学入学者の既修得単位の取扱いに関する規程
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 （学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
備考：大学院は未設置のため省略		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注2）規程・URL
備考：大学院は未設置のため省略		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

注1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
看護学部	GPAのほか、卒業生アンケート（DP達成度）の状況を、推移を含めて確認している。	2023年度卒業生に対するディプロマ・ポリシー達成度の認識についての調査結果（本学ウェブサイト情報公開にて公表）
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
看護学部	令和5年度自己点検・評価委員会 第1回外部評価委員会	令和5年度活動実績報告書 第1回外部評価委員会議事要旨
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

《学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか》

本学部では大学の理念、教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー、DP）を以下の通り定め、ホームページ、学生便覧により学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーは、教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するように策定している。

1)豊かな人間性と高い倫理観

- ① 多様な文化や価値観を理解するために幅広い教養を身につけ、共感的な行動ができる。
- ② 人間の尊厳と権利を倫理的視点から考える態度を身につけている。
- ③ 一人ひとりの自己決定を尊重し、擁護する態度を身につけている。

2)看護実践力

- ① 看護を安全に実施するための基本的な知識・技術・態度を身につけている。
- ② 成長・発達段階と健康レベルに対処できる知識・技術・態度を身につけている。
- ③ エビデンスに基づいた看護を実践する能力を身につけている。
- ④ 自己の看護実践を振り返り、次の援助に活かす能力を身につけている。

3)連携・協働力

- ① 地域社会のネットワークの一員として、情報を共有し参加できる。
- ② 多職種の役割を理解し、連携・協働することができる。
- ③ 変化する保健医療福祉制度の中で看護の果たす役割を理解する。

4)探求力

- ① 看護や医療への関心を深め、看護学を探求し続ける意欲を持つことができる。
- ② 多面的な視点から看護を分析し、追及する基礎的研究能力を身につけている。

5)地域的・国際的視野

- ① 地域的・国際的視野を持ち、地域社会の特性と人々の健康ニーズを理解する力を身につけている。
- ② 看護職者として、専門的知識を地域社会の発展のために活かすことができる態度を身につけている。

《教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか》

教育課程編成の考え方は、建学の精神（崇徳）と教育理念・教育目標に基づき教育課程を

構成するとともに、看護師保健師国家試験受験資格が取得できるように「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に準拠し教育課程を編成している。本学の教育課程は【基礎教育科目】と【専門教育科目】の2つに区分する。【基礎教育科目】では豊かな人間性と高い倫理観、探求心、連携・協働、地域的・国際的視野を育むため、＜思考力＞＜表現力＞＜人間力＞＜社会力＞＜人間の理解＞＜社会の理解＞＜学習力＞の7つの基礎的な能力に関する科目を構成している。さらに【専門教育科目】は＜専門基礎科目＞3群と＜専門科目＞5群に区分し科目を構成している。

科目の編成にあたっては、看護専門職として必要な基礎的内容から専門的・応用的な内容へと段階的に学べるよう組み、それぞれの科目が有機的に連動し体系的に学習できるようにしている。編成方針（カリキュラム・ポリシー、CP）は学生便覧に明記し、学生への周知・浸透に努めている。また、ホームページに公開し、学内外への公表・周知に努めている。カリキュラム・ポリシー（CP）は、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を達成するための具体的な教育課程の編成・実施の在り方等を示しており、両ポリシーの一体性・整合性を担保するよう以下のように定めている。

- 1) 豊かな人間性と倫理観を身につけ、共感的理解をもって行動できるための基盤となる科目、思考力、創造力を高めるための基盤となる科目を【基礎教育科目】に配置する。
- 2) 人々を取り巻く社会環境について理解を深め、幅広い視野で学際領域の知識の応用と社会力養成のための科目を【基礎教育科目】に配置する。
- 3) 看護実践の科学的根拠となる知識基盤として、人間の健康と疾病、健康と社会のシステムについて学ぶ科目を【専門基礎科目】に配置する。
- 4) 看護の基本的な考え方や援助方法に関する科目を【専門科目】の[看護の基本]に置き、看護の対象を生涯発達の視点で捉え、発達対象別の看護の特徴を理解するための科目を【専門科目】の[生涯発達と看護]に配置する。
- 5) 地域の特性と地域包括システムについて理解し、地域で生活する人々の健康問題と看護、災害時の看護に関する科目、保健師養成課程に関する科目を【専門科目】の[地域社会と看護]に配置する。
- 6) 知識・技術を統合し、看護の専門性を探究、発展させる科目を【専門科目】の[看護の統合と実践][特論]に配置する（根拠資料：基本情報一覧「教育課程の編成実施方針」）

《上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか》

本学看護学部が看護学の教育課程であることから、学則第26条に基づき「履修規程」において臨地実習の履修要件を定めている。また、第27条・第28条の規程に基づき「単位授与および試験に関する規程」を定め、単位認定基準、卒業認定要件を定めている。シラバスには授業科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に関連しているかを明示しており、教育課程は卒業認定要件を満たせば、ディプロマ・ポリシーの要件を満たすように構築されている。学習成果がディプロマ・ポリシーの要件を満たしていることは、教務委員会で確認しており、学習成果が授与する学位にふさわしいことを担保している（根拠資料4-1、4-2）。

これらのことから、本学において学位授与方針は、学生が修得すべき知識・技能・態度を含む達成すべき学習成果が明確であり、教育課程の編成において、教育課程及び教育・学習の基本的なあり方を明示していると判断できる。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

《学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか》

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの体系的編成が担保されるように【基礎教育科目】と【専門科目】を1年次から4年次まで開講している。それらは、学生便覧 p17 「図 看護学科教育課程の構成」、学生便覧 p18-21 でカリキュラムマップとして示している。また、学生便覧 p23-24 では看護師・保健師教育課程配当表で必修科目を明記し、各学年での取得しなければならぬ必修科目を示している。学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当を行い、学びの過程の可視化ができるように学生便覧 p23~25 では、「看護師・保健師教育課程配当表」を示すとともに、4年間の学修プロセスイメージによって授業科目の位置づけを示すことで、学びの過程の可視化ができるようにしている。

具体的には、1年次は豊かな人間性と教養を身につけるための科目と、看護学の基礎となる科目を編成している。また、専門基礎科目、専門科目の理解を深めるために、1年次前期に臨地実習を組み入れ、早期に医療・福祉の場での体験学習（early exposure）を行っている。2年次は専門基礎科目と専門科目を配置し講義・演習を組み合わせ看護実践の基盤を学修する科目で編成している。3年次は知識と実践の強化を図る段階であり、各専門看護学領域の科目と3年次後期から4年次前期まで臨地実習を編成している。そして、4年次は知識と実践の統合を図る段階であり、看護の専門性を探究し、発展できるよう看護課題研究、統合実践実習などで編成している。また、保健師教育課程選択者は、公衆衛生看護活動展開論実習、個人・家族・集団・組織の支援実習で編成している。

保健師教育課程履修者は保健師国家試験に合格後、養護教諭2種免許を取得することができる。しかし、養護教諭教職免許を取得するには、日本国憲法 2 単位（本学：日本国憲法）、体育 2 単位（本学：健康スポーツ I・II）、情報機器の操作（本学：情報処理法、情報活用法）、外国語コミュニケーション（本学：ベーシック英語）の4科目8単位を履修する必要がある。これについては、年度初めのガイダンス時に保健師教育課程および養護教諭2種免許についての説明と履修指導を行い、前期の段階で面接を行い学習状況や学修達成状況の確認、学習方法などを助言している。また、後期にも個別面談を行い学習・学修状況を確認し、単位の実質化が保たれるようにしている。保健師教育課程を履修するための選抜試験については、選抜試験委員会を開催し厳正に実施をしている（根拠資料 4-3、4-4、4-21）。

また、臨地実習では、ライフステージや健康状態の特性、場の変化に対応した看護の実践能力を養い、自己の人間の成長と看護専門職としての責務と探求心を育む。臨地実習では、

1年次に「基礎看護学実習Ⅰ」、2年次に「基礎看護学実習Ⅱ」、3年次に「成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ」、「小児看護学実習」、「母性看護学実習」、「精神看護学実習」、「地域・在宅看護学実習」、4年次に「成人看護学実習Ⅲ」、「統合実践実習」と段階的に学習が進むように開設している。保健師教育課程を選択する学生には、4年次に保健師国家試験受験資格取得に必要な選択科目である「公衆衛生看護活動展開論実習」、「個人・家族・集団・組織の支援実習」を開設している。

教育課程の基盤となる教養科目は、【基礎教育科目】の他に、[特論]という区分において、豊かな人間性と高い倫理観、探求心、連携・協働、地域的・国際的視野を育むため、[思考力養成][表現力養成][人間力養成][社会力養成][人間の理解][社会の理解][学習力養成]の7つの群から科目を構成している。さらに、本学では地域の特性を生かした実践者の育成と今日の医療体制を鑑み、「地域活動論」「リーダーシップ論」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「自然環境論」「国際ボランティア論」「へき地看護論」「災害看護」「認知症ケア論」などの科目を構成している。

学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定については、シラバスに授業期間、単位数、およびディプロマ・ポリシーに基づいて当該科目で重点的に身に付ける能力と到達目標を明示している。また、単位の実質化が図れるように授業計画では予習・復習時間を示し、その成果に対する評価方法も示してある。(根拠資料4-5)

なお、各科目がディプロマ・ポリシーとどのように関連しているかと、年次配当に偏りはないかをなどをカリキュラム検討委員会において確認しており、今後カリキュラムマップに反映させ、学生への周知を検討している(根拠資料4-6)。

これらのことから、本学においては、学習成果の達成につながるよう看護教育課程に相応しい授業科目が開設され、教育課程は体系的に編成されていると判断できる。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の实質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか)。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

《授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか》

本学の入学定員は 80 名、収容定員は 320 名であり、小規模な大学であることの利点を活かし、個々の学生の学習相談への対応は密に行うことが可能であり、学習活動を活性化しやすい状況にある。本学での各授業科目は、その教授内容の性質に従い、授業形態を「講義」、「演習」、「実験・実習」の 3 つに分け実施している。それぞれの授業時間およびコマ数は、当該授業による教育効果を考慮し、学則第 26 条のように基準を設けている。各授業は、これらの基準に従い授業内容を構成し、シラバスに明記し授業を実施している。学生の授業評価では、概ねシラバスどおりに実施しているという評価（4.2～5）を得ている。

学生が、学習を意欲的かつ効果的に進められるため、履修登録について新入生・在学生ともに新年度および後期にオリエンテーションを行い、教務・学生課および教務担当教員より説明を行っている。履修登録の個別指導はアドバイザー教員が担い、卒業要件、受講すべき各学年配当必修科目、個々の学生の進路を考慮し選択科目の指導を行っている。また、その際は学生便覧 p23～25 では、「看護師・保健師教育課程配当表」を活用している。履修登録単位の上限（CAP 制）を定め、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを期待している。

《ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか》

本学の ICT を利用した遠隔授業は必ずしも充実しているとは言えない。COVID-19 禍においては、ZOOM を用いた遠隔授業を行ったがアクセス数が限られており、その後は遠隔授業を実施していない。しかし、災害など有事の事態が発生や学生への合理的配慮への対応として、今後は遠隔授業が行えるように、学内の学習支援システムを改善していく必要がある。令和 6（2024）年 9 月第 5 回教務委員会で検討を開始し、令和 7（2025）年 4 月より新規導入を計画中である。

《授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか》

授業の目的が効果的に達成できるための試みとして、学習状況に応じたクラス分けでは、例えば、「ベーシック英語」において 2 クラス制をとり学生 20 名に対して教員 1 名で英語教育を行っている。基礎教育科目の「ベーシック英語」並び「看護に活かすコミュニケーション英語」両科目は、言語運用能力の向上のために指導・学習言語として英語を優先している他、幅広いレベル並びに学習特性を有する学習者の主体的学びを支援するために英語多読活動を導入している。英語のインプットはテキストの動画や音声を利用できるが、インテイクからアウトプットにつなげるためには、実際のコミュニケーション活動が不可欠である。そのために、授業中は英語でのやり取りを優先させることや、振り返りの記録は英語で記入する（実績：9 割の学生が英語で記入、資料：記入済み用紙 PDF）。さらに、インプット不足を補い、学習者が、主体的に授業内外で基礎力の向上に取組めるよう授業時間の一部時間を図書館での英語多読活動に充てている。さらに、授業外学習時間の確保のために一定時間の読書を課しており、読破語数と音読速度の向上により評価している。2024 年度には、図書館に初級者向けの多読用資料が十分数配架できた（詳細は図書館に関する報告参照）た

め、15週間の読破目標を5万語としたところ、履修学生の9割が目標を達成した（資料：多読記録、2年生読語数データ）。1名が30万語を達成したため、図書館の「多読チャレンジ」で表彰を予定している。全体としては成果が見られるが、英語音声インプットの不足の解消が今後の課題である。英語多読用資料は現在ほぼすべてに音声を提供されているが、利用のためには学認システムの導入等が必要であるため、学内ネットワークの整備後、利用を予定している。

また、演習科目では「基礎看護技術演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」において、1教員が8名の学生を担当し技術の習得ができるように指導を行っている。

学生の多様性への対応として、障がい学生支援室において個人的諸問題について相談に応じ、適切な支援（合理的配慮）のシステムを令和4（2022）年度より運用しているが、現在までに申請されていない。申請をされていない背景には、申請に至る前にアドバイザー教員の指導があり、各授業において対応をしていることが推察される一方で、学生にとって申請しやすい相談窓口などの環境を整えていく必要がある。

授業の目的が効果的に達成できるようシラバスの作成においては、「シラバス作成ガイドライン」を用い全科目責任者に周知し、統一したフォーマットを用いて記載できるように整備している（根拠資料 4-7）。シラバスは実務経験の有無、当該科目で重点的に身につける能力とディプロマ・ポリシーとの対応関係、授業の概要、授業の到達目標、成績評価の方法、テキスト・参考図書、履修上の留意点、授業計画を示している。臨地実習では履修要件を設定していることから、学生便覧、臨地実習共通要項で学生に周知している。シラバスは教職員ポータルサイト、学生ポータルサイト（Campus Magic）に公開され、学生は常に確認することができ、授業への主体的参加を促している。シラバスは教務委員会委員が点検し、カリキュラム・ポリシーとの整合性を検討している。なお、2025年度シラバスでは、シラバス記載における重点項目として以下の9項目を挙げ、さらにピアレビューチェックシートを用いて、学生が主体的に授業参加できるようなシラバス作成の体制を整え、全教員に周知している。

- ① ディプロマ・ポリシーと当該科目における到達目標の関連を明記
- ② 学習の到達目標と成績評価の方法・基準、評価責任者を明記
- ③ 課題（試験やレポート等）に対する学生へのフィードバックについて明記
- ④ 準備学習（予習・復習等）の具体的な内容および必要な時間を明記
- ⑤ 実務経験のある教員による授業科目の場合、シラバスに明記
- ⑥ アクティブ・ラーニングを実施する場合、具体的な実施方法と使用ツールを明記
- ⑦ オープンな教育リソースを活用する場合、具体的な利用方法と使用ツールを明記
- ⑧ 記載内容を担当教員以外の専任教員がピアレビューし、適正をチェックする体制
- ⑨ 情報リテラシーに関する科目を開講

授業の改善、教育の質の向上については、教員で構成されるFD（Faculty Development）委員会において検討し、研修会を開催している。教員の教育力向上のために教員相互の授業見学を「ピアレビュー見学シート」（根拠資料 4-8）を用いて所見を記述しフィードバックしている。参加者は少ない状況であるが、今後も継続的に実施予定である。

学生がディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程は、学生便覧に明記されており、学年ごとにGPAを含めた成績通知書を学生に配布し、学生が自己の学習状況を継続的に自

己評価できるようにしている。

学生の主体的な学修姿勢を養うために、アクティブ・ラーニングの導入を推進している。授業担当教員は、【基礎教育科目】【専門科目】を問わず、その科目の到達目標達成のために、グループワーク、TBL (team-Based Learning) などのアクティブ・ラーニングを導入し、授業方法の工夫を行うことで、学生は課題に積極的に取り組み、相互学習によって学びを深めている(根拠資料 4-9)。また、学習面だけではなく、1年次に「健康スポーツⅠ・Ⅱ」を開講し、健康的な生活を営むためには、運動やスポーツがメンタルヘルスや生活の質の向上、疾病の予防などに役立つことを理解し、学生自らが身体活動を通して学生の心身の健康増進を図っている(根拠資料 4-10)。「健康スポーツⅠ・Ⅱ」は、保健師教育課程を選択した学生 20 名が保健師国家試験に合格後、養護教諭 2 種免許を取得することが可能となっている。

さらに、本学は開学時より看護教育の取り巻く現状から、看護基礎教育においてシミュレーション教育は重要であることの共通認識のもと、学内の教育 DX の推進に向けて、以下の看護領域へ導入し、その成果は「シミュレーション教育実践報告会」で共有した。アンケートでは、本学の強みとして VR 教材等の DX 教材が学生 2 名に対して 1 台を有していること、臨床経験豊富な教員が存在し実習前に修得すべき内容を踏まえて教材作成ができることが挙げられ、学生が積極的に参加できていたとの回答があった。今後、さらにシミュレーション教育を効果的に行うために、VR 教材をオリジナルで作成し、没入感や臨場感を伴った教材開発に取り組んでいる。VR を用いたシミュレーション教育をおこなうことにより、多くの学生が同時に体験でき、且つ繰り返し学習できることを目指している。

- ① 基礎看護学 フィジカルアセスメント演習(基礎看護技術演習Ⅱ)
- ② 成人看護学 変形性股関節症の看護について(成人看護援助論Ⅲ)
- ③ 老年看護学 VR 認知症体験(認知症ケア論)、ふりかえ朗を用いた看護計画の見直し(老年看護学実習Ⅰ)
- ④ 母性看護学 退行性変化・子宮復古への支援(母性看護援助論Ⅱ)
- ⑤ 小児看護学 実習前学修における VR 教材の活用と小児看護援助論Ⅱ・学内実習におけるシミュレーション活用状況について
- ⑥ 精神看護学 精神症状の観察と援助(精神看護援助論Ⅱ)
- ⑦ 在宅・地域看護学 家庭訪問演習(公衆衛生看護支援技術Ⅰ)

COVID-19 禍における臨地実習では、臨地での実習が困難となり、速やかに学内実習に切り替えたが、学びの質の担保のために必要な知識及び技能を習得できるよう各領域で授業方法を考え実施した(根拠資料 4-11)。学内実習における使用教室や実習室の確保、DVD 活用や独自の演習ビデオの作成、教育機器モデルを用いたシミュレーション演習、zoom カンファレンス等の検討等、学内実習における各領域の取り組みについて意見交換がなされ共有した(根拠資料 4-12、4-13、4-14)。

学生の主体的な学習を行うために、図書館開館時間の延長、各領域実習室を届け出によって使用できるようにしている。具体的には基礎看護学において「実習室使用手引き」を作成し学生に周知している。また、成人・老年看護学では、3年生領域実習前の夏季休暇を利用し、基礎看護技術のトレーニングが行えるよう指導体制を整え、期間中の利用者延べ数は 72 名であった。

これらのことから、教育課程修了時に求められる学習成果の達成のため、適切な授業形態・方法として、学問の本質的な理解を前提とし、看護師・国家試験等への対応を含め、卒業後の社会での活躍を見据えた知識・教養・技術を習得させるため、必要に応じた少人数授業等も含め、講義・演習・実習を組み合わせた授業形態・方法をとっており、教育効果が上がるよう配慮している。本学においては、課程修了時に求められる学修成果の達成のための適切な授業形態、方法を取り、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていると判断できる。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

《成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか》

本学では大学の理念、教育目標に基づき育成する人間像として、ディプロマ・ポリシーに掲げているように、「豊かな人間性と高い倫理観をもつ人」「看護実践力のある人」「連携・協働できる人」「探求力のある人」「地域的・国際的視野のある人」を目指している。そのために卒業時に獲得されていることが期待される5つの能力、卒業認定基準をホームページ、学生便覧において学内外に周知している。

成績評価及び単位認定に関して「長岡崇徳大学学則」第27条_単位の授与、第28条_学習の評価に基づき、別表1・2に示す単位を取得した学生に対して教授会で審議し学位授与が決定する。試験は、「単位の授与および試験に関する規程」「試験受験時における不正行為に対する報告・手続に関する規程」に則り実施している（根拠資料4-2,4-15）。試験は、科目責任者が期間に定めて実施する定期試験、レポート、あるいはその他の方法で実施する。やむを得ない状況により定期試験を受験できない場合は追試験、定期試験を受験して不合格となったものに対して1回限り再試験を受けることができる。

定期試験実施に際しては、「試験監督の業務」「不正行為者処理手順」に基づき、学生へのアナウンス、試験中の対応、遅刻・欠席者の対応、不正行為に対する対応を定めており、客観的かつ厳格で、公正、公平に実施できるようにしている（根拠資料4-16、4-17）。

《成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか》

成績評価の基準（5段階_S・A・B・C・F）及びGPAは、学生便覧p14-15に明記している。成績評価及び単位認定にかかる手続として定期試験、追・再試験日、成績判定教授会の日程を学年歴に示し、教員・学生への周知を行っている。定期試験及び追・再試験時間割は学

内掲示版に示し、1・2週間前に試験オリエンテーションとして受験にあたっての留意事項を学生と再確認している。また、科目責任者には「定期試験実施アンケート」を行うとともに、成績提出期日などの周知を徹底している。

成績確定後、「成績評価の確認及び成績に対する異議申し立てに関する規定」を定め、令和5（2023）年度5月より運用している（根拠資料4-18）。このことは学生便覧p15とポータルサイトに明示し周知を図っている。成績確認申請は令和5（2023）年度1件、令和6（2024）年度前期まで3件であったが、異議申し立ては0件であった。

《既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか》

既修得単位の認定は、学則_第34-36条に定めている。「学長は教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目を履修により修得したものとみなすことができる」（学生便覧p6）としているが、開学以来、既修得単位の認定適応は0件である。

《学位授与における実施手続及び体制が明確で、学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか》

本学は看護専門職を育成する教育課程であることから、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に則り、学年ごとに配置される専門科目では必修科目が殆どを占めている。また、学習は段階的性格を帯び、臨地実習科目の「履修要件」を設定している。それらについては、年次初頭および後期ガイダンスで繰り返し説明し学生に周知している。なお、新入生に対する入学時ガイダンスにおいては、4年間の学修プロセスを図示（学生便覧p25）し、イメージ化を図るとともに看護師課程および保健師課程の履修モデルを示し、学生自らが主体的に履修計画を立案できるように努めている。尚、履修方法については学生便覧に記載し、オリエンテーションにおいて説明している。

保健師国家試験受験資格の修得にあたって必要な単位修得科目および選考方法を学生便覧（p27）に示している。保健師教育課程では20名の定員である。選考は3年次後期終了時に実施する。選考方法は面接および3年次後期までの専門教育科目の総成績を基に選考する。3年次後期までに開講されているすべての必修科目を修得していることが志願要件となる。保健師免許取得の後、申請によって養護教諭二種免許状、第一種衛生管理者免許を取得できることを、入学時に学生便覧に記載されている履修モデルを用いて履修方法を説明している。

また、臨地実習の単位認定は、成績、出席状況、態度などを総合的に評価する。評価の基準は、「長岡崇徳大学単位の授与及び試験に関する規程」に則り、S, A, B, C, F, X,（既修得単位の場合、N）と評し、C以上を合格とし、Fを不合格としている。要件としては、当該科目実習時間の3分の2以上出席していることが必要。また、実習前に試験や課題を設定することがあり、その評価で一定水準を満たさない場合には、科目責任者の判断により、臨地実習を行えないことや、実習期間中に科目責任者及び実習指導者が実習を続けることが困難と判断した場合、実習を中止させることがある。なお、特別な事由がある場合は、追試験に準じて追実習を受けることができる。これらのことは、学生便覧及び臨地実習共通要項に掲

載している。実習中に COVID-19 感染症に罹患した学生への対応は、学内で不足分の時間と内容について追実習を行い単位認定している。

これらのことから、本学においては、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われていると判断できる。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

《学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか》

本学が授与する学位の種類、授与要件などは、「長岡崇徳大学学位規程」に定めている。単位制度の趣旨に基づき、教授会の審議を経て適切な単位認定を行っている。卒業に必要な単位数、課程修了要件、学位授与プロセスは、シラバス、ホームページ、学生便覧等で明示するとともに、各種オリエンテーションを通じて学生へ周知している。

成績評価方法・評価基準として、小テスト、筆記試験、レポート課題などに基づきどのように評価するかを科目毎にシラバスに明示し、オリエンテーションを通して学生に説明している。各授業科目責任者が、成績評価の際に、明示した成績評価方法・評価基準を適切に運用していることを、教務委員会で確認し、単位認定をすることで、成績評価の厳格性を担保している。成績の評価は、評点区分に応じ、S、A、B、C、Fで評価し、Cまでが合格、Fを不合格としている。

試験には、定期試験と追試験、再試験があり、定期試験は原則として前期・後期の学期末に行う。追試験および各科目において合格点に達しない場合に再試験を1回できることを学生便覧に明記し、学生への周知を図っている。また、「長岡崇徳大学単位の授与および試験に関する規程」において、追試験の条件とその実施方法を示している。

《学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか》

卒業までに必要な修得単位数 132 単位を満了した学生に対し卒業を認定するが、それに含まれる必修科目 112 単位を修得していれば、学位授与方針の 5 項目すべてを満足するように制度設計されているので、教務委員会でその条件を満了していることを確認し、教授会での審議を経て卒業を認定し、学長が学位を授与する。

臨地実習科目の場合、シラバスに成績の評価方法を明示していることには変わらないが、通常の講義・演習科目とは異なり、本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、各看護学領域実習要項に学修到達目標を説明し、それに沿って実施されるよう、実習施設へ書面および会議において説明している。学生の学修成果については、臨地実習評価表を用いて臨地実習指導者と本学実習担当教員及び科目責任者が総合的に判断し、学修

到達目標に照らして成績評価を行う。総合的に判断を行うために、学生の成長の質的側面についての評価を補足するために、実習期間中及び終了時に学生との面談において自己評価と他者評価を確認して合意を得ている。

なお、現行の臨地実習評価表では評価項目と評価基準が評価者の主観が入ることが否めないため、基礎看護学、成人看護学実習Ⅱにおいてルーブリック評価を導入している。これによって学生は、到達目標が明確になり学生自身の自己評価を促すことができ、評価者は評価項目と評価基準の2軸からなる学習達成度の評価手法で、テストのみでは評価し辛い定性的な観点を評価すること可能となっている（根拠資料 4_ルーブリック評価表、基礎看護実習Ⅰ教員意見交換）。今後は、各看護学領域での導入を推進していくことを実習委員会で検討している。

臨地実習の総合的な学修状況を把握するために授業アンケートを用いて実習状況を確認している。アンケート結果を踏まえ、実習の在り方、方法を検討し、臨地での学修環境を整えるなどの改善につなげている。例えば、臨地実習施設はその立地、交通機関に差異があるため、状況をふまえ実習開始時間を変更し学生に不利益にならないよう配慮している。

《指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか》

学期毎に履修登録した授業科目を対象に下記表に基づく GPA（学期 GPA）及び入学後に履修登録した全授業科目を対象とした GPA（通算 GPA）の2種類を算定し、学生に提示している。これにより、学生が自分の成績の向上状況や、全体での位置づけなどを確認することができ、勉学への意欲につながることを期待している。また、この GPA は、奨学金授与者選定の参考データとなっている。

表 4-1 成績基準

指標	評価	評価基準	素点	GP
合格	S	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。	100～90点	4.0
	A	到達目標を十分に達成している。	89～80点	3.0
	B	到達目標に達成している。	79～70点	2.0
	C	到達目標を概ね達成している。	69～60点	1.0
再試合格	C	到達目標の最低限は満たしている。	60点	1.0
不合格	F	到達目標を大幅に下回っている。	60点未満	0

*GP Grade Point の平均、GPA Grade Point Average を履修指導および総合評価として用いる。GPA の計算は下記の通り行う。

$$GPA = \frac{\text{履修科目の GP ポイント} \times \text{その授業科目の単位数}}{\text{履修登録した授業科目の単位数 (F および評価なし X を含む) の総和}}$$

小数点第3位四捨五入

授業がシラバスに則って行われているかなど、教員の授業内容、方法については、各授業終了後に学生に対して web 上で授業アンケートを年 2 回実施している。可能な限りすべての学生からアンケートを回収できるように、最終講義時間内に実施するように心がけ当該教員より説明を行っている。このアンケート結果を基に、毎年、教員個人が自身の授業内容を再検討し修正点を記載し学長に提出している。

各学生の学修成果は、教務委員会で定期試験の結果の一覧表を基に把握し、点検している。成績状況に問題のみられた学生については、アドバイザー教員、学年アドバイザー長、教務委員長が面談を行い、学生個人が抱える問題点を把握し、対策をたて、場合によっては保護者との面談も行い、協力を依頼し、成績向上めざす指導に努めている。臨地実習における学修成果については、実習地訪問を担当した教員が実習後にも面談を行い、実習で目標達成できた点や、課題として残った点を学生と話し合うことで具体的に明らかにし、学生への成績フィードバックの補足としている。この取り組むは、各看護学領域実習要項において学生・教員の双方向評価面談を行う旨を明記している（根拠資料：実習要項）。また、全領域教員で構成されている教務委員会では、毎回、議事の一つに「学生状況」があり、学生個人が抱える問題等を報告し共有している。その際は、個人情報保護を考慮しながら実施している。

学生全員が国家試験合格を果たすための取り組みとして、国家試験対策委員会が中心となり各学年での指導、模擬試験を実施し、結果を即時的、継続的に分析し、学修方針について協議し再確認している。

ディプロマ・ポリシーに基づく、アセスメント・ポリシーを令和 6（2024）年 9 月に定め、具体的な運用を検討している。その際、IR 担当者が不在の状況において各委員会との連携を強化していく。

これらのことから、本学の学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

《教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか》

本学では、「長岡崇徳大学自己評価規程」を定め、自己点検・評価委員会が、自己評価規定で定めた項目について定期的に自己評価を行い、自己点検・評価報告書を作成するとともに、第三者評価を受けることとしている。これらの評価結果を受けて、学長は必要な改善を指示するとともに、次期中期目標・計画に反映させることとしている（根拠資料 4-19）。

本学は令和7（2025）年2月に開設後初の外部評価委員会を開催し、本学の教育研究及び社会貢献活動について意見交換を行った。教育課程及びその内容、教育方法については、「教育研究活動の充実が大学の魅力向上につながる」という意見を得ることができた（根拠資料4-20）。

また自己点検・評価の客観性を高めるため、授業評価アンケートを行い、その結果を活用している。授業評価アンケートについては、後述第6章「教員・教員組織」の評価項目③において詳細を説明する。同アンケートでは公表している質問項目のほか自由記載によるものもあり、今後自己点検・評価の改善に活用することになっている。

毎年行われている自己点検・評価の結果は自己点検・評価報告書として、全教員に配布するとともに、ホームページの情報開示のページで公開している。自己点検・評価で指摘のあった、必要な授業科目の開講状況と順序性のある体系的配置の検証、3Pに基づく現行のカリキュラムの見直し、教学の推進に向けての課題などの改善事項については、教務委員会を中心に検討してきたところである。

《自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか》

具体的には、教務委員会が中心となり検討した改善項目・改善の方策は以下の通りである。

- ①学生便覧に記載されている“大学の理念・教育目標”がホームページにないため学外に周知できているとはいえない。また、“教育理念「崇徳」”を端的に示し、学内外に周知する検討が必要である。
- ②単位認定制を用いているので、修業年限4年間～8年間で卒業要件を満たすことで卒業認定を行っているため、“進級基準”は設定していない。しかしながら、看護専門職教育課程において段階的な学修形態を要するため、3年次臨地実習履修要件の検討が必要である。
- ③卒業要件の単位数は、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改正に伴い、2022年度より卒業要件は132単位以上、保健師教育課程149単位以上となり、大学設置基準の124単位以上を超えていることから、今後見直しが必要となる。
- ④DPを保証する整合性と体系性を示すためにカリキュラムマップやカリキュラムツリー、科目のナンバリングを作成しホームページ・学生便覧で学内外に周知する。
- ⑤ディプロマ・ポリシーに示す能力の到達状況を評価する方法を早急に立案し実施する必要がある。そのために、2024年3月卒業生や在校生に対して、卒業に必要な科目の単位修得、自己評価を把握する必要がある。また、ディプロマ・ポリシーの到達を判断するための基準（DP評価表）を用いて、学年ごとにディプロマ・ポリシーごとの関連科目の成績を可視化すること、および当該学年における能力の獲得状況ディプロマ・ポリシー評価表を用いて教員と相互評価することにより、到達状況を把握する仕組みを導入することが必要なのではないか。
- ⑥現行シラバスにおいて、授業の到達目標、履修上の留意点、予習復習の記載などの項目で記載内容の徹底が行われていないことから、シラバス作成要項の見直しを行い、全科目責任者に周知徹底を図っていく。
- ⑦シラバスのピアレビューシステムを導入し、カリキュラム・ポリシーとの整合性を検討

する必要がある。

- ⑧CAP 制を導入しているが、現在は全ての学年において 51 単位を上限としている。そのため、当該配当単位数をふまえ各学年の履修登録単位数の上限の見直しが必要である。
- ⑨アセスメント・ポリシーを明文化する必要がある。
- ⑩修了認定基準を明文化し共通認識が図られるようにする。
- ⑪パフォーマンス評価としてのルーブリックの導入を推進する（教務委員会、FD 委員会）。
- ⑫教育内容・方法の評価として、在校生、卒業生、第三者評価として卒業生受け入れ施設に対してアンケートを実施して、ディプロマ・ポリシーの達成度評価は早急に行う。
- ⑬学生の授業評価を踏まえ、科目担当者が自己点検を行い、次年度に向けた課題を整理するようなフォーマットが必要。また、授業アンケートについては現状、授業によって回収率のばらつきがみられ、回収率が低い科目も散見される。より多くの学生の意見が反映されるよう、授業評価アンケートの意義を学生に伝え、回答率を上げるよう改善していく。
- ⑭ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとアセスメント・ポリシーの関連性の構築が必要である。それらに基づき学生達成度、第三者評価、成績到達度などを集約し総合的に分析する必要がある。
- ⑮現行カリキュラムの課題を明確にし、本学のディプロマ・ポリシーを達成するため、令和 7 年度申請に向けて、カリキュラム検討委員会が中心となり検討を進めている。

以上のことから、本学においては、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを適切に実施していると判断できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、シラバスに基づいた授業を展開している。シラバスには、学修内容、授業の位置付け、ディプロマ・ポリシーとの関連、達成目標、成績評価方法・基準、授業計画・授業内容、予習・復習・レポート課題を明記し、高い学習効果を得られるよう工夫している。シラバスは毎年度更新し、2025 年度シラバス作成では第三者チェックを行う体制が整備されている。学生・教職員のほか、第三者が確認できるようにしている。学生には各種オリエンテーションを開催し、シラバスに沿って本学の理念・教育目標・授業内容等について説明している。また、シラバスにはカリキュラムマップ、教育課程の構成、看護師・保健師課程別に科目配当表及び学習プロセスイメージを掲載し、カリキュラムの体系的な理解ができるようにしている。さらに、学生アンケートにより、授業や成績評価がシラバスに従って行われているかなどの確認も行っており、概ねシラバス通り（4.2～5）との評価を得ている。

本学では、自己点検・評価委員会と教務委員会が中心となり、自己点検・評価の結果指摘された課題について教育体制についての改善に取り組む体制を取っており、この体制が PD CA サイクルに対し有効に機能しており、高齢化の進行するこの地域の課題である認知症に対応できる認定看護職の養成の必要性が自己点検・評価委員会で議論されたことを受けて、教務委員会を中心に検討が行われ、教育センター（認知症看護認定看護師教育課程）の開設につながった。

本学の卒業時の学修成果の一つとして、高い国家試験合格率がある。看護学科の性質上、看護師を目指す学生達が看護師の国家資格を取得することは、本学で勉学に励む大きな理由である。本学では、国家試験対策委員会を設置し、国家試験資格取得に向けた学習指導・支援を行っている。その結果、本学の国家試験合格率は現状 2 年間の実績ではあるが、100% (2022 年度) 92% (2023 年度) と高い。今後も、継続して授業の質を高めるとともに、学問の理解を基本に置きながら、また学修成果を適切に把握しながら、国家試験対策講義やガイダンス等も行い、看護学科を開設している本学の役割を果たしていく。

本学の長所や特徴として、アドバイザー制が整っており、学生個々の諸問題に対してタイムリーな個別指導を行うことができている。また、国家試験対策委員を中心に全学的に保健師・看護師国家試験受験に対してサポートを行っている。さらに、新潟県中部地方に位置する本学は、地域の特性を生かし、社会情勢および地域のニーズに応える実践者の育成につながる「災害看護学」「へき地看護論」「緩和・ターミナル看護論」「認知症ケア論」等を設定しており、将来的に地域に貢献できるような人材の育成に努めている。

一方、以上の記述は、現状である程度できているが、教育課程の質の向上に向けては、課題も多いことを認識しており、今後も自己点検・評価システムによる PDCA サイクルを有効に活用し、改善に努めていく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、教学に関する多様なデータを一括管理し、その分析を行い、学修者本位の教育の質の向上につなげるサイクルを確立するには至っていない。策定したアセスメント・ポリシーの実装を図るため、教務委員会を中心に、IR 推進室（仮称）の設置も視野に入れて、学修成果の可視化に向けて、学修達成度の評価手法、算出方法などを検討するとともに、その結果を活用した教育の質の向上に向けた改善に取り組んでいるところである。

双方向学修支援システムの導入や学修成果の評価の把握・可視化に有効なループリックを活用した評価を、実習科目や演習科目に導入し、実習科目や演習科目の改善に繋げることにより、教育の質の向上に取り組んでいるところである。

以上のように、本学は理念「崇徳」とそれに基づく教育目標を定め、これらに基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めホームページに公表している。自己点検・評価委員会はこれらのポリシーの内容について定期的に検証し、教務委員会、入試広報委員会等に改善の指示を行うことになっている。

カリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに基づき、順次生・体系性に配慮して、編成されている。シラバスには、授業内容、学修目標（到達目標）、学修内容、評価方法、準備学修（予習、復習等）に必要な時間またはそれに準じた具体的な学習内容を明記し、学習効果の上がるよう配慮している。授業は、講義、演習、実習を組み合わせ、科目に応じた適切な授業形態を採用している。

効果的な教育を行うための措置として、アドバイザー制、オフィスアワーなどの設定により、学修指導をきめ細かに実施している。また、学生の主体的な学びを促すため、アクティブ・ラーニングの手法などを取り入れている。学生アンケートを実施することにより教育内容・方法及び教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結び付けている。

成績評価・単位認定については、GPA、CAP 制を導入するとともに、単位の実質化を図り、

学則等の規則に基づき、厳格に行っている。学位授与についても、卒業単位条件を満たし、ディプロマ・ポリシーの要件を満たすことを教務委員会で審議・確認している。これらの学修成果に加え、国家試験合格率、就職率などの指標とともに、教務委員会、カリキュラム委員会、FD 委員会、教授会等で定期的に把握し、その結果を教育課程や教育方法の改善に反映させている。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
看護学部看護学科	学生募集要項
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
入学者選抜試験規程	長岡崇徳大学規程集
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

本学は単科大学として、看護学部看護学科のアドミッション・ポリシー（「求める学生像」および「求める学力と入学者選抜の基本方針」）を定めている。（根拠資料：第4章基本情報）を設定している。

「求める学生像」の中では、ディプロマ・ポリシーの5項目（「豊かな人間性と高い倫理観」「看護実践力」「連携・協働力」「探究力」「地域的・国際的視野」）を達成するための入学者の資質として、具体的に以下の項目を示している。

- 1) 柔軟性と協調性を有し、人との良好な関係を保つことのできる人
- 2) 看護専門職として地域の医療、保健の向上のために貢献したい人
- 3) 看護を学ぶ上で基盤となる基礎学力のある人
- 4) 健康と生活に関心があり、新たな課題に向かって自ら進んで学ぼうとする人
- 5) 自分の考えや行動に責任を持ち、自分の考えを伝えることができる人

「求める学生像」の内容は、本学の教育目的に基づき、看護を学ぶ上での基礎学力、看護専門職として医療や保健の向上を目指す明確な意志、看護職として連携・協働していくために必要不可欠な柔軟性や協調性、責任感を有する者として明確に示している。入学者選抜における「求める学生像」の判定に関しては、アドミッション・ポリシーの「求める学力と入学者選抜の基本方針」に従い判定しており、学生募集要項には具体的な各選抜試験の出願資格と選抜方法を明示するとともに、年7～8回実施しているオープンキャンパスにおいて「入試説明」などのプログラムを通して参加者に直接アドミッション・ポリシーについて説明を行っている。（根拠資料：基本情報一覧「学生募集要項」、大学パンフレット、ウェブページ）

「求める学力と入学者選抜の基本方針」では、入学者に求める学力について説明するとともに、看護職を目指す学生を多様な人物から受け入れるために、一般選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、大学入学共通テスト利用選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、総合型選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期）、学校推薦型選抜入試（指定校推薦選抜Ⅰ期・Ⅱ期、公募推薦選抜Ⅰ期・Ⅱ期）、新潟県特別選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、社会人特別選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）等の多様な入学選抜方法により行うことを明示している。また、各入学者選抜試験の選抜方法には、プレゼンテーション、面接、学力筆記試験、志願者が作成する志望理由書を組み合わせ、選抜試験の特徴に応じた入学者選抜を実施している（根拠資料5-8）。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を公平、公正に実施するため、学生募集及

び入学者選抜の制度、運営体制等に関する業務を本学では「入試・広報委員会」が担い、毎月実施する委員会において検討を行っている（根拠資料 5-1）。検討の過程で問題点が認められた場合には改善に繋げている。また、入学者選抜に関する組織体制・教職員の分掌を明確にし、その任に当たっている（根拠資料 5-8）。

学力筆記試験に関しては、出題科目とその範囲、配点、出題者の決定と問題作成、校正手順等を明確に定めている。具体的には学外の問題作成者を含めた 2 名の合議で問題を作成し、さらに別の 2 名の学内教員が問題の校正を実施している。プレゼンテーション、面接、志望理由書に関しては、採点基準と採点方法を定め、各入学者選抜試験実施の数日前には教職員へのオリエンテーションを実施し、当日の選抜試験が公平、公正に実施されるように努めている。

可否の判定は、入学者選抜試験規程に基づき「拡大入試委員会」で審議して原案を作成し、教授会の議を経て学長が決定する（根拠資料 5-2）。公正な入学選抜を行うため、可否判定で使用される選考資料には、選考に関係しない、受験生の属性（氏名、性別、年齢、現役・浪人、出身高校、欠席日数等）を記載せず、受験者の成績から可否判定基準に従って、可否判定が行われている。

障がいや疾病等のために入学試験や入学後の学習において配慮を必要とする学生への支援として、本学では「障がい学生支援室」が設置されている。入学志願者に対しては、学生募集要項やホームページに配慮を必要とする方への事前相談の案内を記載し、「障がい学生支援室」と連携を取りながら個別に対応する体制となっている。（根拠資料 学生募集要項、ウェブページ）。

上記に記載した内容については、受験生や保護者、高校教員、さらには地域社会に広く周知するため「大学案内」「学生募集要項」「大学ホームページ」「入試ガイド」等に掲載し、オープンキャンパス、進学ガイダンス、高校訪問、出前授業など様々な機会を活用して周知している。また、SNS を使った周知とオンラインやチャット機能による個別相談にも応じている。全学体制で実施するオープンキャンパスは、土日を利用して年 7～8 回実施しており、その他に平日の夕方に開催するイブニング個別相談会も 1 週間単位で年 2 回実施している

以上のように、本学では学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していると判断できる。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

本学は平成 31（2019）年の開学より、入学定員を 80 名として学生募集を行っている。令和 3（2021）年は 74 名、令和 4（2022）年は 76 名が入学し、定員 80 名に近い入学生を迎えることができたが、令和 5（2023）年の入学生は 44 名、令和 6（2024）年の入学生は 46 名と減少した。入学定員に対する入学者数比率の 4 年間の平均は、0.75 となっている。（根拠資料 大学基礎データ表 2）。令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 232 名で、収

容定員 320 名に対する比率は 0.725 となっている。入学者の減少要因としては、本学教員・学生の活動・活躍の周知不足、県内大学の看護学科の新設、経済的理由による看護専門学校への進学志向、COVID-19 の落ち着きによる県外進学者の増加なども考えられるが、組織的要因として、本学の受験者獲得に向けた PDCA サイクルが十分に機能してこなかったと考えている。そこで受験者獲得に向けた PDCA サイクルを回すため、関連する委員会を横断した「広報 80 プロジェクト」を結成し、SWOT 分析なども活用しながら定員確保に向けた現状の分析・問題点の抽出・改善施策等を検討しており、抜本的な改善施策に繋げる努力をしているところである。具体的には、マスメディアによる大学の周知、近隣市町村の在住・高校在学者への入学奨励、オープンキャンパス参加者の入学検定料減免などの経済的サポートなどを新設した（根拠資料 5-3、5-4、5-5）。入試・広報委員会を中心に、オープンキャンパスの回数・開催時期・プログラム内容の検討や学生スタッフの育成、オープンキャンパス参加者へのフォローアップ、模擬授業による高校訪問や進学ガイダンスの強化、Web 広告や SNS による情報発信の強化、中学生の上級学校訪問の積極的受け入れなどに取り組み、教職員が一丸となって学生確保に努めている。

本学では定員未充足の状態が続いていることから、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているとは言い難いが、定員確保に向けて組織的に PDCA サイクルを強化する方策として、入試・広報委員会などを中心にした全学組織「広報 80 プロジェクト」を立ち上げ、SWOT 分析なども活用しながら定員確保に向けた現状の分析・問題点の抽出・改善施策等を検討しており、抜本的な改善施策に繋げる努力をしているところである。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

入試・広報委員会、教務委員会、自己点検・評価委員会などを中心として、前年度に行った学生の受け入れが、募集要項及びアドミッション・ポリシーに基づき、適切に学生の受け入れが行われているかを定期的に点検・評価している。その結果、行った入学者選抜方法により、おおむね求める学生像に適合した入学者を確保するとともに、選抜試験が適切に行われるとともに、公正・公平に行われていることを確認している。

上記の点検・評価結果を基に、入試・広報委員会では、学生の受け入れにつながるように、募集日程、選抜方法、募集人員の検討・改善に向けた取り組みが行われている。

検証結果に基づく改善事例としては、「希望する受験生への成績開示」、「Web 申請を計画」などが挙げられる。

これらの点検・評価・改善の取り組みは、まとめて教授会に報告され、全学で共有されている。

学生の受け入れに関する点検・評価として、ベンチマークとなる項目を定め「広報・管理

分析表」を用いて継続的なモニタリングを実施している。ベンチマークとしては、「ガイダンス参加者」「ホームページのアクセス数」「Web 広告の表示・クリック数」「資料請求数」「オープンキャンパス参加者数」「出願者数」「受験者数」「入学者数」等である。この「広報・管理分析表」は毎月実施される入試・広報委員会にて検証され、随時対策を協議し、さらに「大学運営会議」「教授会」での報告と検討を行っている。入学者確保においては、「Web 広告」等の接触から「資料請求」「オープンキャンパス参加」へとつなげ、さらに「志願・受験」「入学」に至るコンバージョン率を上げることが重要となるが、本学では特に「資料請求」から「オープンキャンパス参加」のコンバージョン率を上げることが喫緊の課題であると考えられている。そのため高校教員にヒアリングを行い、高校生がオープンキャンパスに参加しやすい時期・回数等を検討するとともに、看護体験などのプログラムを充実させた。オープンキャンパス以外にも、「イブニング相談会」「あなただけの相談会」と銘打った個別相談会の充実を図り、小規模ではあるが看護学に特化して深く学べる本学の教育内容・教育環境の特長をアピールしている。また、学内の「高大連携委員会」と協働して、「学びの看護体験」銘打った看護大学一日体験入学（カレッジインターンシップ）を企画し、オープンキャンパスからより本学に関心をもってもらうための誘導を図ることで、出願に至る高校生も認められるようになった（根拠資料 5-6、5-7）。さらには、出願における手続きの簡便化を図るために、令和 7（2025）年度に実施する入学者選抜試験から Web 出願に変更する予定で準備を進めている。

以上のように、本学は学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

1) 長所

ディプロマ・ポリシーの 5 項目を達成するための入学者の資質として、5 項目のアドミッション・ポリシーを設定し、「大学案内」「学生募集要項」「大学ホームページ」「入試ガイド」等に掲載するとともに、オープンキャンパス、進学ガイダンス、高校訪問、出前授業など様々な媒体や機会を活用して周知を行っている。選抜試験では、大学入学共通テスト利用選抜入試を除いてすべての選抜試験で面接を実施することで、学力だけでなく、看護職を目指す意志、看護職として連携・協働していくために必要不可欠な柔軟性や協調性、責任感等を判断する選抜試験を実施している。また、アドミッション・ポリシーに沿って、看護職を目指す学生を多様な人物の中から受け入れるために多様な選抜試験制度を設けており、各選抜試験に応じた公平・公正な選抜を実施できる組織体制と方法が整備されている。学生の受け入れに関しては、入試・広報委員会を中心に課題が検討され、全学的な協力体制のもと取り組みが行われている点が長所としてあげられる。

2) 問題点

定員に対する入学者を安定的に確保できていない課題がある。その組織的要因として、本学の受験者獲得に向けた PDCA サイクルが十分に機能してこなかったと考えている。そこで受験者獲得に向けた PDCA サイクルの実質化を目指し、関連する委員会を横断した「広報 80 プロジェクト」を結成し、SWOT 分析なども活用しながら定員確保に向けた現状の分析・問

題点の抽出・改善施策等を検討しており、抜本的な改善施策に繋げる努力をしているところである。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえてアドミッション・ポリシーが策定されており、「求める学生像」、「求める学力及び入学者選抜基本方針」が示されている。アドミッション・ポリシーの周知もホームページや募集要項などを通し、適正に行われている。入学者選抜方法にあるように多様な選抜試験制度を設けており、選抜試験の特徴に応じた入学者選抜を公平・公正に実施できる組織体制と方法が整備されている。今後、現状を更に点検・評価し、不断の改善・質の向上を目指していく。

収容定員の未充足が続いていることに対しては、受験者獲得に向けた PDCA サイクルの実質化を目指し、関連する委員会を横断した「広報 80 プロジェクト」を結成し、SWOT 分析なども活用しながら定員確保に向けた現状の分析・問題点の抽出・改善施策等を検討しており、抜本的な改善施策に繋げる努力をしていく。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
求める教員像及び教員組織の編成方針	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/02/8271da79b3673ecdb5f2d35a6bbb83fa.pdf
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部・学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
指定学校概況	【報告7】専任教員表
2024 学生便覧	教育課程表
	令和6年度各種委員会編成
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

〔学士課程〕（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		29	9	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	看護学部	29	9			
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、〔専門職大学及び専門職学科〕及び〔専門職学位課程〕表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1〔全体〕：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

〔専門職大学及び専門職学科〕※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注2）	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体（注1）							大学基礎データ（表1）
学部・学科等							
備考：							

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。

注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
○○学部	専ら従事する教員		●以上					
○○学科	それ以外の当該大学の教員		●以下					
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科 (薬学)	それ以外の当該大学の教員		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみ使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする）。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外の当該大学の教員		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								

備考:
根拠資料

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条
 ※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。のみなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。
 ※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

【修士課程】

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
					大学基礎データ(表1)

備考:大学院未設置

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

【博士課程】

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
					大学基礎データ(表1)

備考:大学院未設置

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

【大学院の専門職学位課程】

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 (注)	うち、のみなし専任教員数と割合	根拠となる資料

備考:大学院未設置

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条
 ※「実務家教員数」及び「のみなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「のみなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
「設置の趣旨を記載した書類」 p40～p44	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/06/c3dea2cbb7bd5a3c121381a87dd26ff0.pdf
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
教員選考規程	長岡崇徳大学規程集
教員資格審査規程	長岡崇徳大学規程集

教員資格審査規程細則	長岡崇徳大学規程集
教員選考基準	長岡崇徳大学規程集
教員採用手順	長岡崇徳大学規程集
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

《求める教員像及び教員組織の編制に関する方針について》

本学は、平成31年4月に看護学部看護学科1学部1学科の単科大学として開学した。大学設置認可申請書の「設置趣旨等を記載した書類」においては、教員組織の編制の考え方及び特色を述べている(根拠資料6-1【ウェブ】 pp.20)。教員組織の編成の考え方として、本学は建学の理念である「崇徳」の理念のもと、教育目的、教育目標を定め地域密着型大学として教育課程を編成し、専任教員の配置については、学部のマネジメントを行う学部長の下、看護学の専門領域を重視した看護教員を配置している。具体的には、本学は特に保健師養成課程を選択制で設置しており、かつ、地域包括ケアシステムに対応できる看護教育の充実を図るために、実践・教育ともに豊富な保健師資格のある教員を複数名配置している。また、地域の特性として、災害看護、精神看護、認知症看護を専門とする教員を開設初年度より配置した。

また、大学開学にあたっての教員組織編成の基本は、大学設置基準はもとより、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則った組織編成にする必要があり、現在も法令に基づいた人数構成としている。大学の設置認可申請時の教員募集に際しては、法令に基づく人数に加え、本学が目指す「地域密着型大学」を具現化すべく、教育・研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、熱意を持って真摯に教育・研究に取り組む教員を採用している。

このように、大学設置認可申請時に定めた教員組織の編制の考え方を踏まえた組織を構築してきており、その考え方を踏襲した形で、現在は「求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」として明文化し、本学ウェブサイトで公表している。

本学に必要な専任教員数について、大学設置基準第10条に「大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする」と定

められており、別表第一の学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数は12名（うち、教授6人以上）となっている。また、別表第二の大学全体の収容定員（320人）に応じ定める基幹教員数は6名（うち、教授3人以上）となり、合計すると18名（うち、教授9人以上）となる。教授については大学開設時に設定した特例規程により教員組織を組み、完成年度の令和4（2022）年度まで採用を行ってきた（根拠資料 6-2）。特例規程に定めた年齢に達した教員が完成年度をもって退職し、以降の教員採用は教員採用の年間計画を定め、随時公募等により補充を図ってきている。

看護学部では、大学設置基準上の必要専任教員数は18名であるが、本学の専任教員数（助教以上）は29人であり、このほかに実習・演習等において適切に対応するため、2人の助手及び7人の実習補助教員を配置している。これにより、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に基づき、文部科学大臣が指定する保健師助産師看護師学校養成所として認可されている。なお、同規則の規程に基づき毎年度、教員数も含めた「指定学校概況」を文部科学省に提出してきている（根拠資料 6-3）。本学では、いわゆる一般教養科目である基礎教育科目2名の専任教員のほか、看護学部の専任教員は専門基礎科目と専門科目（基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学）と地域・在宅看護学の専任教員及び非常勤講師で構成している（根拠資料 6-4）。

教員の科目担当適合性や学習成果の達成につながる教育・研究等の実施に適った教員構成については、FD委員会が主体で実施する学生からの「授業評価アンケート」が重要な指標となっている他、看護に関する豊富な実務経験や教育経験を有する教員を配置しており、さらに、学部教育としての一定の研究機能を果たすことから、博士号等の学位や十分な研究業績を有する教員を配置している。

《他大学又は企業等の人材の教員任用について》

本学はクロスアポイントメント制度等の運用は行っていないことから、他大学又は企業等の人材を教員等には任用していない。しかし、今後多様な実務経験をもつ教員からの教授は重要と捉えており今後整備をしていく予定である。

《教員と職員の役割分担、協働・連携について》

本学の教育・研究活動の重要な活動である委員会活動について述べる。本学は学長を教学に関する最高責任者とし、意思決定を行っている。また、本学は現状看護学部看護学科の1学部1学科であり、学部教育の責任者である学部長が学部長任免規程により任命されている（根拠資料 6-5）。学部長は学部を統括する責任者であると同時に、学長の命を受け、教務及び大学の運営を補佐している。また、教育・研究を含めた大学の管理・運営について議論する組織として大学運営会議を置き、学長の下、学部長、教務委員長、学生委員長、入試・広報委員長、図書館長、大学事務局長により組織され、看護学部の運営について検討・調整を行っている（根拠資料 6-6）。教授会は学長が意思決定を行うにあたり、専門性に基づき審議し、意見を述べる機関として教授会規程に定められており、原則として月1回開催されている。教授会規程第2条各号に定められている、教育課程、学生の入学、卒業、教員人事など、教育研究に関わる重要事項を審議・諮問の上、最終的に学長が意思決定する（根拠資

料 6-7)。また、大学運営会議及び教授会には職員側から大学事務局長も陪席しており、一般的な知見、事務的な見解を述べることとしている。

現在活動している専門委員会は看護学部の専任教員と事務職員で編成され、それぞれの委員会目的に向けて職務を遂行している。

また、本学の運営を効果的に推進するため、本学には学長直轄の4つの委員会として、大学将来構想委員会、教員人事委員会、ハラスメント対策委員会、自己点検・評価委員会が設けられている。その他、図書館運営委員会をはじめ、各専門委員会は委員会規程に準じて教育研究及び大学運営に関する事項を審議し、改善策を協議しており、目的に応じて適正かつバランスよく議論されるよう、教員及び事務職員を配置している。各委員会の委員長及び担当教員配置については、学部長のマネジメントのもと年度ごとに見直され、適材適所に割り当てられている。各委員会には大学事務局から担当課の職員がそれぞれの委員会の事務を担っており、大学の意思決定を行うための下支えとなっている。

《授業を補助する指導補助者への責任関係や役割等を定めた指導計画》

本学は1学部1学科で看護学を教授するため、臨地実習が必修科目となっている。臨地実習については1・2年次に基礎看護学実習、3年次に領域別看護学実習、4年次に統合実習が生まれ、保健師を選択する学生は、上記に加え保健師実習科目が加わる。実習の効果的運用のために協議する場として、各科目責任者による実習委員会を本学に置いている。実習委員会では指導計画として領域ごとに実習要項を定め、学生にオリエンテーションで説明している。なお、臨地との調整・統括する実習コーディネーターを置いている(根拠資料6-1 pp.40 4実習指導体制と方法 図2)。また、専任教員は、学内の講義や演習を担当しながら臨地での実習指導も兼ねることから、教員を補助し、臨地での実習指導を行う助手・非常勤実習助手を配置している。実習における助手の役割を以下の通り定めている。

【助手、非常勤助手の役割】

- (1) 実習施設における実習指導
- (2) 実習施設との連携・調整
 - ① 担当する実習場所の看護の実際について把握しておく。
 - ② 担当する実習場所の臨地実習指導者、スタッフとの人間関係を構築する。
 - ③ 実習要項に沿い、実習の方針を担当実習場所のスタッフへ周知する。
 - ④ 学生の学習レディネスを担当実習場所のスタッフへ周知する。
 - ⑤ 受け持ち患者・家族との人間関係を調整しておく。
 - ⑥ 実習カンファレンスを臨地実習指導者またはスタッフと持つ。
- (3) 学生の健康状態、学習レディネスの把握
- (4) 担当する実習場所・受け持ち患者についてオリエンテーション
- (5) 必要時、助言・指導
- (6) 実習指導者会議への参加
- (7) 専任教員への実習状況報告

また、実習先には、実習調整責任者および臨地実習指導者を配置し、実習コーディネーターと連絡・調整をしている。実習の運営にあたっては実習科目責任者が、実習コーディネー

ターと連携し、実習先の実習調整責任者と調整を行っている。実習先の実習調整責任者は、臨地実習指導者と調整をして実習に向けて実習学生の受け入れ準備を行い、課題や問題があったら連携して支援ができる体制としている。病院実習における臨地実習指導者は、臨地実習指導者講習会を修了した者、またはそれに準じる能力を持ち、実習先からの推薦を受けた者とし、実習ユニットごとに1人を配置して実習中の学生の学びをサポートしている。また、大学において実習指導者会議を年2回開催している。なお、実習指導者会議では、実習指導に資する目的で研修会を実施している。以上のように、本学では実習において助手や臨地実習指導者に実習の一部を担当させているが、責任関係や役割については「設置の趣旨を記載した書類」の「実習の具体的計画/7実習水準の確保の方策」において、非常勤実習助手と専任教員との連携について説明している（根拠資料6-1 pp.42）。

以上のことから、本学では「教員組織の編制に関する方針」に基づき、教育研究活動を安定的かつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

本学の教員採用について、欠員補充は原則公募により募集を実施しており、教員選考規程に基づき教員人事委員会により、厳正かつ透明に審査・選考を行い、教授会の審議を経て、最終的には学長が採用を決定する。

教員の資質・資格及び採用等に係る選考手続きについては、教員選考規程に明確に定めている（根拠資料6-8）。また教員の内部昇任についても同様に基準等を定めており、現状年1回、学長の諮問委員会である教員人事委員会で、研究業績等に基づき慎重に審議される（根拠資料6-9）。

教員年齢構成は30歳から70歳まで全体としてバランス良く教員を配しているが、教授については、比率的に本学が定める教育職員の定年である70歳に近い教員が多いことから、この点については今後の課題である（根拠資料 大学基礎データ表5）。

また、教員の多様性については、看護学部という性格上、看護職経験が望まれることから、女性登用の割合が高くなる傾向にあり、令和6年5月現在、女性専任教員22名、男性専任教員7名となっている。学内体制では例えば、後述の第7章で述べる学生相談員は女性教員1名、男性教員1名、女性事務職員1名を任用し、学生、教職員が相談しやすい体制をとっている。

以上のことから、本学では教員の募集、採用、昇任等を適切に行っており、また、教員の多様性に配慮していると判断できる。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

《教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組み》

教育実践能力向上のため、大学開設初年度から学内にFD委員会を設置し活動を行っており、開学から完成年度までの同委員会の活動内容をまとめたものを「長岡崇徳大学研究紀要第3号」内にて、「長岡崇徳大学教育実践能力向上のためのFD活動」（倉島他、2022）としてまとめている（根拠資料6-10）。

以下、本学のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な取り組みについて述べる。

・FD研修会の企画

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間にわたり、外部講師（新潟大学経営戦略本部教育戦略統括室 齋藤有吾准教授）によるFD研修会を企画した。研修会1年目は「大学における授業評価の必要性とその意義」（参加率100%）、2年目は「ルーブリックの作成と評価方法」（参加率93.5%）、3年目は「ルーブリックによる評価とその活用—学生を評価主体として育成するために—」（参加率100%）であった。この3年間の研修会を通じて、教員個人や本学で学生主体の評価を進めていくための示唆を得ることができた。さらに教員からの要望が多かった課題として、「実践報告から研究報告へ」と題して、学内の教授から研究活動を進めるにあたっての実践報告と研究報告の違いについて研修会を企画し、本学教員の研究推進の一助とできた。

・授業評価アンケートの実施

看護学部では、授業内容・方法の改善に資するため、開学当初から毎年度全授業科目について「授業評価アンケート」を実施している。アンケートは12質問項目をもって構成しており、質問項目ごとに5段階で回答することとしており、併せて、授業に対する要望等を自由記載することとしている。各教員はアンケート結果を真摯に受け止め、授業内容・方法の創意工夫、教育の質向上に務めている。学生への説明や意識付けについては、新年度の前期・後期オリエンテーションで学生に授業評価アンケートの目的を説明し意識を高めている。課題としては、回収率が年々低下していることに対し、解決を図るため原因について分析検討した結果、学生への説明がわかりにくいことも要因の一つと考えられたため、科目最終日授業終了前に行う説明内容について、授業評価の目的、方法、匿名性について簡潔でわかりやすいような内容にした。また、アンケート結果は、科目担当者へ配布し、授業改善に活か

すようにし、学生に対しては学内ポータルサイトを通じて周知し、本学ウェブサイトでも公表している。

アンケートの実施方法は、講義も演習も実習もすべて紙媒体から web で行うように変更した。また、授業評価項目についても、施設設備等に関する質問は削除し、より授業改善に活かせる内容に修正した。

・公開授業見学の実施とピアレビュー評価

開学2年目より公開授業見学実施要領に基づき実施をしてきた。しかし初年度は Covid-19 による見学者数制限等もあり参加者が少なかった。学年進行とともに教員の担当科目が増え、前期・後期共に授業準備や実習の準備に追われて授業見学ができなかった教員が多かった。公開授業の期間を延長して見学できる機会を多くとる工夫もしたが、時間的な余裕がなくピアレビューができた授業は少なかった。特に年度後期については令和3（2021）年度以降、実習指導をしながら自分の担当科目の授業をするために大学に戻るという過密なスケジュールが続いており、公開授業見学をする時間はとれない結果となった。今後、多くの教員が参加可能な曜日、時間等を選んで、公開授業見学を設定するなどの改善を行うことにしている。

《教員の研究活動、社会活動等の活性化や資質向上を図るための組織的な取り組み》

本学教員の研究活動の活発化を促し、その成果の発表のため、令和2（2020）年度から毎年度1回研究紀要を発行している。投稿論文については学内の査読委員により審査を行い、その結果に基づき紀要委員会において原稿の採否・修正の指示等の決定を行っている。発行開始からこれまで3巻出版し、長岡崇徳大学リポジトリ内で公表している（根拠資料 6-11【ウェブ】）。

教員の研究活動を推進していく目的で、令和6（2024）年度、新たに研究推進委員会を立ち上げた（根拠資料 6-12）。研究活動の資質向上を図るため、研究倫理委員会と共同開催という形で、令和7（2025）年1月に順天堂大学大学院医療看護学研究科の講師を招聘し、「研究倫理セミナー」を開催した。目的は、研究の倫理的視点についての基本的な考え方や研究計画書の倫理審査で求められている倫理的な視点についての理解であった。

社会貢献に関しては、長岡崇徳大学 地域連携・貢献委員会を設置し、この委員会を中心に社会貢献の活性化や質の向上に取り組んでいる。具体的な社会貢献活動の詳細については、第9章で後述するが、近年急増する認知症患者をケアできる日本看護協会認定看護師養成機関への申請や、新潟県長岡保健所との連携による難病患者への ICT サポート活動、地元長岡市との連携協定に基づく子育て支援活動など、本学が得意とする医療・保健分野への参画を果たしている。

《教員の業績を評価する仕組みの導入》

教員の教育活動、研究活動、社会活動に関する報告書については、毎年、全教員が年度末に「活動評価シート」として、研究業績だけでなく、教育活動や社会活動における実績等も含め、教員自身が自己評価をした上で提出している（根拠資料 6-13）。しかし、「活動評価シート」を基にした教員の業績評価・人事考課は学長により行われてはいるが、その制度は

十分確立されておらず、その制度・仕組みについて教員人事委員会に置いて更に検討を重ね、公正で信頼性の高い評価の仕組みの確立を目指す。

以上のように、本学では、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では令和4（2022）年度の完成年度をもって、特例規程で就任していた多くの専任教員が定年退職となったことから、大学設置基準で定める専任教員数を確保すべく、令和4（2022）年度当初より公募による活動を実施した。特に看護学領域ごとに教授が欠員となる場合に、授業科目によっては学生への教授に対して支障を来すことから、特に教授の確保については優先的に行ったが、結果として完成年度終了後の令和5（2023）年度当初時点で、専任教員数は設置基準を満たしていたものの、教授数については設置基準より1名不足する結果となった。このことについては文部科学省により実施される学校基本調査及び学校法人運営調査の際の自己点検リストにおいて状況報告を行い、その調査結果については文部科学省通知（5文科高第1960号）において指導事項として通知を受けた。なお、令和5年度は年度当初より適正な教員組織となるよう改善を目指し、積極的に教員公募活動を実施し、必要教授数については速やかに是正した。

令和5（2023）年度以降は、学部長のマネジメントのもと、教員組織の年度計画を立て、教員人事に関する諸規程の整備や計画的な募集計画、学内教員の昇任人事等を実施してきている。また、学長を委員長とする「教員人事委員会」について令和5（2023）年度は年間7回実施し、看護領域ごとの充足状況の確認や点検を実施した。このような教員人事委員会の定期開催によつて的確な教員組織の実態の把握ができた。この定期的点検・評価に基づき、年間を通じての計画的な教員公募を実施し、基礎看護学、小児看護学、母性看護学領域の教授を適宜に補充することができるなど、教員組織の改善への効果的な取り組みへとつなげている。

以上のように、本学では教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

現状分析で述べた特例規程での教授退職による教授数減により、適正な教員組織維持のため、計画的な教員公募の必要性を認識し、教員人事委員会を設置した。学長を委員長とする「教員人事委員会」では令和5（2023）年度に年間7回の委員会を定期開催し、看護領域ごとの充足状況の確認などの点検を実施した。「教員人事委員会」の点検・評価は、年間を通じての計画的な教員公募に繋がっており、教員組織運営上効果的な取り組みとなっている。

また、本学のFD活動については、現状分析で述べたように完成年度までの4年間の活動を研究紀要としてまとめ、5年目以降に繋げてきた一連の活動は本学教員の教育研究活動の質の向上につながっている。

毎年全学生対象に授業アンケートを実施しており、その結果は各教員にフィードバックし、教育の質の向上につなげている。また同時に、その結果は大学としての教育活動の点検・評価に活用しており、改善・向上につなげている。

今後、教員の教育力向上に向け、FD活動における研修会参加者を増やす制度的工夫や、教育研究の活性化に繋がる年齢、性別、職位を考慮した教員組織の適正化を点検・評価活動に基づき図っていく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は「求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、ホームページを通して、情報公開している。教員選考については、「長岡崇徳大学教員選考規程」に基づき厳密・公正に行っている。教育目標を実現できるよう教員組織を編成し、「教員人事委員会」が、その適切性を点検・評価し、教員組織が大学設置基準を充足していること、専任教員と学生数の比、年齢構成等について水準を十分に満たしていること等を確認している。

今後、社会動向、地域の看護への要望などにも適応できる看護職育成教育ができるよう、FD活動を充実させるとともに、教員・教員組織に関する自己点検・評価活動を充実させ、不断に改善の取り組みを行っていく。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援に関する方針	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/70b0817f1c27c8ea2a05f322787c2a73.pdf
備考：	

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

【学生支援に関する大学としての方針に基づく支援体制】

- ・学生支援の整備と支援の実施

本学は「学生の支援に関する方針」を定め、ホームページに掲載しており、修学支援、生活支援、進路支援について、入学前教育から国家試験対策教育までの大きな枠組みでの支援や、心身の健康増進、就職・進学をきめ細かく支援する方針等を説明している。

本学では「学生支援に関する方針」に基づき、修学支援、生活支援、進路支援等を担当す

る部署を中心に学生支援体制を適切に整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら学生支援を行っている。教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備として、教務委員会と学生委員会は定例会議を月 1 回開催しており、学修や学生生活に関する内容を議論し、諸問題に対し迅速に対応可能な体制を整えている（根拠資料 7-1、7-2）。学年別にクラス担任はいないがアドバイザー制があり、担当教員による小人数指導体制をとっている。年度初めに行う個人面談を含め、年 2 回程度の全学生に対する面談に加え、必要に応じ随時面談を実施している。また、年 1 回保護者会を開催し、保護者に対する大学の基本方針や学生生活の説明、担任との個別面談等を行い、大学・家庭の連携・協力を促進している。これらの取り組みから得られた情報の共有に努め、学生の学修・生活について多面的にフォローする体制を構築している。

学生委員会は専任教員 7~9 名と教務・学生課員で構成され、毎月定例の委員会を開催している。学生の厚生及び学生生活に関する事項の活性化、向上に関する諸課題を協議し改善策の提案を行っている。さらに、学校医と協力し、健康管理・健康支援に関する支援を行っている。

FD 委員会では、年 2 回（前期・後期）に授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は担当教員へ通知するとともに教授会で結果の概要を説明し、次期の授業改善に活かしていただけるよう周知している。学生には、ポータルサイトを通じて結果を周知している。

本学では、学生が健康で豊かで充実した大学生活が送れるよう学生委員会を組織し、学生は学友会、加えて学生保護者主体の後援会と連携を図り学生を支援している（根拠資料 7-3、7-4）。

また、本学は単科の看護学科の大学であるため、バリアフリーを意識した医療の学びに適した設備を整えているわけではないが、車いす対応エレベーター、AED を設置している。合理的配慮を必要とする学生については、障がい学生支援室を設け、対応できるようにしている。

・学生支援にあたってのスタッフ配置

本学はアドバイザー制をとっており、教員 1 名あたり 1 学年 10 名程度の学生を担当しており、3 年次まで持ち上がり制である。各学年にアドバイザー長がおり、各学年のまとめ役的な存在である。アドバイザーは教員が担当しているが、経験年数や職位が偏らないように配慮し、配置している。アドバイザーは学修や進路、人間関係などの様々な不安に対して相談に応じ、充実した学生生活を送ることが出来るようにサポートしている。4 学次は看護課題研究を指導する 2 名程度の学生を受け持ち、国家試験対策や就職・進学の相談に応じている。アドバイザーは、学期ごとに個別の面談を行い、学修を含めた学生生活が順調かどうかの確認と助言を行っている。

深刻な悩みがあって苦しい、友人との関係がうまくいかない、大学に来てもやる気が出ない、興味があったことに関心が向かない、眠れない、食欲がないなどのこころの相談については、臨床心理士が対応している。相談日は毎月 1 回ではあるが、相談ができないことのないように、年度初めに相談日が確保できるように臨床心理士と打合せをしている。

・学生支援に関する学生への情報提供

アドバイザーは入学時に決定されるため、1年生に対しては入学時のオリエンテーションでアドバイザー長およびアドバイザーが紹介され、学生便覧を用いながらアドバイザー制についても説明している。個別の面談については、教員から情報発信し、毎年前期・後期の2回行っている。

学生相談室の存在については、入学時や前期のオリエンテーションで学生便覧を用いながら説明するとともに、心理士の情報などを盛り込んだ名刺大のカードを作成し、2022年度前期オリエンテーションで全校生に配布するなど対策を講じてきた(根拠資料7-5)。令和5(2023)年度以降は1年生に対しては入学時のオリエンテーションで名刺大のカードを配布し、口頭で説明している。学生便覧および名刺大のカードには、アクセスしやすいようにQRコードが記載されている。

ハラスメントに関する情報提供としては、学生便覧に「ハラスメントの防止と解決のために」という項目で記載している。その中には、代表的な4種類のハラスメントとして、①セクシャルハラスメント、②パワーハラスメント、③モラルハラスメント、④キャンパスハラスメントについても説明している。そして、被害を受けたときの対応についても説明するとともに、ハラスメントに関する相談窓口であるハラスメント相談員については、掲示板に記載されていると明示している。また、ハラスメント相談員については、掲示板だけでなくトイレ等の人目に付きにくい所にもハラスメント相談員の氏名とメールアドレスを掲示し、学生が連絡を取りやすいよう工夫している。

【学習面の修学支援について】

・学生の能力に応じた学生サポートの仕組みの整備

一般入試合格者に比べ合格決定の早い総合型・推薦入学予定者を対象に、「入学前教育」を実施している。これは入学まで数か月に及ぶ長い日々を大学生活に円滑に適應するための準備期間として有意義に活用してもらうことを目指している。令和5(2023)年度は、必修としている国語標準講座は、医療学生を対象とした「医療学生のための国語力入門」に変更し、講座内容の精選を図った。また任意受講としている「医療系総合講座」「医療系生物入門」「ベーシック化学」「ベーシック数学」の受講促進を図るため、授業内容の説明を修正した。令和6(2024)年度のプレイスメントテストは、入学生の学力判断として活用することを目的とし、全入学生を対象とすることとした。

本学の図書館は研究・教育・学修に必要な情報を収集・整理・蓄積し、高等教育及び学術研究活動を支援する学術情報基盤として重要な役割を担っている。また、「ラーニングコモンズ・ライブラリー」として学生の共同学習や自学自習を支援する快適な環境を提供している。開館時間は8時~21時までであり、臨地実習を終えた学生でも利用できるような時間帯になっている。また、定期試験に合わせ数日ではあるが土曜日を開館しており、学生が自主的に勉強出来る環境を提供している。

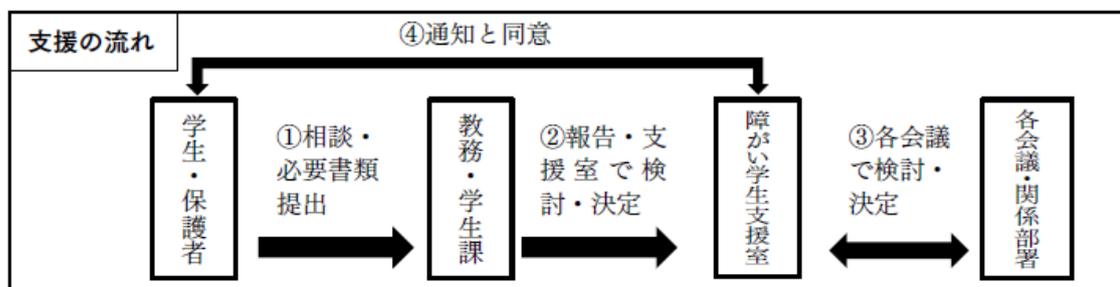
自律的に学習を進められるようサポートもアドバイザーが中心となって行っている。年2回の前期と後期の面談は学業成績が学生に通知された時期に行い、今までの学習状況を振り返るとともに、今後の学習への取り組み方についてアドバイスをしている。また、入学時のオリエンテーションでは、教務委員を中心として、4年間を見据えた履修についての説明および相談のための時間を設けている。

専任教員が曜日と時間を決めて必ず研究室に在室するオフィスアワーを設定している。その時間帯では学生は自由に教員の研究室を訪ねて質問や相談ができる。相談を受ける教員と学生がコミュニケーションを深めるために設定されている。教員によってオフィスアワーの設定時間は異なるため、各学期の初めにポータルサイトで知らせている（根拠資料 7-6）。

基礎看護学領域や成人看護学領域などでは、技術練習などのために、時間外に看護実習室を使う場合は、学生からの申し出によって看護教員が技術演習の指導に当たっている。

・ 障害のある学生に対する修学支援

障がいのある学生への支援については、令和 4（2022）年 8 月に障がい学生支援室を設置し、対応できるようにした。学生に周知するため、「長岡崇徳大学に『障がい学生支援室』ができました」とのチラシを作成し、同年の後期のオリエンテーションで配布するとともに、口頭で説明をした（根拠資料 7-8）。その後は、入学時のオリエンテーションで学生便覧を用いながら説明をしている。「障がい学生支援室」の目的は学生の個人的諸問題について相談に応じ、適切な支援（合理的配慮）を行うことである。支援対象者は、心身の機能に障がい（身体障害、視覚障害、聴覚障害、病弱・虚弱、精神障害、発達障害、難病に起因する障害等）がある学生で、本人・保護者が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められた人である。支援を希望する人は「支援申請書」の提出が必要である。支援範囲は、①修学支援、②学内での生活支援、③キャリア支援、④その他、大学運営会議において必要と認めた支援である。本学では、本人または保護者（保証人）が特別な支援をアドバイザー等の教員に相談し、教務・学生課へ申し出るところから対応が始まるが、主な支援の流れは下図のとおりである。



（図 7-1 長岡崇徳大学 合理的配慮に基づく支援の流れ）

令和 4（2022）年の後期のオリエンテーションで、合理的配慮について説明をし、その後の入学生に対しても入学時のオリエンテーションで説明をしているが、今現在申請者はいない。今後も、障がいのある学生への支援を行っていることを周知していく。

また、私立大学における合理的配慮を理解するために、令和 5（2023）年 8 月に研修会を実施した。講師は能登 宏氏（新潟青陵大学 障がい学生支援室 特任教授）に依頼し、実施した。参加者 32 名（教員 22 名、職員 7 名）であり、アンケート回答者 29 名（回答率 90.6%）からは、講義内容は有意義か？有意義だった・やや有意義だった 96.6%、今後の障がい学生支援に役立つか？そう思う・ややそう思う 96.6%という回答であった（資料 7-9）。

（尚、本学は単科の看護学科の大学であるため、バリアフリーを意識した医療の学びに

適した設備を整えているわけではないが、車いす対応エレベーター、AED を設置している。)

・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者）に対する対応

中途退学、休学及び留年への対応は各アドバイザーの主要業務の1つである。各アドバイザーは、就学に対する不安、家庭環境による影響等に常に注意を払い、関係教職員との情報共有に努めている。予防的観点を持った面談、悩み・不安に対する相談、効果的学習方法の指導やアドバイス等を日常的に行うことにより、これらの問題に適切に対処している。これらの経緯に関しては、アドバイザー会議で報告し情報共有するとともに、学部長へ適宜報告している。休学や退学の意思がある場合にも、アドバイザー面談、保護者・アドバイザー・アドバイザー長面談を繰り返し、当該学生にとって最良の選択が行えるように支援している。また、並行して最終結果までの記録を残し、指導の妥当性検証の資料としている。

授業の欠席が多い学生に対しては、授業欠席に対する学生支援体制として定期試験の受験資格を失う前に各授業担当教員がアドバイザー教員と連携を取り、学生への対応を進めている。具体的には、授業で欠席が続く等の問題状況が発生した場合には、授業担当教員が本人に連絡すると同時に、速やかにアドバイザー教員に連絡し、学生への指導・支援を依頼している。

・ICTを活用する場合の対応

開学時は希望者へモバイルPCを貸与したが、2年目からは新型コロナウイルス感染症の影響で通学が困難になったため、入学時に学生全員へモバイルPCの貸与を始めた（現在も全員に貸与している）。また、新型コロナウイルス感染症の影響から遠隔授業を取り入れるにあたり、学生に通信環境についてのアンケートを行い、通信環境が整っていない学生に対しては大学の情報処理室を利用し授業が受けられる処置を取った。

開学時から学内にWi-Fi環境を構築し、講義室、演習室、実習室等で誰もがWi-Fiを使えるように整備した。また、学生から講義室でWi-Fiが繋がりにくいとの意見があった。それに対しては早急に対応し、円滑なWi-Fi環境が提供できるように整備をした。

・学生の通信環境へ配慮した対応

新型コロナウイルス感染症対策のための遠隔授業を行ううえで、学生にソフトのインストールマニュアルを作成し、事前にログインテストを行った（根拠資料7-10）。ログイン出来ない学生には個々に電話で対応した。各自宅の通信環境等のトラブルで授業に参加出来ない学生のために、授業動画を用意し後日視聴覚室で視聴出来るように準備を行った。

【経済面の修学支援について】

・学生に対する経済的支援（授業料減免、奨学金を通じた支援等）

日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援を行っていると同時に、地方自治体や民間企業からの奨学金の案内は適宜学生に周知している。本学では、看護師を目指し、卒業後、長岡医療と福祉の里（里グループ）が運営する施設に就職を希望する学生を対象とした独自の奨学金である「長岡医療と福祉の里奨学金」がある。

また授業中や実習中に生ずるおそれのある傷害、感染事故、身体・財物への賠償に備えた、

日本看護学校協議会共済会の保険である、総合補償制度 Will [ウィル]に、学生全員が加入している。また、パソコンの貸与、路線バス定期代金の全額補助遠方出身者にはアパート代金月額1万円補助などを行っている。

本学では、学生に居住と勉学の間を提供し、学生生活の充実に寄与することを目的として設置した、崇徳厚生事業団マンション EIWA がある（根拠資料 7-11）。学生宿舎の入居資格は本学に在学している者であり、入居基準は、自宅が遠方のため通学が困難で、概ね日本学生支援機構の給付型奨学金基準程度の者である。

【生活支援について】

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談

学生全体に対しては、前期のオリエンテーションで①定期健康診断の受け方、②予防接種、③健康管理ファイル、④保健室の使用、⑤新型コロナウイルス感染症対策などについて、後期のオリエンテーションでは①新型コロナウイルス感染症対策、②今後の予防接種などについて説明している。健康管理ファイルには、①健康診断報告書、②予防接種の履歴および今後の予防接種結果などを綴るように指導している。1年生は6月、2年生は12月に健康ファイルのファイリング内容の確認および感染症カードの記入確認をしている。

健康面サポートのため、保健だよりを年3回発行し、ポータルサイトと学内に掲示した（根拠資料 7-12）。2023年度の内容は、①健康診断予防接種・熱中症、②食中毒・ストレスとこころ、③インフルエンザについてである。保健だよりはポータルサイトと学内掲示をすることで、学生に周知している。

臨地実習では予防接種の実施が求められるため、予防接種が確実に実施できるように支援している。令和5（2023）年度の実績として、HB ワクチンは1年生を対象に①6月1日、②7月13日、③11月11日の計3回実施した。インフルエンザワクチンは2年生を対象に10月31日、1年生・4年生を対象に11月2日に実施した。3年生は臨地実習中であるため、各自で接種して大学へ報告するよう指導し、報告を確認した。新型コロナワクチンは2023年度から各自で受けることとし、それぞれが報告することとした。

大学内に「保健室」を設置し、体調不良や怪我等に対応している。令和4年（2022）度の利用実績は計28件であった。保健室の利用状況は毎月会議で報告し、一覧表にまとめて把握している。また、保健室は毎月点検をするとともに物品の補充を行っている。

学生相談室は、本学学生の個人的諸問題についての相談に応じ、適切な助言、指導を行うことを目的としている（根拠資料 7-13）。具体的な業務として①本学学生に対して行うカウンセリング、②修学、学生生活その他学生の個人的問題に関すること、③その他学生相談に必要な事項について相談を受け付けるために設置された。月に1回2時間を臨床心理士による相談日を設けており、前期・後期に行われるオリエンテーションや学生便覧を活用して学生に周知してきた。2020年度より、COVID-19感染禍の影響でオンライン学習も増えたことから、心の健康を保つリラクゼーション法や学生相談室利用への促しを盛り込んだチラシを作成し、学生に発信するとともに、アドバイザー教員へも周知を促すなど、学生の心の健康の維持に取り組んできた。開設当初より、相談までつながったのは2件しかなく、利用率は極めて低いことから、学生相談室に関する認知度と心の問題の実態を知るために、全校生を対象にアンケート調査を実施した（根拠資料 7-14）。その結果、学生相談室に相談して

みたいと思った学生は、11名で手続きをとった学生は1名であった。手続きを取らなかった理由は、学生相談室の存在を知らなかった、予約の手間や知らない心理士への不安などの意見が見られたため、認知度の向上とアクセスのためのQRコード、心理士の情報などを盛り込んだ名刺大のカードを作成し、2022年度前期オリエンテーションで全校生に配布するなど対策を講じてきた（根拠資料7-15）。

新年度初めに学生便覧を全学生へ配付している。その中に、「学生生活で気をつけること」として13項目あげ、さらに「こんなときは・・・」として対応例を記載している。

学生満足度・学生生活実態調査を後期オリエンテーション時に実施している。その結果については、教授会を通して大学全体で共有している。学生満足度・学生生活実態調査にて記載された学生からの要望については、教授会で共有すると共に、担当部署へ伝え回答を得た。その回答については、学生掲示板に掲示し、周知した（根拠資料7-10）。

・学生の孤立化を防ぐための人間関係構築に繋がる措置（学生の交流機会の確保等）およびICTを利用した遠隔事業の際の配慮

1年生入学時の1週目に、①新入生同士の親睦を深める、②今後の4年間の学生生活の仲間づくりの良い動機付けとすることを目的に新入生イベントを行っている。目標として①4年間一緒に学ぶ仲間の顔と名前を知り、コミュニケーションを図ることができる、②大学内探索を通して新入生同士が協調性をもちながら、大学内の構造を理解できる、③グループワークを通して、チームワークについて理解できるの3つがある。内容としては、①自己紹介、②スタンプラリー、③グループワーク・発表である。新入生イベント後のアンケートの「学生同士お互いに親睦・交流を深められたと思うか」については、①深められた86.4%、②まあまあ深められた11.4%という結果である（根拠資料7-16）。

2年生の学友会役員が中心となり新入生歓迎会を4月の下旬に行っている。内容としては、チーム対抗クイズ大会であるが、参加者には1年生・2年生の他に3年生や4年生、そして教職員もいる。1つのグループは1年生や2年生だけに偏ることなく、様々な学年や教職員が混在されるように工夫されている。

その他の学友会活動として、徳樹祭（大学祭）と球技大会がある。11月に開催される徳樹祭や12月に行われる球技大会は1年生と2年生が主となって行っている。

このように様々なイベントや行事を通して、同一の学年間のみならず、学年を超えた関わりが行われている。また、本学では実技を伴う内容が多いため、基本的に遠隔授業を行っていない。

【進路支援について】

・就職支援

学生委員会・キャリア支援室・アドバイザーは、学生の進路相談や就職相談に携わり、学生個々に応じた支援を随時行なっている。また、学生委員会は大学全体のキャリア指導を企画し、実施・運営している。その他、キャリア支援室では、就職・インターンシップ・進学情報の提供、就業相談・個人面談・模擬面接の実施（随時）などを行っている。学生はポータルサイトを通じ大学で掲示している求人票をいつでも確認できる。アドバイザーは看護の専門職であり、キャリア支援室では対応の難しいエントリーシートの添削や模擬面接な

どの援助もしている。就職状況及び就職率は下記表の通りである。活動時期や活動方法については、概ね、求人情報収集、教員への相談、キャリア支援室への相談といった方法で活動している。

表 7-1 就職状況及び就職率

	卒業 者数	就職希望 者数	就職者数	進学者数	その他	就職率
令和5年度	50	50	46	0	4	92.0%
令和4年度	38	37	37	1	0	100%

また、マイナビ(就職情報提供会社)の担当者を講師に招きセミナーを開催している。2023年度の実績は次の通りである。①2022年6月20日(火):就活スタートアップセミナー(インターンシップ・病院訪問・病院選び)(71名中37名参加)。②2024年1月29日(月):就活セミナー①就職先選び、就職先研究(66名中43名参加)。③2024年2月29日(木):就活セミナー②小論文、面接、履歴書の書き方(66名中46名参加)。④2023年1月17日(水):実習マナー講座(2年生)(70名中60名の参加)。以上のセミナーの学生への周知は、学生委員会とキャリア支援室担当職員とで協力し、案内ポスター貼付やポータルサイトを活用して行った。公務員試験対策講座に関しては、3月に学生委員会で実施した(20名中19名)。

・国家試験対策に関する支援

国家試験対策については、学部生は看護師・保健師の資格取得ができる。しかし、本学の2023年度保健師・看護師国家試験合格率は、保健師国家試験94.1%、看護師国家試験92%であった。そのため、本年度から特に、100%の合格を獲得するために、支援内容の見直しを行った。模試結果から、学生の苦手分野などの要因を分析、検討しながら国家試験対策の計画、実施、評価を行っている。

学内には、国家試験対策委員会を設置して、9名の教員と事務局を中心に企画運営を行っている。それとともに、学生の国家試験委員4名を選出し、国家試験合格に向けて、大学と学生の双方向の関係性と連携をとり運営を試みている。それに加え、保護者で組織する後援会や大学からの支援体制をとり国家試験対策を実施している。また、全教員が4年生のアドバイザーであり、アドバイザーである学生に対して、きめ細かな指導を行っている。国家試験対策の内容として、①1・2年生への人体の構造と機能の集中講義とテスト、専門的な用語、点滴計算など具体的な講義と指導を行う。②3・4年生については、模擬試験、予備校講師による受験ガイダンスおよび講義、教員による国家試験対策講座、成績低迷者に対する定期的な面接と個別指導を実施し、学生の学習面や精神面での支援をしている。また、国家試験で最も重要な人体の構造と機能については、DVD学習を実施、繰り返し学習できる仕組みや、遠隔視聴ができる講座の契約を行ったことにより学習効率は向上している。

・キャリア形成支援

1年次にキャリアデザインⅠ、4年次にキャリアデザインⅡを授業科目として配置している。4年次のキャリアデザインⅡは選択科目であるが、1年次のキャリアデザインⅠは必修

科目であり、1年次の前期に配置している。

【その他支援について】

・正課外における学生の活動支援

本学には後援会組織があり、これは学生保護者の会であり、本学と相互理解を深め、学生の教育及び福利厚生の上昇に支援を行っている（根拠資料 7-4）

大学祭（徳樹祭）、球技大会、新入生歓迎会が毎年開催され、学友会が主体となり運営される。大学祭（徳樹祭）は大学祭実行委員会を中心に、学生主体で行われ、イベントの企画や当日の運営を主な活動内容としている。2024年度の大学祭（徳樹祭）は11月2日（土）に行われ、三津家貴也による「ん～、やってみよう！」をテーマとした講演会や焼そば、チョコバナナ、ビンゴ大会などのイベントが実施された（根拠資料 7-17）。

球技大会では学友会が中心となりバレーボールやドッジボールの企画を行い、学生を募集し開催した。

新入生歓迎会では学友会が企画し、新入生と上級学年生がコミュニケーションを取れるように考えゲームなどを企画し開催した。

令和6（2024）年度は、以下の通りのサークルが登録、認定されている。

ボランティアサークル

バレーボールサークル

バスケットボールサークル

ウィメンズプロジェクト

ボードゲームサークル

ICTサポーターサークル

フットサルサークル

アニマルサークル

茶道サークル

各サークルは4月に予算表を提出し、学友会によって会費の分配が決定される。サークル活動は文化・教養・スポーツなど共通の興味・関心・技術・研究を通じて互いに切磋琢磨し、その力を伸ばし強化すること、団体活動による社会人・組織人としての基本的要素を身につけることも、目的の一つである。5名以上の学生が集まれば、学生自身が中心となって、新しい団体を作ることにもできる。新入生に対しては、学友会役員が企画し、学友会の説明および各サークル長からサークルの活動内容紹介・募集が行われている。

ボランティアについては、ボランティア掲示板に新着情報が掲示されている。「ボランティア活動で気を付けること」：①活動を始める前に、②参加に際して、③ボランティア活動の原則や「災害時のボランティア活動参加の際に気を付けること」：①被災地・被災者に迷惑をかけないようにしましょう、②被災者の立場を守って活動をしましょう、③断る勇気を持ちましょう、④被災地での被災者との写真撮影は控えましょう、⑤活動に向かう前に準備しましょう、⑥活動期間中は、単独行動は慎み、必ず2人以上で活動するようにしましょう、について学生に周知している。また、ボランティア活動を行う際は、「学外活動届」を活動日の1週間前までに、参加した後は、原則として活動後1週間以内に「学外活動報告書」を記載して事務局へ提出することになっている。以上のことは、本学のホームページに掲載さ

れている。

国際交流への取り組みについて述べる。本学が令和3（2021）年春に実施した学生の国際交流活動の意識調査（沼野他，2021）では、約6割が在学中の海外研修や留学を希望し、具体的には現地病院訪問、現地学生との交流などを求めていることがわかった。また、研修や留学参加には、語学力、費用、学業との両立が障壁になることも明らかになっていた。2023年度に海外研修先を長岡市の姉妹都市に絞り、長岡市国際交流協会が各市に接触した結果、米国テキサス州フォートワース市の協力を得られた。2023年度末より、Fort Worth Sister City International(FWSCI)と2024年3月の海外研修実施の準備を進めた。本研修は、問題意識を持ちつつ米国の看護教育や医療現場を体験し、多様な文化や価値観を理解するための幅広い教養を身につけることを主たる目的とし、同時に長岡市並びに姉妹都市 Fort Worth 市の交流の一翼を担う活動を行うものである。FWSCI より平日を Texas Christian University 等での研修と Texas Health Harris Methodist Hospital 等医療施設見学に充て、前後に文化や歴史に触れるプログラムが提案された。滞在は、1, 2 名ずつホームステイをし、異文化での生活と言語使用を体験するものとした。実施にあたり、先の調査結果報告（沼野他，2021）にあるとおり、海外研修参加の決断には経済的問題が伴うため、大学が参加費の一部を補助することとした。2024年10月に1, 2, 3年次学生を対象に参加者（10名）を募集し、8名の応募があり、7名が参加する予定となった。その後本研修は2025年9月に延期となり、9月下旬の日程とプログラム確定作業を薦めている。2025年度4月に新入生を含めて参加者を追加募集する。

【学生の基本的人権の保障を図る取組について】

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申し立てへの対応等、学生の基本的人権保障の取り組みについて

ハラスメント対策委員会は、学長直轄の諮問委員会として、学部長のほか、学長が指名する教員3名、大学事務局長、総務課長及び教務・学生課長によって構成され、ハラスメントを防止するための啓発活動を行っている。またハラスメントに関する相談に対応するための相談員として女性教員1名、男性教員1名、事務職員1名が選出されており、学生や教職員は相談員の中から任意に相談員を選んで相談できる体制を取っている（根拠資料 7-18）。

当然のことではあるが、申立者の匿名性は確保され、プライバシー保護に配慮した対応がとられている。相談員の任務として、「相談者の秘密を保持できる時間、場所を選んで相談者の訴えに真摯に耳を傾け、相談者の立場で共に考えること」、「相談への対応は、相談者の意見を聴いた上、相談者と同性の者を含む複数の相談員が当ること」などがある。また、ハラスメントに関する相談窓口であるハラスメント相談員については、掲示板だけでなくトイレ等の人目に付きにくい所にもハラスメント相談員の氏名とメールアドレスを貼ってある。

また本学では、学生が学生生活を送るうえで、日頃思っていることや改善を望んでいることなどの大学への要望・意見・提案等を学生意見箱と学生ポータルサイトの投書箱に投稿することができるようになっている。投稿された意見等については、大学が回答を行っている（根拠資料 7-19）。2023年度の学生からの投書は3件あり、内訳は次のとおりである。投書箱（ポータルサイト）3件（公開：0件、非公開：3件）、意見箱0件。投書箱に「非公開」

で投稿された投書については、回答および掲示はしていないが、投書の内容によっては対応した。

以上のように、本学は学生支援に関わる大学としての方針に基づき、教務委員会、学生委員会、アドバイザー制度、キャリア支援室等をとおして教職員協働の学生支援体制を備え、学習面及び経済面を始め必要な学生支援を実施している。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、自己点検・評価の基本方針に基づき、自己点検・評価委員会が中心となり、学生支援に関わる事項も含めた点検項目について、毎年自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成し、教授会に報告されるとともに、ホームページ上の情報公開のページに掲載している。自己点検・評価報告書で指摘された問題点については、担当委員会を中心に改善方策が検討され、それを実行することになっている。

その中から、学生支援に関する効果の上がっている事項の事例、改善事例の具体例を以下に示す。

① 成果が上がっている事項

4学年の定員が320名の単科の大学であることもあり、効果的な学生支援のため、教務課と学生課が別々ではなく、教務・学生課として一体の組織体制を取ることにした。そのための効果として、学生情報は集約され、学生委員会、教務委員会、アドバイザーといった関連部署間との連携が密となり、学生に対しての支援がきめ細く、緊急時の対応、継続的な支援が実施できている。

学生生活を調査し生活支援の参考にするために、学生満足度・学生生活実態調査を毎年実施している。集計結果を学生委員会で検討を行い、教授会を通して大学全体で共有し、学生からの要望については、担当部署へ伝え回答を得た。その回答については、学生へ周知した。

具体的事例としては、学生から、日替わり定食の値段が高いという要望があり、大学、後援会から補助をして価格を抑えるといった改善が行われた。

② 改善すべき事項

毎年、学生の満足度調査を実施しており、その結果を教職員に報告するとともに、学生に対しても学生掲示板に掲示し、周知しているが、点検評価の過程において、調査票による調査だけでなく、学生と直接意見交換をし、学生の意見をよりきめ細かに吸い上げる必要があるとの指摘があり、改善に向けて検討を進めている。

退学者・休学者、精神的不調を訴える学生に対しては、アドバイザーが中心となって面談を行うとともに、適宜アドバイザー長に報告、アドバイザー会議でも情報共有している。一方、学籍異動や学生生活に課題のある学生に対しては、アドバイザー、教務委員会、学生委員会の間で情報の共有が取れていない問題が指摘され、改善に取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

①長所

大学では、学修や進路、人間関係などの様々な不安に対して相談に応じ、充実した学生生活を送ることが出来るように、学修面、学生生活面等で個別的にきめ細かな指導・支援を行うアドバイザー制を設けている。学生アンケートによると、アドバイザー制による支援・指導に対して、満足・やや満足を合わせると82.8%といった高い評価が得られている。また、アドバイザー会議で学生の抱えている問題や、学生支援の方法に関する課題などについて情報共有するとともに、必要に応じて教務委員会、学生委員会、教授会にも報告され、全学的な改善の取り組みへとつながっている。

アドバイザーによる支援の他に満足度が高い項目としては、学修（授業・履修）に対する支援体制（82.8%）、大学生生活支援（奨学金、学生相談）に関する支援体制（84.2%）、国家試験対策に関する支援体制（83.7%）、保健室・健康面での支援体制（83.3%）、事務窓口の学生支援（81.8%）がある。これらは、「学生支援に関する方針」に基づき、修学支援、生活支援、進路支援等を担当する部署を中心に学生支援体制を適切に整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら学生支援を行っている結果であると考えられる。一人の教員や一つの委員会だけで成せることではなく、全教職員や様々な部署が一丸となって計画を実施し、評価・改善してきたからこそ成せたことである。

本学では、学生が学生生活を送るうえで、改善を望んでいることなどの大学への要望・意見・提案等を学生意見箱と学生ポータルサイト投書箱に投稿することができるようになっている。2022年度の学生からの投書は16件あり、内訳は次のとおりである。投書箱（ポータルサイト）14件、意見箱2件あった。2023年度の学生からの投書は3件あり、内訳は次のとおりである。投書箱（ポータルサイト）3件、意見箱0件であった。ポータルサイトで投書を設けたことにより、学生からの意見が反映されやすくなった。

②問題点

学生の精神面のサポートは月に1回臨床心理士が対応している。現状では、相談件数が少ないため、相談のある学生を翌月に延期する状況には至っておらず、特に問題はない。ただ、相談件数が増加の傾向にあることを踏まえ、今後学生支援に関する自己点検・評価に基づき、相談日を多くするなどの改善策を不断に検討していく必要がある。相談するうえで、相談者の氏名や相談内容など、個人にかかわる秘密は堅く守られますと記載されているが、学生に対するオリエンテーションで説明する際には、改めて伝えたい。

障がい学生支援室は組織として存在するが、これまで対象学生がいなかったこともあり、支援室としての体制が十分とは言えず、障がい学生支援の対象になるのか否かの判断、気軽に学生が相談できる担当者、さらに常設の部屋がない、などの課題が、自己点検・評価において指摘されており、速やかに障がい学生支援室の実質化に向けた対応、改善策に取り組むことが求められている。

学生相談室の全学生に対するアンケート結果から、悩みに自分で対応ができている学生が大半であることがわかるが、悩みに「対処できない」と回答した学生が9名（全学生の6.8%）いた。この現状把握から、これらの学生が気楽に学生相談室に話をしに来ることが

できるようにするための改善策について、学生相談室、学生委員会において検討を進めている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「学生の支援に関する方針」を定め、それに基づき、学生委員会を核として、学生支援を組織的アプローチ、個別的アプローチの両面から実施してきた。その結果、アドバイザー制による学修支援、学生生活支援による勉学及び学生生活の意満足度の向上につなげるとともに、講義室内のモニターの充実や Wi-Fi 環境の整備などの学修・学生生活環境の改善を実現してきた。今後、このように推進している支援の質の向上のため、毎年の自己点検・評価結果の活用とともに、これまでも行なっている学生満足度・学生生活実態調査により現状を把握し、学生からの改善要望に対して対応策を示し改善していくための PDCA サイクルを実効的に実施していく。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等環境の整備に関する方針	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/02/16812db58816c555ccb5e2f6626527df.pdf
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
長岡崇徳大学ウェブサイト 情報公開 10. その他/研究不正防止に関すること	https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

《教育研究等環境の整備に関する方針に基づいた教育研究環境の整備》

本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、ホームページに掲載している。本学の理念・目的を実現でき、看護専門職育成にふさわしいキャンパス環境整備に向けて施設充実を図るとともに、最新の看護の知を学び合い、想像することのできるキャンパス環境を目指して教育研究等環境整備を推進していくことを基本方針としている。その中で主に、「図書館の整備」、「教員の研究活動への支援」及び「ICT教育研究基盤整備」の項目で、それぞれ方針を取りまとめている。

「図書館の整備」については、学術情報サービスの提供をはじめ、新しいサービスの提供に積極的に取り組むことを基本方針としている。

「教員の研究活動への支援」については、学内外の競争的資金を得られる体制の整備、研究時間を確保するための配慮、若手研究者の教育・研究能力の育成を基本方針としている。

「ICT教育研究基盤整備」については、教育研究の高度化・効率化に欠かせない情報基盤整備を推進するとともに、学生の学修、教員の研究にICT技術を活用できる環境を整備することを基本方針としている。

本学は「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、以下のように、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備するとともに、教育研究環境の改善・充実に向けた整備に取り組んでおり、適切に「施設・設備の維持管理」及び「教育研究環境の整備」を行っている。

本学は新潟県長岡市深沢町の本部キャンパス1カ所及び屋外グラウンド(8,007㎡)1カ所があり、校地面積29,748㎡(大学設置基準上必要な校地面積3,200㎡)、校舎面積10,071㎡(大学設置基準上必要な校舎面積4,561㎡)を有する(根拠資料:大学基礎データ表1)。本部キャンパスは長岡市西部丘陵地帯に位置し、近隣には国立大学法人長岡技術科学大学があり、学生が多く集積する地域でもある。また、本学は崇徳厚生事業団の一員で近隣に医療施設や福祉施設が多く立地する環境であり、特に学生の臨地実習の面では好立地といえる。通学環境については、JR長岡駅からの距離は9kmとやや離れているが、長岡市内を走る路線バスが本学と長岡駅を結んでいる。元々大学開設前から長岡市西部丘陵地域への路線バスは存在していたが、本学の開設に合わせ、令和元(2019)年度にバス停名称(「田宮病院前」から「長岡崇徳大学前」へ)の変更、令和4(2022)年度には本学からバス会社への申し入れにより、新たなバス停「長岡崇徳大学東口」の開設と同時に、朝の通学時間帯に1本増便が実現した。更に、降雪地域という事情も考慮し、開学当初の授業開始時刻が8時50分であったものを9時00分開始に変更し、学生が余裕をもって1時間目の授業開始

に間に合うよう通学面での配慮を行った。

教育施設の整備に関して、学内施設としては、講義室のほか、実際の医療機関や地域施設を想定した看護学実習室を5室、グループ学習等に使用できる演習室を15室、学生のサークル活動等多目的に利用できる学生室を2室備えるほか、A教育棟4階と5階にはそれぞれ学生ラウンジを設置し、多くの学生が自己学習等に利用できるよう配慮している。

研究環境の整備に関しては、各教員に平均35m²の研究室を確保し、各教員の研究活動を保証するとともに、ICT教育基盤整備としてVRゴーグルを導入し、学生へのシミュレーション教育に活用するなど、看護教育における最先端機器も段階的に導入している。

学生からの意見聴取を目的として、毎年1回「学生満足度調査」を実施している。同調査においては、教育研究等環境に関する質問を設け、満足度を図るとともに、学生が匿名で要望を提出できる意見箱を設け、学生からの意見に対して回答するとともに、必要な改善に取り組む体制となっている。その中で一例として「WiFiに繋がりにくいエリアがある」といった意見が出され、アクセスポイントの増設を行うといった改善につながった。

《ネットワーク環境やICT機器の整備と技術的な支援について》

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、以下のように、ネットワーク環境やICT機器を整備するとともに、技術的な支援を行っている。

ネットワーク環境の整備について、教職員全員に業務用パソコンを配付するとともに、学内LANも全域に整備し、教務システム、図書館検索システム、学生ポータルサイト、クラウド型管理システム「Handbook」を授業や学校運営のため活用している。また学生全員にノートパソコンを貸与するとともに情報処理室に共有PC50台、プリンター2台を完備し、授業以外の時間帯は学生が自由に使用できる環境となっている。更に学内全域で無線LANを安定して使用できる環境を整えている。更に令和2（2020）年度当初からのCovid-19への対応として、同時双方向のオンライン授業ができるようにビデオ会議システムZoomを導入、学内無料Wi-Fi設備を整備した上で全学生・全教員が利用できる環境を整えた。現在コロナ渦は終息しているが、Zoomを使用しての会議方式が定着したことから、必要に応じて学内で利用できる環境を持続している。

ICT機器導入に関しては、令和5（2023）年度、シミュレーション教育委員会が主導して、シミュレーション教育の学内普及の推進及びデジタル技術やICTを活用した教育（教育DX）の学内普及を推進することを目標に掲げ、VR教材作成ソフト（mcframe VRlearning）の導入と教材作成に取り組んでいる。導入に当たっては、同年8月に研修会を受講し、同委員会でVR教材を作成した。更に統合実践演習担当教員と協働して、次年度の演習用のVR教材を作成した。また、同年には人体解剖VR教材（Holoeyes Edu）のVRゴーグル版をセットアップし、学生が自由に利用できるようにVRゴーグルを図書館に設置した。図書館へのVRゴーグル設置により、学生が休み時間や放課後の時間に実際にVRゴーグルを利用するなど、VR教材の活用促進につながった。また1年生に対しての支援として、解剖生理学やフィジカルアセスメント演習で利用できるモバイル版のVR教材を導入するなど、ICT機器の整備を進めている。学生へのアンケート結果では7割の学生が講義や演習等で活用できたと回答しており、約8割の学生が今後もHoloeyes Edu（医療教育用VRコンテンツのプラットフォーム）を学習に活用したいと回答しており、適切にICT機器の整備が行われ

ている。

ネットワーク利用並びに ICT 機器利用に際して必要な技術的支援は、令和6年度以降はFD委員会が担当しており、相談を受けるとすぐに対応できる体制を整えており、教育研究活動を支援している（根拠資料8-1）。

《教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み》

個人情報保護法により個人情報の安全保護が求められていることから、「学校法人 悠久崇徳学園 個人情報保護に関する基本方針」「学校法人 悠久崇徳学園 個人情報の保護に関する規程」を定めるとともに、情報セキュリティについては「学校法人 悠久崇徳学園 情報セキュリティ基本方針」「学校法人悠久崇徳学園 情報セキュリティ対策基準」を定め、ホームページにて公表している（資料 8-2, 8-3【ウェブ】10.その他/学校法人悠久崇徳学園）。

これらの情報倫理並びに情報セキュリティの方針・方策は、学生に対して、前期・後期の始まりに実施されるオリエンテーションにて周知し、授業や実習における情報管理について周知・徹底を図っている。また、看護学実習における情報倫理に関しては、実習中の患者および病院・施設等の実習に関連した個人情報保護や実習記録を取扱うことから、「個人情報保護規程」を用いて周知させ、実習に臨ませる。さらに実習中に受け持つ対象者については、「臨地実習協力のお願い」で依頼し、同意を得ることとしている（根拠資料8-4）。

「学校法人 悠久崇徳学園 情報セキュリティ基本方針」に基づき、学内のPCにおいてはセキュリティソフトの導入に加え、外部記録媒体の制限やWEBフィルタリングシステムを導入しセキュリティレベルの向上を図るなどの方策を取っている。

教員・学生の研究活動における情報倫理についても、上述の「個人情報保護に関する基本方針」および「情報セキュリティ基本方針」などの順守を求めるとともに、研究費不正については、本学に所属する非常勤を含む教育職員、事務職員及び関連する全ての者を対象として7項目の遵守事項をまとめた「長岡崇徳大学における公的研究費の適正な使用に関する行動規範」を定め、ホームページにて公表している（根拠資料8-5【ウェブ】）。研究倫理教育に関しては、「長岡崇徳大学研究倫理教育に関する実施要領」を定めており、研究活動を実施するすべての教員及び学生は、一般財団法人公正研究推進協会「eAPRIN」による e-learning プログラム又は独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」による e-learning プログラムのいずれかの教育プログラムを活用、受講を義務づけている（根拠資料8-6【ウェブ】）。

以上のように、本学は「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

本学で定めている「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備するため、以下のように図書館を整備し、必要な専門知識を有する職員等を配置し、適切に機能する体制のもと運用している。

本学図書館はA管理・研究棟4階一部を利用した開架式図書館と、C教育棟1階の閉架式書庫を設置し、高度な専門知識を有する図書館員1名と非常勤職員1名（夜間）を配置している。管理運営は、本学「図書館規程」に則り、「図書館運営委員会規程」のもと図書館運営委員会が、教職員・学生の意見を反映し、利用しやすい質の高い環境とサービスの整備並びにその提供に努めている（根拠資料8-7、8-8）。

「図書館利用規程」は、学生便覧に示し、入学時、年初のガイダンスで学生に利用法を説明し周知するとともに、常時希望者に対して、ライブラリーガイド実施している（根拠資料8-9）。図書館はラーニングcommons・ライブラリーとして機能している。具体的には、図書館員による学術支援を行っており、要請に応じて、図書や資料等の説明や文献検索の演習などの研究支援を図書館にて少人数毎に個別に、あるいは授業や「看護研究講座」（公開講座）内で実施している。令和5（2023）年度には学習支援の時間を毎週1時間設定し、担当教員が対応する取組を試験的に行った。加えて、図書館の授業利用も行われている。基礎教育の英語科目では、基礎力向上のため図書館多読時間を設けている他、授業外学習時間に読書し、一定語数を読破することを課題としている。カウンターには医療・看護教育用VRゴーグル数台を置き、複数種のコンテンツを学生が自由に閲覧できる状態にある。

このような情報発信のため、図書館は令和6（2024）年度OPACシステムを使用した独自のHPを立ち上げ、授業シラバスを掲載し、教科書や参考図書の確認並びに図書資料全般の検索の利便性を向上させた。今後は学術情報サービスの中核として、教員の教育・研究活動の発信も行う計画である。

平日は原則として開館午前8時、閉館午後9時である。但し、午後7時以降の新たな入館はできないが、実習期間中の緊急利用等には対応できる体制がある。土曜日は、定期試験期間前から試験期間中に適宜開館している。図書館員1名がすべての業務を担当しており、職員不在時間が発生する。このため図書の貸借は無人化し、入口2カ所で通過人数を集計している。なお、学外利用も受け付けており、利用者のセキュリティと資産管理のため、図書自動貸し出し機能を備えた入退館ゲートシステムの導入を検討している。また、利用者の利便性の向上と土曜日の常時開館を目指すため、図書館員の増員については今後の検討課題である。

設備等としては、月刊誌の閲覧用に入口付近にソファを配置し、利用者が入りやすくしている。リファレンスカウンター前に図書資料検索性PC2台、有料コピー機1台を設置している。閲覧室の個人閲覧座席数は112席、視聴覚資料閲覧用の席、及びグループ学習室1室を整備している。蔵書は図書約4千冊で開学し、以降毎年平均2千冊を購入・寄附・移管により受入れ、令和7（2025）年1月時点で、看護学系の専門図書を中心に総数約17,000冊（うち、外国図書約1,000冊）、逐次刊行物は看護系の学術雑誌を中心に和雑誌は52種、視聴覚資料216点を収蔵している。有料の電子ジャーナル50本（内3本は外国雑誌）及び、データベース4本が利用可能である。電子ジャーナル及びデータベースは、大学内のネット

ワークに接続したPCのみで利用可能である。年間平均約 200 件の大学間相互貸借システムによる文献複写の依頼を扱っている。単科大学の小規模図書館でありながら、貴重な資料保有、蔵書の充実により、年間数件の学外からの文献複写受付も扱っている。

なお、上述の授業利用等のため、令和5（2023）年度より英語多読用資料の配架を始め、令和6（2024）年度後期授業では、5シリーズ約400冊に達している。授業外でも多読の継続を推進するために、10万語、30万語読破で表彰する「多読チャレンジ」を推進し、参加者を募っている。また、長岡技術科学大学及び長岡工業専門高等学校とともに公共図書館利用も含めた「長岡市多読図書利用ガイド」を作成し、地域での英語多読活動の推進に取り組んでいる（根拠資料8-10）。

入館者は開学以来、教職員・学生数の増加に伴い、増加している。令和4（2022）年度（入館者自動計数開始）以降の年間入館者数は平均4万人（開館日数平均約240日（土曜開館平均約20日））である。学外利用者が増加しており、そこには長岡地域の医療法人等の看護師も含まれていることから、地域の医療と福祉に関わる業務・研究を支える存在でもあることがわかる。令和6（2024）年度上半期は、18,477人（内数で学外者580人）の利用があった。開学以来の図書館統計は資料8-11のとおりである（根拠資料8-11）。

なお本学の前身でもある長岡崇徳福祉専門学校図書室からの移管分は23,352冊あり、逐次移管手続き中である。崇徳厚生事業団内の医療法人である田宮病院や長岡西病院からの学術資料も受入れ配架し、検索利用できるようにしている。また同事業団内からの図書貸借は、事業団内巡回バス等を活用して利便性を図っている。

なお、SINET（学術情報ネットワーク）への参加が遅れており。大学図書館として早急に参加し、学術情報サービスの中核としての役割を確立していく計画である。

以上のように、本学では図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を整えており、適切に機能させていると判断できる。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

《研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進》

本学では、「研究に対する基本方針」を定め、その中では、本学の理念・教育研究目的に基づき、自主的・独創的な研究を推進し、研究成果の積極的な発信と社会貢献を通して、知識基盤社会の構築・発展に寄与することをめざすと謳われており、6項目の基本方針を示している（根拠資料8-12）。

本学では、この「研究に対する基本方針」に基づき、現期間で策定している長中期目標・計画の項目「Ⅷ 教育研究等環境整備」に「研究活動の充実強化と社会還元」を掲げ、「社

会的要請に応えた研究及び共同開発の促進」「地域との密着型研究の推進」に取り組むこととしている。また、それを目指した研究環境の整備を行っている（根拠資料 第1章基本情報一覧 中長期計画）。また、令和4（2022）年に学長より「長岡崇徳大学の方向性 2022」と題して、同年第9回教授会において今後の方針が示され、その中の項目(4)「研究の充実」の中で、専任教員に対して科学研究費補助金への積極的な申請が明示された（根拠資料 8-13）。更に令和6（2024）年度には新たな組織として「長岡崇徳大学研究推進委員会」を立ち上げ、学内の研究活動の推進を図っていくこととした（根拠資料 8-14）。教員の研究活動や研究成果については同委員会で審議をし推進していくこととしている。

専任教員の個人研究費（一般研究費及び研究旅費）は、「長岡崇徳大学教員研究費規程」により支給し、各自の日常的な研究活動の推進に当てられ、研究活動の推進を図っている（根拠資料 8-15）。大学が処置する個人研究費等に加え、教員の科学研究費補助金への積極的な申請を勧めており、2024年度においては、10件の申請が行われ、3件の採択があった。また、その他団体からの研究助成も2件採択された。また、本学教員が共同して、また学外研究者と共同して学術研究することを促進するため「長岡崇徳大学共同研究取扱規程」に基づき経費助成を行っている（根拠資料 8-16）。

専任教員のための研究室に関して、教授・准教授は個人研究室を、講師・助教は2名1室（半個室）、助手は共同研究室を使用し、教育研究の拠点としている。研究室には、机、椅子、書架、固定電話機、デスクトップパソコン等の基本的な備品に加え、学生とのミーティングテーブル、椅子を備えている。学生はそれぞれ担当のアドバイザー教員の研究室で相談をしたり、また指導を受けたりすることができる環境となっている。

また、専任教員は「承認研修制度規程」により、週5日の勤務日のうち1日を自宅（学外）研修に充てることが認められており、研究の推進のための研修時間が確保されている。（根拠資料 8-17）。

本学の社会要請に基づく研究活動、地域課題に基づく研究活動としては、例えば、地域包括ケアに係る研究があり、これに対しては、本学が属する崇徳厚生事業団内の施設からグループ内連携のメリットを活かした研究協力を受けられるなど、この地域の地域包括ケアシステムを先導・推進し、その発展に大きく貢献している（根拠資料 8-18【ウェブ】）。また、点検・評価報告書の第9章でも後述するが、認知症患者対応は社会的問題になっていることを背景に、分野に特化した看護師養成を目的に設置した「教育センター 認知症看護認定看護師教育課程」は一定の成果を上げており、地域の看護師が知識・技術習得のために、本学教育センターで勉学を行っている。

《研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程、研究倫理の順守を図る取組み》

研究倫理に関する規程としては、「長岡崇徳大学研究倫理委員会規程」があり、長岡崇徳大学（以下「本学」という。）教授会規程第7条の規定に基づき、本学で行われる人を対象とする研究（以下「研究」という。）について、「ヘルシンキ宣言」以降の研究倫理に関する宣言並びに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「看護職の倫理綱領」（令和3年日本看護協会改訂）及び「看護研究における倫理指針」等の諸倫理指針の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とし、また、本学「利益相反マネジメントポリシー」に基づき、研究倫理委員会（以

下、「委員会」という)を設置するとともに運営に関する事項を定めている(根拠資料 8-19)。研究倫理委員会では、研究倫理審査申請に対する審査を行うとともに研究倫理研修会等を実施している。さらに、研究活動が、倫理的配慮のもと、研究対象者及びその関係者の尊厳及び人権を尊重し、科学的に適正な研究が実施されることを目的とし、本学の「研究倫理綱領」および「教員の研究活動の倫理的指針」も定めている(根拠資料 8-20)。

研究倫理の遵守を図る取り組みとしては、全教員に対し、毎年、日本学術振興会主催の研究倫理eラーニング受講を義務付けており、倫理審査の申請には日本学術振興会主催の研究倫理eラーニング受講修了証明書の添付を必須としている。

本学専任教員が本学の内外で行う人を対象とする研究については、前述のとおり、「長岡崇徳大学における人を対象とする生命科学・医学系研究倫理規程」を策定している(根拠資料 8-24)。このことで、本学の研究活動が、倫理的配慮のもと、研究対象者及びその関係者の尊厳及び人権を尊重し、科学的に適正な研究が実施されることを目的として行われることを明確に規定した。そのもとで、委員会規程第2条(審査対象及び審査方針)の規定に基づき、倫理審査を実施している。委員会は8月を除き毎月1回開催されている。審査委員3名で1グループを編成し、審査申請された研究計画書に対して、事前審査を行った上で、委員会(本審査あるいは迅速審査)で審議が行われ、審査申請者は倫理委員会の指摘事項に対して答申し、最終的に委員会から意見書が研究責任者に交付され、その結果を踏まえた上で、研究倫理委員長から研究許可書が交付される。審査は通常審査と迅速審査に分けられ、迅速審査の対象は①研究計画書の軽微な変更に関する審査、②共同研究で、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施において適当であると承認を受けている場合、③侵襲を伴わず、介入を行わない研究、④軽微な侵襲を伴い、介入を行わない研究、⑤承認された研究計画で、5年を超えて研究を継続するために研究実施経過を審査の対象とする場合である。これらに該当しない場合は通常審査を行っている。審査結果は、「承認」「条件付承認」「変更の勧告」「不承認」「非該当」のいずれかである。過去5年の研究倫理審査件数及び審査結果は下表のとおりである。

年度	審査区分	審査件数	審査結果			
			承認	条件付承認	変更の勧告	不承認
2019年度	一般審査	12	3	1	6	2
	迅速審査	4	2	1	1	
2020年度	一般審査	16	4	4	7	1
	迅速審査	2	2			
2021年度	一般審査	4	1	1	1	1
	迅速審査	2	2			
2022年度	一般審査	7	2	4		1
	迅速審査	2	2			
2023年度	一般審査	10	6	3	1	
	迅速審査	7	3	3		1
2024年度	一般審査	11	5	5	1	
	迅速審査	1			1	

(表 8-1 長岡崇徳大学看護学部看護学科 研究倫理審査件数及び審査結果)。

また、申請者の便宜を図り、事務手続きの迅速性と正確さを高めるため、令和6(2024)年度より電子倫理審査申請システムを導入した。

研究倫理や研究活動の不正防止に関して、本学では「長岡崇徳大学公的研究費の不正使用の防止に関する基本方針」のもと、「長岡崇徳大学研究費内部監査部門規程」「長岡崇徳大学公的研究費の不正使用防止計画」「長岡崇徳大学における研究不正防止のための管理・監査体制」を策定し、責任体制を明確化して研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止に努めている。その上で本学における研究者としての在り方および不正を防止するために、「長岡崇徳大学公的研究費の適正な使用に関する行動規範」により研究者の行動規範を明文化し、教職員に周知するとともに本学ウェブサイトで公表している(根拠資料 8-21【ウェブ】)。

本学は毎年、研究倫理研修会を実施している。令和5(2023)年度のテーマは「研究推進に向けてー生命・医学系指針令和5年改正のポイントとよくある質問ー」で、参加者は31名(教員28名、職員3名)であった。研修後のアンケートは24名から回答(回収率77.3%)があり、参加者全員が、研修内容について「大変有意義だった」「有意義だった」の回答であった。また、令和6(2024)年度のテーマは、「改正をふまえての研究計画書における倫理的視点」で、参加者28名(教員26名、職員2名)であった。研修後のアンケートは21名から回答(回収率75.0%)があり、参加者全員が、研修内容について「大変有意義だった」「有意義だった」の回答であった。いずれのテーマも研究を推進していく上でタイムリーな内容であり、研修への参加率は高かった。当日参加が叶わなかった教員については録画視聴で対応した。

更に学生に対する研究倫理の遵守を図る取組としては、学生向けの研究倫理に関するパンフレット「長岡崇徳大学での健全な研究活動のためにー不正をしない・させないー」を

作成した（根拠資料 8-22）。パンフレットは全学生に対し、前期オリエンテーションで配布するとともに口頭で説明した。更に3年生に対しては授業科目「看護学研究法」の講義の中でも科目担当者から説明している。また、4年生の科目「看護課題研究」では、看護課題研究倫理チェックシートを用いて、指導教員が指導している（根拠資料 8-23）。

以上のように、本学は研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の推進を行い、健全な研究活動のための措置を講じている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は、毎年度、大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行い、活動実績報告書をホームページに掲載している。その中で、教育研究等環境の適切性についても、根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果認識された課題については、改善に取り組み、次年度末までに自己点検・評価委員会委員長（学長）に報告することとしている。課題・改善状況は、毎年度、自己点検・評価委員会で検証された後、学長に報告され、学長は、更なる改善が必要な場合、必要な指示を出すことになっている。

本学は、設立の第1次中期目標・計画において定めた「教育研究等環境整備の方針」に基づき、学内において必要な設備、環境を整備してきている。毎年の自己点検・評価活動の中で学年進行中の教職員や学生からの意見を聴取したところ、多くの不備な点が判明した。学生からは毎年度実施している学生満足度調査による意見を、また完成年度が終了した令和5（2023）年度当初には教職員アンケートより聴取した意見をまとめ、教授会報告を行い、優先度の高い案件から整備を実施してきている。取り上げた課題の一例を挙げると、ネットワーク環境やICT機器等を扱う専門部署が組織として未整備という課題がある。現状では事務局職員が兼務しており、十分な対応が困難な状況にある。改善策として、職員のITリテラシー向上に向けた教育を実施するとともに、情報管理や教学IRを扱う専門部署の設置を準備することとしている。また、研究倫理の遵守・違反の防止については本学研究倫理委員会を中心にPDCAサイクルに沿って諸規程の整備・改善を進めている。自己点検・評価活動の中から出てきた、教員の研究活動を活性化させ得る環境づくりが本学の課題という指摘に対し、研究時間の確保や科学研究費補助金獲得の推進強化について検討・審議するため、令和6（2024）年度より研究推進委員会を立ち上げ、活動を開始したところである。

以上のように、教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

上記の現状分析を踏まえ、本学は医療・福祉をフィールドとする崇徳厚生事業団グループの一員であり、学生の臨地実習とはじめとする教育環境や看護職員との現場課題に関わる共同研究などの研究フィールドが充実しており、本学がもつ最大の特徴と言える。さらに図書館は蔵書数も年次的に増加し、医療教育用VRゴーグルなどの最新鋭ICT機器も設置されるなど、学生の学習環境として整備が進んできている点も特徴の一つである。

教員の教育研究環境については、現状分析で述べた通り、専任教員に対しては個別の研究室を確保するとともに、承認研修制度の導入により、週1回の研究時間の確保が可能となっている。但し、問題点としては第6章（教員・教員組織）でも述べたが、実習指導が始まる年度後半、多くの専任教員は実習指導と科目の授業等により過密スケジュールになるケースが多く、まとまった研究時間の確保が困難な環境にあると捉えており、その改善に取り組んでいるところである。

研究倫理の遵守を図る取組については、PDCAサイクル活動を継続して行っており、定期的な研修会を実施する等、質の向上を図ってきている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は教育研究等環境の整備に関し、長中期目標・計画において方針を明確化し、各年度の年度計画の実施、さらに自己点検・評価とそれに基づいた改善のPDCAサイクルにより、順次改善されてきている。

図書館については、蔵書数の拡大や授業科目での利用、長岡技術科学大学や長岡高専との協力で作成した「長岡市多読図書利用ガイド」による英語多読活動の推進を図るなど、社会に対する学術的な情報提供に取り組んでいる。また、令和6（2024）年度、OPACシステムを使用した独自のHPを立ち上げ、授業シラバスを掲載し、教科書や参考図書の確認や図書資料全般の検索の利便性を向上させた。今後は学術情報の中枢として、教員の教育・研究活動の発信も行う計画である。

研究活動にかかる環境としては、助教以上の専任教員に個室の研究室を完備し、学生との相談ができるスペースを確保していることや、承認研修制度を利用することが可能な点など、研究活動を支える環境は整備されているが、さらに研究費獲得の支援強化や研究時間の確保などに関する方策を検討する研究推進委員会を中心に、活発でレベルの高い研究活動へとつなげていきたい。

研究倫理や研究の不正防止については、文部科学省等から発出された指針に基づき行動規範や諸規程を整備し運用しているが、看護学部の特性も考慮した不断のPDCAサイクルによって、規程・運用の改善・向上を目指し、健全な教育研究活動へとつなげていきたい。

以上のことから、教育研究等環境について、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である段階（判定基準「A」）であると自己評価する。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会連携・社会貢献に関する方針	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/02/d3b67d680cd155c74d0ae7b5f1396d9f.pdf
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学は、理念及び教育目的に基づいた「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、ホームページに掲載している。その中では、建学の理念に基づき、地域住民の健康と福祉に資することを目的に、地域社会、国、地方公共団体、産業界との連携について、方針を以下のよう示している。

- 1) 教育機能の地域社会への開放、生涯学習の機会の積極的な提供
- 2) 地域住民・地方公共団体のニーズを把握し、地域社会の発展に貢献する人材育成
- 3) 地域社会の特性に応じた研究、産業界との共同研究等を推進し、成果を還元
- 4) 教職員、学生の地域貢献活動を積極的に支援し、その活動内容の積極的な情報公開
- 5) 卒業生と連携協力し、産官学連携に関わる取り組みの推進、問題解決のための積極的な提言

この「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、以下のように、地域社会との連携・貢献、学外機関との連携、大学の有する知識・技術等の社会への還元に関する取り組みを行っている。

・社会連携・社会貢献について

本学は教育目的に、「新潟県中越地域の特性を活かした地域密着型大学を目指す」と示している。また、学則の第53条には「地域社会と連携した開かれた大学とするため、公開講座の開設そのほかの大学開放の事業を行うことができる」と明記しており、本学はこれらの方針のもと、学内に「地域連携・貢献委員会」という専門委員会を設置し、地域との連携を図り、社会に貢献することを目的とし活動を行っている（根拠資料 9-1、4-3pp.2）。

また、本学の社会貢献におけるもう一つの柱として、高齢化が急速に進むに伴い顕在化している認知症看護への対応のため、特定行為研修を組み込んだ認知症看護認定看護師の養成を目指した認知症看護認定看護師教育課程を令和6（2024）年度に設置し、認知症看護認定看護師を輩出している。この課程は現職の保健医療に携わる看護師に、公益社団法人日本看護協会認定看護師制度規定に基づき、専門的な知識と熟練した看護技術を用いて水準の高い看護が実践できる特定認定看護師を養成し、地域社会の要求に応えるものとなっている。

以下、地域貢献に取り組んでいる地域連携・貢献委員会および教育センターの活動内容について述べる。

1) 地域連携・貢献委員会

平成 31（2019）年の開学以来、新潟県中越地域に唯一の看護系大学という役割意識をも

って地域住民に対して心身の健康に関する知識の提供や、看護職者を対象に看護研究支援や実践的で専門的な技術を向上できるような講座を設け、地域社会に貢献することを目的として中期目標・計画、年度計画を策定し、それに基づき活動を行ってきた。また、令和2～5年度には「大学連携委員会」という別の専門委員会が存在したが、令和6年度に大学連携委員会を吸収した形で活動を行っている。

地域連携・貢献委員会が取り組んできた活動内容の概要は以下の通りである。

(1) ボランティア活動

学生ボランティア活動については、第7章「学生支援」の評価項目①〔その他支援〕で学生支援の見地から述べたところであるので、本章では具体的な実績について述べる。

令和2（2020）年度より、新型コロナウイルス感染症蔓延によりボランティア活動自体が制限される状況となった。その中でも、ボランティアサークルのメンバーが中心となり、崇徳厚生事業団内の NP0 法人ボランティア連合会が主催する大学近隣の草取りや、長岡市から寄贈された花苗の植花等で、令和4（2022）年度は全学年28名の学生が参加した。冬場の大雪の際は、近隣のバス停の周囲の雪かきも実施した。また、災害ボランティア活動としては、令和4（2022）年8月に発生した大雨で冠水被害に見舞われた新潟県村上市にて、本学学生3名と教員が水害復興支援のためボランティア活動を行った。

(2) 地域の看護職の実践力向上に向けた講座

地域の看護実践力の向上に向け、看護研究講座、看護研究支援、看護職向け講座の3つを実施している。

① 看護研究講座（根拠資料9-2【ウェブ】）

令和2（2020）年より、6回/年、連続で実施し、講座内容は「研究とは、研究テーマの見つけ方、文献検討、研究計画書の作成、量的研究、質的研究、抄録作成、学会発表、論文作成など」である。開始当初は、COVID-19感染禍であったが、年々参加者数が増えている。実施に当たっては手指消毒、マスク着用、検温、ガードを机に設置、3密防止などを徹底することで対面開催した。工夫した部分としては、各職場で行っている看護研究の進行に合わせると、開講時期が遅いというアンケート結果を受け、講座全体を年度の早期に行うこと、さらに1回の講座に1テーマずつであったものを、2テーマずつ（90分×2回）配置するなどして要望に応えることとした。

実施後のアンケート結果からは、8～9割が講座内容に「満足」、7～8割が難易度「適当」と回答されていることから、講座の成果があると見込まれる。一部、難易度が難しいという回答や要望については、担当した講師に伝えるとともに委員会で検討し次年度の改善に取り組んでいる。

② 看護研究支援

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで、病院施設等の看護部より延10施設23件の研究相談や指導依頼があり、教員の専門分野から担当者を決め個別に対応している（根拠資料9-3）。相談や指導内容は、テーマの選定、研究方法、学会発表までの研究全般にわたるものから研究方法や実施中の疑問など、施設によって様々である。申し込み件数（病棟）が年々増加し、令和4（2022）年度は12件にも及び、半数の教員が看護研究支援を担当す

ることになった。1度の相談が夜間にも及ぶ時間的拘束や複数年にわたる継続的な指導を要する研究もあり、担当教員の疲弊や日ごろの業務への影響が懸念され、令和5（2023）年度からは申し込み件数の年間の上限を定めるなどの策をとった。令和6（2024）年度の相談件数は2件と減少したが、開設後、実習指導などで実習施設と教員との関係性が形成され、研究支援の申し込みが地域連携・貢献委員会を通さず直接教員個別に依頼が行くようになり、実数は把握できないものの地域の病院施設等の看護研究指導への貢献度は高いと考えられる。

③ 看護専門職講座

令和3（2021）年度からは看護に役立てられる実践的なテーマで行われる看護専門職講座を年2回実施している。この看護専門職向けの講座は、開設2年目に地域の病院や施設を対象としたニーズ調査や各講座のアンケートからニーズを把握し、それに基づいたテーマを設定し専門性に基づいた研修会を実施している（根拠資料9-3）。

(3)地域市民の健康づくりに向けた講座、事業

① 出前事業（根拠資料9-4【ウェブ】）

出前授業は、地域の小中高に対して本学教員が出向いて、子どもたちの心身・健康の向上を目的として授業をおこなっている。内容は、各教員から自己申請されたテーマと概要を提供し、各学校からのニーズに応じた教員が出向いている。出前授業は開設年度以降、毎年実施してきたが、令和2（2020）年度は依頼件数が倍以上の23回であり、令和3（2021）年度は19回、令和4（2022）年度は30回（県内高校10校、小中校20校）というように、地域の小中高のニーズは年々高くなってきている。

出前授業などを行った学校からは学びや感謝の言葉が寄せられ、地域の小中高生の健康への知識や思考の向上につながっている。

② 市民公開講座

開設から令和4年度まで、一般市民を対象として、健康に関するテーマで年3回の市民公開講座を実施した。講座内容としては「ストレスフルな時代を生きる」「ヤングケアラーについて考える」「AYA世代のがんについて予防できること」など、その時期の話題に応じて実施した。

③ 子育て支援事業

すべての人つまり、妊娠・出産・育児などの人生の出発点から最期を迎えるまで、人々が住みなれた地域で生活することを支える「地域包括ケア」の実践は、看護職に強く求められてきているところである。本学は病院や介護・福祉施設を運営している「一般社団法人崇徳厚生事業団」グループに属しており、多くの医療機関・施設、地域と連携し、1年次より「地域包括ケア」について実践的に学ぶことができる教育課程としている。

とりわけ、今日、少子・高齢社会、価値観の多様化、孤独で不安な育児、子ども虐待等、複雑化する社会の中で周産期にある女性のメンタルヘルス支援が求められている。わが国では平成28(2016)年に各市町村に「子育て世代包括支援センター」設置を義務付け、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に乗り出しているが、新型コロナウイルス感染症拡大は夫・家族の立ち合い分娩・面会禁止など子産み・子育て環境を一変させ、特に父親が子産み子育てにかかわることが困難となり、子育て世代に対する支援は喫緊の課題となっ

た。本学は令和2（2020）年度新潟県大学魅力向上支援事業に、「母子・家族、支援者が共にあゆむ周産期母子のメンタルヘルスに関する支援事業」として企画・応募し、採択された（根拠資料 9-5）。採択時の附帯事項として、単年度の事業にとどまらず、継続的な活動が望ましいとの意見が付いたこともあり、令和3（2021）年度からコロナ感染が終息した令和5（2023）年度までは「長岡崇徳大学子育て支援事業」として継続し活動した。具体的な活動は、前述の出産立ち合い分娩・面会禁止により、長岡市が実施している「パパ・ママサークル」に申し込みが殺到し、定員オーバーとなり、出産前の貴重な機会を得ることができないという現状を知ったことから、長岡市子ども・子育て課と連携し、市のサークル申込に漏れた夫婦の受け入れを企画した。この企画は大学版のパパ・ママサークルとして地元紙にも取り上げられ、次第に認知が広まっていった。また、大学という特徴を出すため、助産師のサポーターとして、パピママ支援のサポーター講座を受けた学生がボランティアで参加し、おむつ交換や赤ちゃん沐浴の手順をアドバイスする等を行った。参加したご夫婦とのかかわりやコミュニケーションから普段の授業や演習では得られない子育て支援の実際を体験的に学ぶ貴重な機会となった。

この子育て支援事業の背景として、本学の母性看護学実習では2週間2単位の実習のうち、長岡市が運営している子育て支援施設や産後ケア施設での実習を行っており、妊娠期から子産み子育て期まで切れ目なくケアが継続していることを学ぶことができている。これも長岡市との関係性の良好さに裏付けられているものと言える。

尚、コロナ禍が終息したことを受け、病院産科での母親学級の復活や長岡市の受け入れ体制の拡充により、大学としては一定の役割を果たしたとして令和6年度以降、本事業は休止とした。

(4)行政との連携

大学開設時に支援を受けた地元の新潟県長岡市とはあらゆる事業で相互協力を行ってきたが、令和5（2023）年度には正式に二者間で包括連携協定が結ばれた。協定の目的としては、双方が包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力するものとしているが、特に本学が専門とする健康・福祉分野について人材の育成に寄与することを目指している。長岡市は「長岡市総合計画（平成28年度～令和7年度）」の中で、「人材育成」を長岡市将来像実現のための基本政策の一部として表明しており、同市が本学に寄せる期待は大きなものとなっている。

本学の具体的な活動としては以下の2つの活動が挙げられる。

① 「まちなかキャンパス長岡」への講師や委員の派遣

この活動目的は、学びと交流を深めることで未来につながる人づくりを目指すとしており、具体的な活動として「まちなかカフェ」、「まちなか大学・大学院」の講座企画を実施している。（根拠資料 9-6【ウェブ】）。毎年数名の教員が講座の講師として専門分野の知識を提供している。

② NaDeC 構想推進コンソーシアム（ナデック）への参画

この活動は、新規事業を起こすために必要な「技術、デザイン、経営、看護」の4つの要素を持つ学生の自由な発想と、長岡の企業が持つ幅広い分野の経営資源を融合し、新たな産業をおこし、次代に対応する人材の育成を目指すものとしている。4大学1高専に長岡市と

長岡商工会議所が加わり運営がなされている（根拠資料 9-7【ウェブ】）。

(5)地域の大学との連携

令和4（2022）年度に長岡市内4大学1高専間で包括連携協定が結ばれた。この協定では学術研究に関することをはじめとして、学生教職員の交流や地域貢献等の事項について連携・協力をするものである。具体的な実績としては、長岡造形大学への授業協力や単位互換科目への講師派遣等を行っている。

前述のとおり、二つの連携協定を正式に結べたことで、本学が得意とする健康・福祉分野についての見識を地域貢献に活かすフィールドが整備された。令和5（2023）年、長岡市内の公立大学法人長岡造形大学の演習科目「プロダクトデザイン演習Ⅱ」において、在宅医療のテーマを用いた企画を実施した。同科目の授業目的を理解した上で崇徳大側から課題を提供し、造形大側は課題を達成するためのプロセスを経て成果物を生み出すという企画である。この企画を通じて本学の実習室見学や学生同士のグループワークを行い、看護とデザインの専門性が融合した新規性のある作品開発ができ、双方にとってメリットがあったといえる。また、何より本学学生にとっては他大学学生との交流を通じ貴重な経験となった。この企画は令和6（2024）年度も継続実施された。

また、本学の特筆すべき活動として、「難病患者への ICT 機器導入支援」が挙げられる。この支援は長岡保健所と国立病院機構新潟病院が主導で取り組んでいるものであるが、本学学生が「ICT サポーターサークル」を立ち上げ、パーキンソン病友の会とのオンライン交流会、高齢者スマホ教室の開催、長岡技術科学大学の学生も加わり、学会等で最新機器と活動を幅広く紹介する等、意欲的に社会貢献活動を行っている。なお、この活動に当たっては新潟県地域おこし協力隊が支援の仕組みづくりに携わり、本学での研修会を行い、学生が学会で発表するなど活動が本格化、本学の特徴を活かした社会貢献を果たしている（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

近隣の長岡技術科学大学との連携活動としては、令和6（2024）年度後期に長岡崇徳大学看護学部2年生約40名と長岡技術科学大学大学院の学生 SDGs プロモーターによる課題解決を目的とした活動「SDGs × English - NUT × NSU」を実施した。長岡技大は国連アカデミック・インパクト（UNAI）における SDGs のゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の世界ハブ大学に任命され活動しているが、本活動は本学の学びに合わせて、SDGs のゴール3「すべての人に健康と福祉を」をテーマとした。大学院留学生による自国バングラデシュ、中国、スリランカの現状をわかりやすいスライドと英語で説明の後、課題解決に意見交換を行った。このような世界的な社会の課題とその解決に、各自が取り組む責任があることを意識すること、言語・文化・学術領域を超えた交流では英語運用能力が必要であることを実感する機会となった。

また研究室単位での活動実績となるが、令和5（2023）年度より、川崎真理子研究室とかなざわ食マネジメント専門職大学（代表）は農業体験交流センター・サンファーム三条とフードロスを食べで解決する「ソーシャルビジネス（価値共創）」をテーマとして産学官共同プロジェクトを始め、2024年度より本学当該研究室が代表となり、2024年11月23日に民間企業1社を加えて価値共創会議体を正式に発足させた（新聞記事）。本プロジェクトは、学生が正課外活動として主体的に参画するものである。サンファーム三条では数種類

の果実を栽培している。中でもルレクチェは新潟県信濃川流域の限定地域で生産される希少果実である。本プロジェクトの主目的は、この特産果実ルレクチェの生産栽培過程で品質保証上必然的に発生する廃棄果実の有効活用による、廃棄量削減である。さらに主目的に関連し、①地域資源の有効活用：地元農産物と連携した地域ブランドの育成、②次世代への教育：学生・生徒への食育と地域農業への関心を高める、及び③ソーシャルイノベーション創出：持続可能な地域モデルの確立を目指す。具体的には、現在ルレクチェ果実からの発酵パンの開発に取り組んでいるが、加えて2025年度には、サンファーム三条近隣の小中高等学校との活動を通じて、地域の問題を発見し、解決に向けて、児童・生徒・学生が主体的に活動する機会を設ける計画である。本活動内容は、日本フードツーリズム学会研究大会において学生が主体となり報告する(第7回研究大会プログラム)。

以上が主な共同事業であるが、単科大学である本学にとっては、他大学との交流や連携を図ることで見識を広げ、学びを深めることができおり、本学学生にとってもこれらの事業に関わることで貴重な学びと経験を得ている。

(6) 高大連携活動

本学は令和2(2020)年度、高大連携を推進していく目的でワーキンググループ(WG)を立ち上げた。立ち上げ初年度は、高等学校の現状及び今後の高大連携のあり方を議論するため、「看護大学における高大連携の在り方を考える会」を本学で実施し、昨今の学問の動向から改めて高大連携の必要性を認識したところである(根拠資料3-7)。また、同年度はCovid-19により、高校生の医療機関での看護体験が制限されるという状況もあって、本学に対する看護体験実施の要望が増えた時期でもあった。もとより本学の専任教員の殆どは看護師資格を持ち、実務経験が豊富な教員が多いことや、本学の校舎設備は臨床現場を想定した看護実習室を完備していることに加え、大学ならではの「学び」のエッセンスを取り入れた看護体験をしてもらう目的で、毎年『学びの看護体験』を企画し実施をしてきている。一方、高校では新学習指導要領に沿った授業が令和4(2022)年から実施され、新たに「探究学習」が科目として求められてきている。このような社会的背景を踏まえ、本学ではWGを委員会として正式に立ち上げ、更なる高大連携活動を推進していくこととし、第16回教授会で委員会組織として正式に承認された(根拠資料3-8)。同委員会の具体的活動としては、看護体験の企画のほか、地元高等学校への探究学習への課題提供、高等学校授業の大学開催(看護師、管理栄養士、作業療法士等の医療職に関する講座開催)の機会の提供が実績として挙げることができる。

2) 長岡崇徳大学教育センター

本学における組織の一つとして、令和6(2024)年度より「長岡崇徳大学教育センター」を立ち上げた(根拠資料9-9【ウェブ】)。ここでは、急速な高齢者の増加とそれに伴う認知症の人の増加し、共生社会の実現を推進するための認知症基本法も施行され、認知症に対し、専門的な知識と熟練した看護技術を用いて水準の高い看護が実践できる特定認定看護師を養成し、地域社会に還元することを目的に、「認知症看護認定看護師B課程養成機関」として日本看護協会及び厚生労働省に申請、設置認可となった。また、特定行為研修修了看護師を養成することにより、新潟県内の医療施設において、医師の指示の下に手順書による特定

行為が実施可能となることから、患者さんに対してタイムリーに介入ができることで、地域における急性期から在宅医療までを支える人材を育成し、また昨今問題となっている医師の負担軽減、働き方改革、医療安全の確保につながるものである。申請までの様々なニーズ調査の結果を踏まえて令和8年度までの3年間限定で開講しているところである。尚、教育センターのその後については学内協議を経たうえで、地域貢献部門として再編成を行う予定としており、本学の社会連携・社会貢献の中心組織として運用することになっている。

以上のように、本学においては、社会連携・社会貢献に関する方針のもと、社会連携・社会貢献に関する取組を実施し、教育研究成果を社会に還元している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は、毎年度、大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行い、報告書をホームページに掲載している。その中で、社会連携・社会貢献活動の状況についても、根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果認識された課題については、改善に取り組み、次年度末までに自己点検・評価委員会委員長（学長）に報告することとしている。課題・改善状況は、毎年度、自己点検・評価委員会で検証された後、学長に報告され、学長は、更なる改善が必要な場合、必要な指示を出すことになっている。

地域連携・地域貢献活動については、本学「地域連携・貢献委員会」が同委員会規程に基づき大学開設当初から現在まで活動を行っている。開設2年目から5年目までは「大学連携委員会」という別委員会も組織化したが、自己点検・評価において活動内容を見直したうえで令和6（2024）年度に再度一本化した。

本学の中長期目標・計画における社会連携・社会貢献に関しては、「地域社会との連携強化」として掲げ、7項目の取り組みを公表している（根拠資料：第1章基本情報「中長期計画」）。その中で「自治体との連携強化」は大きな部分を占める。地域密着型大学を目指す本学にとっては、前述のとおり令和5（2023）年に正式に締結された新潟県長岡市との包括連携協定が大きな転機となった。同協定については、本学の完成年度を待って正式に結ばれたものである。同協定がもたらした一例として、「ひきこもり支援」に関する大学としての活動がある。本学専任教員の研究テーマでもあり、また、引きこもりについては近年の社会問題となっており、長岡市が抱える重要テーマともなっている。令和5（2023）年度より長岡市福祉課と連携して事例検討会を年4回のペースで実施してきており、市内の大学で唯一看護・保健分野の研究を担っている本学が長岡市に果たす役割は大きいと言える。

また、これまでの地域連携・貢献委員会の点検・評価についてはPDCAサイクル方式により活動実績報告書としてまとめている。次年度の活動に向けては、自己点検・評価委員会

での検証を経て改善対策を講じる等、内部質保証体制を機能させている。点検評価結果で報告した課題に関しては、その対策案とともに、次年度の年度計画に盛り込み、具体化している。上記のPDCAサイクルにより地域連携・地域貢献活動で得た成果や課題を検証し、改善・向上を図っていくこととしている。このような点検・評価、改善・向上の取り組みによる具体的事例は、評価項目①に挙げたように、多くあり、社会貢献、社会連携の効果的な取り組みへとつなげている。

以上のように、本学は社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

開学以来、本学は地域に密着した大学という立ち位置で、様々な活動を行ってきた。例えば、「看護研究支援」では、病院施設看護部の研究ニーズに応じ詳細に相談・指導を継続して実施しているが、医療の高度化・デジタル技術の活用の急速な進展などの背景から、この取り組みは益々地域の看護職ニーズに応える重要で、特徴的な取り組みとなっている。同様に「看護職向け講座」では、地域の看護職を対象としたニーズ調査を行い、地域の医療職や看護職が必要としている分野についての知識・技術が身につくよう、本学が持つリソースを提供してきたおり、今後の医療の高度化、デジタル技術の進展を考えると、益々この取り組みの重要度も高く、地域看護職のニーズに応える重要で、特徴的な取り組みになっている。また、医療・福祉、特に看護職へ興味を持ってもらうことを目指した、教員の専門に関連したテーマによる地域の小中高向けの出前授業も積極的に実施してきている。このような取り組みは、現在の少子化などの社会背景を考えると、欠かせない活動となっており、令和5（2023）年度実績21件、令和6（2024）年度実績は25件と年々依頼数が増加してきている（根拠資料9-10、9-11）。また、令和2（2020）年度に応募した「新潟県大学魅力向上支援事業」では、コロナ渦における子育て支援に着目し、県内で年間3本採択のうちの一つとして本企画が採択されたことは本学にとって貴重な財産となった。

今後の社会貢献に取り組む際の問題点としては、教員の教育・研究時間との兼ね合いが課題と捉えている。今後は教育・研究活動に重点を置きつつ、社会貢献も大学として重要な役割であることから、組織体制を含めた学内体制の整備が必要との認識である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学が毎年行っている自己点検・評価活動は、社会連携・社会貢献に関わる分野でも機能しており、質の向上に向けた改善もおこなわれている。今後も、さらにPDCAサイクルを回し、集中的に質の高い地域貢献につなげたいと考えている。そのためにも地域貢献に教員の専門性をより活かすことができる組織体制づくりを行うことで大学の存在価値を高めていきたい。国際社会への貢献については、今後発展させていかなければならない分野であり、すでにいくつかの候補もあるが、特に東南アジアの国々の大学との教員・学生間の交流を進めていく予定にしている。さらに、この国際交流が地域社会への貢献につながることも期待している。

以上のように、本学が取り組む社会連携・社会貢献については、大学基準に照らして極めて良好な状態である。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	大学運営に関する方針	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/02/a9da91a1dcee9075a2fdd5c13e208482.pdf
学長選出・罷免に関する規程	学長任免規程	長岡崇徳大学規程集
役職者の職務権限に関する規程	寄附行為施行細則	—
教授会規程	教授会規程	長岡崇徳大学規程集
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人悠久崇徳学園 役員・評議員・顧問名簿	https://sutoku-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2024/08/43619c128a5b9b930cf0db8ddd441f5f.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	令和6年4月 学長選考委員会報告書	令和6年4月 学長選考委員会報告書
職員採用規程	学校法人悠久崇徳学園就業規則	長岡崇徳大学規程集
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	独立監査人の監査報告書	—
事業報告書	事業報告（悠久崇徳学園）	https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

《中長期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針》

本学は「崇徳」の理念のもと、「生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観の涵養を図るとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成する」ことを教育目的として掲げ、教育研究活動を行っている。本学の設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」において、本学の理念およびそれに基づく教育目的について説明し、この教育目的を基本方針として位置づけた長岡崇徳大学第一次中・長期目標・計画を策定し、年度ごとの事業計画に反映させている。また、中長期目標・計画を実現するための「大学運営に関する方針」について、令和6年度第17回教授会において審議・決定し、明文化している。この中長期目標・計画、並びにその実現のための「大学運営に関する方針」については、教授会、委員会を通して学内構成員に周知するとともに、本学ウェブサイトで公表している。(根拠資料 10-1)

「大学運営に関する方針」の概要は、「長岡崇徳大学ガバナンス・コード」に定められる5つの基本原則の厳守、学長のリーダーシップのもと、絶えざる改革及び点検・評価の実行、事務組織の構築及び事務職員の育成、大学運営の適切性を担保するための監査体制の整備及び積極的な情報公開である。

《規程に則った大学運営及び透明性の確保、選任、意思決定や権限執行について》

本学は「大学運営に関する方針」に基づき、適切な大学運営を行うため、以下のように組織の整備を行っている。

- (1) 学長は「長岡崇徳大学学長任免規程」に基づき選任される(根拠資料 10-学長任免規程)。以下選考方法等詳細を示す。学校法人の理事長が理事会の審議に基づき任命する。学長の任期は4年とし、再任は妨げない。理事長は同規程第4条各号の一に該当する事由が生じたとき、学長候補選考委員会を招集し、学長候補者を選出させる。選考委員会の構成は理事会からの選出4名、教授会からの選出3名で構成される。学長候補者は、同規程第10条に定める「人格高潔、学識に富み、かつ教育行政に関して識見を有する者」を基準として選考されている。学長の職務は教授会をはじめ、学長

諮問会議としている4つの委員会「大学将来構想委員会」「教員人事委員会」「自己点検・評価委員会」「ハラスメント対策委員会」をつかさどる。

- (2) 本学は看護学部には学部長を置いている。学部長は「長岡崇徳大学学部長任免規程」に基づき、学長が教授会の意見を聴き、学長が指名する。学部長の任期は2年とし、再任は妨げない。学部長の職務は、学部の各専門委員会をつかさどる（根拠資料10-2）。
- (3) 学部の教育・研究に関する事項を審議する機関として、教授会を設置している。教授会の職務は学則第40条から44条に規定されており、運営に関して必要な事項は、「長岡崇徳大学教授会規程」に規定されている。
- (4) 教授会は、学長が学則に定める事項について決定を行うに当たり、意見を述べる。学長は理事に選任されており、教学部門と法人部門との間の意思疎通を図っている。
- (5) 学長は全学の学事を統督し、学部長は学部を統括している。全学の教育・研究に関連する事項を審議する機関として、学長を議長とする大学運営会議を設置している。大学運営会議は、学長、学部長、図書館長、教務委員長、学生委員長、入試・広報委員長、大学事務局長を構成員としている。
- (6) 学校法人悠久崇徳学園の意志決定を行う機関として理事会、諮問機関として評議員会がある。その構成、権限は寄付行為で定められている（根拠資料：第1章基本情報一覧 寄附行為）。令和7年4月より施行の改正私立学校法により理事と評議員の兼職が禁止となっており、当法人寄附行為についても法律に則った規程としている。当法人の理事選任機関は評議員会と定めている。尚、評議員会は、諮問事項について理事長に意見を述べる役割が規定されている。
- (7) 「長岡崇徳大学規程管理規程」により、大学運営、教育・研究等に係る法令を遵守し、法人の管理運営上基本となる重要事項及び業務遂行に関して準拠すべき規程を成文化し体系的に整備することを規定している。規則の制定・改廃があった場合は、学園運営協議会、教授会及び大学運営会議の審議を経て理事長より理事会に提出し、その決議をもって決定としている（根拠資料10-3）。
- (8) 規程の制定・改廃に当っては当該規程に係る部署・委員会等と合議の上、当該規程の主管部署において起案し、総務課に理由・概要等を添えて、稟議書を提出する。総務課は、規程体系上の位置付け、他の規程との整合性、規程内容の適正性等について検討し、管理区分に応じ必要な手続きを取っている。
- (9) 学生からの意見聴取については、学生委員会、教務委員会、FD委員会等により検討された項目についての学生アンケート、意見箱、Web意見箱などの方法で行うとともに、対面での意見聴取も行っている。集約された意見は、大学運営会議に提示され、改善は必要な課題については、該当部署に改善の指示がなされる。
- (10) 危機管理については、「学校法人悠久崇徳学園における危機管理に関する規程」が定められ、危機管理の考え方、危機管理体制、危機対策本部の役割・業務が示されており、これに基づき危機対応するとともに、本規程に基づき危機管理マニュアルを作成し、様々な危機事象に迅速かつ的確に対処できる体制となっている。

《法人の適切な管理体制、役職者の選任・運営、組織内のチェック機能》

学校法人悠久崇徳学園は、「寄附行為」に規定された最高意思決定機関として「理事会」、

及びその諮問機関として「評議員会」を設置している。前述のように理事選任機関は評議員会としている。理事会構成員の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとなり、再任することができる。評議員会構成員の選任・解任に必要な事項は、「評議員選任解任委員会運営規則」において定めている（根拠資料 10-4）。評議員会構成員の任期についても、2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとなり、再任することができる。

「理事会」のもとに理事長、常務理事、学長、学部長、専門学校校長、法人事務局長、大学事務局長で構成される「学園運営協議会」を置き、学園全体の課題や運営、将来計画の立案と目的達成のための機関として位置づけ、理事会に先立って実施している（根拠資料 10-5）。また、大学における喫緊の課題や重要案件については、理事長、常務理事への諮問・意見交換会を原則毎週1回定期で実施しており、基本的には事前に当該諮問を経た上で、学園運営協議会、理事会で審議を行うこととしている。尚、令和7（2025）年4月より施行される改正私立学校法に伴い、寄付行為の変更が実施され、改正法に従った役員及び会計監査人の選任を実施することとしている。当法人は令和6年12月19日付けで（改正法に係る）新寄付行為が認可されたところである（根拠資料 10-6）。

事業計画の履行状況は、年度ごとに「理事会」「評議員会」において事業報告として報告され、事業報告の履行状況を点検・評価している。「学園運営協議会」は学園の将来への方向付けを行うとともに、その方向性に沿った具体的な事業計画案を理事会及び評議員会に提案し、詳しく説明の上、十分な審議を経て策定し、理事会の承認を経て公表されている。

組織内のチェック機能として、①監事2名の設置、②内部監査体制を挙げることができる。寄付行為に則り、監事は理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況を確認するとともに意見を述べている。また内部監査においては年度ごとにテーマを定め、重点的に監査を実施している。実例として、令和4（2022）年度の内部監査では、図書棚卸に関することを対象として実施した。この内部監査結果を受け、図書に関する未整備の規程を2つ策定した（図書館資料除籍・抹消細則、図書館資料廃棄手順規程：根拠資料 10-7、10-8、10-9）。

以上のように、本学は、大学運営に関する方針に基づき、必要な役職を置き、教授会等の組織を設け、それらの権限・役割を明示し、それに基づいた大学運営を適切に行っており、加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切に行われている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

各年度の予算編成は、学校法人悠久崇徳学園予算管理規程及び「学校法人悠久崇徳学園経理規程・細則」に基づき、財務課より各部門に対し、年間計画に基づく予算原案の作成を求めている（根拠資料 10-10、根拠資料 10-11）。各部門から提出された予算原案を財務課が整理し、必要に応じ各部門責任者にヒアリングを実施し、必要性、重要性等の検証を行う。ヒアリングの終了後、予算編成に関する会議等を実施した上で、予算案を法人事務局に提出する。法人財務部長、法人事務局長が確認し、寄附行為に基づき評議員会に諮問した上で、理事会に提案され、審議、承認され、各部門に予算が内示される。このように、申請された予

算については、財務課、法人事務局、評議員会、理事会の4段階の検討を経ることで予算編成の適切性を確保している。

予算執行については、「学校法人悠久崇徳学園稟議規程」、「学校法人悠久崇徳学園経理規程・細則」に基づき、承認された予算を各部門単位で執行する（根拠資料 10-12）。執行にあたっては、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、大学事務局長、各部門長の確認及び決裁を受けた上で執行している。執行状況は学内共有サーバにデータを保管し、予算執行状況及び残高を予算執行者が確認できるようにしている。このように、予算執行権限者が常に確認し予算の執行が行われるとともに、サーバ上で、予算執行状況を確認できる状況になっており、執行管理が適切に行われている。

経費支払についても、財務課が決裁書類を確認し、財務課長、財務部長、事務局長の確認を経ることで検証を行っている。

毎月、財務課が予算執行実績について計算書（事業活動収支計算書）を作成し、理事長、学長、事務局長、監事に対し、学園全体の予算執行状況を提示している。

予算執行の透明性を確保するため、会計業務の執行状況、経理規程等に基づいた会計処理が適切に実施されているかについて、監査法人及び監事の監査を受けている。

以上のように、本学は、予算が適正な手続きで行われ、予算執行の透明性が確保され、予算編成及び予算執行が適切に行われている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

《大学運営に必要な組織の整備と、大学運営業務、教育研究活動の支援に必要な人員配置》

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援のための組織は、学校法人悠久学園「事務組織規程」に基づき整備されており、それぞれの部署が事務分掌に則り、支援事務を行っている（根拠資料：10-13）。事務組織の人員配置については、その業務量を勘案し、適材適所で配置しており、人事考課制度により、各所属からの申請等に基づき配置換え、新規採用等にも対応している。一例として、大学事務局の教務・学生課については、学生からの各種申請、奨学金対応、授業科目や定期試験対応、非常勤講師対応等多岐にわたることから、人員を多く配置し、教員及び学生対応にあたるなど、各種業務の支援は適切に機能している。

《大学運営を円滑かつ効果的に行うための教員と職員の協働・連携》

教員・職員の協働・連携については、各委員会に事務職員も委員または事務局として所属

し、教職協働の環境の中で大学運営を行っている。

一例としては「入試・広報委員会」が挙げられる。オープンキャンパスの企画・実施、入試業務の的確な実施は委員会担当教員のほか、入試・広報課職員との協働が不可欠であり、両者の円滑な連携によって、効果的に入試・広報業務を行うことができている。

《必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置》

事務組織・業務のデジタル化・DX 推進については本学の課題の一つと、自己点検評価で指摘されており、今後は職員の研修派遣を行うなど、デジタルリテラシーの向上を目指すこととしている。

図書館では、専門知識を有する司書の資格を有する職員を配置しているほか、学生の就職に関してはキャリア支援専門職員を置き、学生の対応に当たっている

《職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善の適正な実施》

事務職員については令和5（2023）年度より人事考課制度を導入し、個々の職員に対して年度初めに上席者による育成面接を実施しており、自らの業務内容、課題、ステップアップに向けての取組等について当該職員と上席者双方で共通認識を持つことができ、「育つ意識」「育てる意識」が醸成されており、この制度に基づき、業務評価に基づく昇格などの人事、処遇改善などが適切に行われている（根拠資料 10-14）。

《大学運営に関する教員及び職員の資質向上に向けた教員及び職員に対するスタッフ・ディベロップメント（SD）活動》

完成年度（令和4年度）までは、組織的な SD 研修は未実施であった。教員については、本学の特色の一つとして「アドバイザー制度」を採り入れており、助言指導の役割を持つアドバイザー教員が、学業、進路、学生生活全般について面接時間（グループ・個別）を設け、きめ細やかな教育指導を行う体制としており、この制度が教員の資質向上に向けた OJT の役割も果たしている。事務職員については学生の満足度向上、教職員の業務効率の向上と職場環境の充実といった教育の側面支援を実現していくことを役割としており、令和4（2022）年度、県私立大学事務局長会議において、他大学の SD への取り組みについてヒアリングを行い、FD 委員会で報告し本学が取り組む上での参考とした（根拠資料 10-15）。

令和5（2023）年度より、学園及び本学の教職員に対し本格的な SD 研修を年2回立案、実施している。SDの立案に関してはFD委員会が所掌しており、年度初めに事務局で立案後、同委員会で審議され、大学運営会議及び教授会で審議・承認されたものを実施している。令和5（2023）年度の実績ではSD研修会「災害の怖さを正しく知る」と題し、防災士である地元出身のNHKアナウンサーを講師に迎え、講演会を実施した。当日出席者のほか、研修会の模様を録画したものを後日視聴した職員も含め、全職員が参加した（根拠資料 10-16）。

以上のように、本学は、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置しており、その組織が適切に機能している。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

《監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査とその結果を活用した改善・向上》

監査は、公認会計士による会計監査と監事による監事監査を実施している。公認会計士による監査は、年間を通し延べ38日間を超える監査を受けている。寄附行為に則り、監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況を確認するとともに意見を述べている。決算時には、各種会計帳簿の閲覧や理事会・評議員会議事録の確認、財務担当者から当該年度の事業報告及び決算概要の聴取や質疑を行い、監査を実施している。また監事は、公認会計士による期末監査終了時に公認会計士より監査結果の説明を受けている。その他、「学校法人悠久崇徳学園内部監査規程」に則り、年1回内部監査室により実施される（根拠資料10-17）。令和5（2023）年度実績として、法人の資金繰り表確認の会計監査（法人）、学生確保の取り組み進捗の確認（大学）、実習指導における管理体制（上越校）についての監査を実施した。

大学運営に関わる事項の点検・評価については、毎年とりまとめる事業報告書において、当年度の事業計画について項目ごとに点検・評価を実施している（根拠資料 第10章財務：基本情報一覧）

《大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の定期的点検・評価と現状の適切な把握》

本学は、「内部質保証に関する基本方針」を令和6（2024）年11月に策定した。この基本方針では、大学運営も含めた教育研究活動等について、自己点検・評価活動を基本としたPDCAサイクルを毎年繰り返して改善を図っていくことを定めると共に、内部質保証における自己点検・評価委員会、大学運営会議、教授会の役割を明確化し、定期的な外部評価の受審についても定めている。毎年行っている自己点検・評価において、大学運営にかかる組織の在り方も含めた大学運営に関わる現状を把握し、必要な改善に繋げている。自己点検・評価の結果は活動実績報告書としてまとめ、ホームページで公開している。受審した外部評価においては、「現状本学で最も重要な課題は学生確保であること」「卒後看護師のフォローの重要性」「学生満足度を上げることが大学の魅力向上につながる」といった意見をいただいた。これを受けて、学長が各担当部署に検討・改善の指示を出している（根拠資料10-18）。

《点検・評価の結果を活用した大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上》

大学運営にかかる組織の在り方を含む大学運営に関わる事項について、令和4（2022）年

度に実施された文部科学省による実地調査において、組織のガバナンス、規程の重要性について指摘があり、これに対し令和5年度第2回理事会・評議員会での議論に基づき、「長岡崇徳大学ガバナンス・コード」を制定した（根拠資料 10-19【ウェブ】）。

以上のように、本学は、大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、大学運営に関わる適切な組織と、業務支援を行うための必要で適切な人材・人員を配置している。このため、例えば、各種委員会でのスムーズで、効率的な大学運営につながっていると同時に、オープンキャンパス、看護体験イベント、高大連携、地域向け講座など多くの活動の効果的な実施につながっており、参加者からの好評を得ることができている。

職員の採用、昇格等の人事や業務評価に人事考課制度を導入しており、意見交換、透明性のある業務評価などに基づく人事となっており、職員の育成・士気向上につながっている。

課題としては、法人と一体となったりリスクマネジメント体制の構築や、教学 IR を主導していく専門的な知識・技能を有する職員の配置が挙げられ、改善の取り組みを進めているところである。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、「大学運営に関する方針」を定め、ホームページで公表している。大学運営に関わる諸規程も整備され、適宜、改正が行われている。教学組織と法人組織の権限と責任が明確となっており、連携が図られている。意思決定に至るまでのプロセスも適切に機能している。事務組織規程により、事務分掌も明確になっている。大学・法人の運営状況に合わせ、事務組織の新設・改編を行い、人事配置、契約形態、勤務時間等においても業務多様化へ対応している。多面的な人事評価が行われており、対象を絞った SD の取組みにより、職員の資質・専門性の向上に向け得た研修が実施されている。

監査体制は整備されており、大学運営の適切性を定期的に検証・評価し、改善・向上に結び付けている。

一方、大学運営に関する課題としては、事務組織・業務のデジタル化・DX 推進が挙げられる。効率的な事務業務遂行にはこれらは不可欠な事項であり、今後の SD 研修のテーマの一つとするなど、デジタル人材の育成に取り組んでいく。

また、令和7年4月から改正私立学校法が施行されることとなり、学校法人のガバナンス構造の見直しが必要となる。この改正法では役員・評議員の選任も含めて内部統制システムの体制整備の義務化により、現行の「寄附行為」の改正及び学内諸規程の見直しも同時に実施していく。尚、改正法に対応した寄付行為については令和6年12月19日付けで文部科学大臣により認可された。

第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	—
財務諸表（6カ年分）	—
決算報告書（6カ年分）	—
事業報告書	—
監事による監査報告書（6カ年分）	—
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	—
<公立大学>	—
財務諸表（6カ年分）	—
決算報告書（6カ年分）	—
事業報告書	—
監事による監査報告書（6カ年分）	—
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	—
<私立大学>	—
財務計算書類（6カ年分）	予算書、決算書・監事監査報告書 財務情報 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
財産目録	同上
事業報告書	事業報告（悠久崇徳学園） https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
監事による監査報告書（6カ年分）	決算書・監事監査報告書 財務情報 https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	独立監査人の監査報告書
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

《具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画の策定》

本学を設置する学校法人悠久崇徳学園には、本学のほか、大学と同じ校地に長岡看護福祉専門学校（現長岡崇徳福祉専門学校、2022年度社会福祉法人長岡福祉協会へ移管）、上越市に上越看護専門学校を設置している。財政計画を策定する際は、学園内のすべての設置校の状況を踏まえ、検討した上で策定している。

学校法人悠久崇徳学園中長期計画（2020～2023年度、2021年度改訂）では、学園の長期目標として、2023年度、経常収支差額の黒字化を目指し、安定的で持続可能な財政基盤と教育研究活動基盤を早急に構築することをめざし、下記の方針を掲げて大学運営にあたっている。

- (1) 学生の確保
- (2) 安定的な収入確保
- (3) 資産活用（合理的なリスク管理と運用効率の検討等）
- (4) 現状確認を行い計画的な施設整備、修繕、環境整備等の実施（崇徳厚生事業団との連携を強化）
- (5) 支出管理の徹底（事務職等の適正数を調査し、兼務等による人件費の削減等を実施）
- (6) 財務予測の分析実施
- (7) 複数の比較対象校を設定し現状把握と問題点を抽出、経営改善を実施
- (8) 人事考課制度の2年以内の導入実施（職員の働きを適正に評価し、給与支給の改善を実施）
- (9) 働きやすい職場環境を作る
- (10) 防災、感染症対策の徹底

また、本学では長岡崇徳大学第1次中長期目標・計画（2019～2025年度）を策定し、財務に関する以下の項目を掲げており、達成を目指し大学運営に取り組んでいる（根拠資料：第1章基本情報一覧 中長期計画等）。

- (1) 経営意識の醸成
- (2) 経営基盤の確立については、設置認可申請時の教育研究内容の確実な実行と積極的な地域貢献活動により大学としての認知度を高め、学生募集を強化し、定員充足率を向上させるための具体的な広報戦略を策定し実行することと並行し、支出の詳細な見直しを行い、無駄な経費の削減を図るといった方策
- (3) 教育研究向上のための財源確保については、大学完成年度までの教育研究結果を基に、適切な新教育課程の構築と教育研究環境の更なる改善による研究力の推進
- (4) 外部資金の受入れ体制の整備については、諸規程を整備することから取り掛かっている

《財務関係比率に関する指標又は目標の設定》

本学では財政計画・運営に関し、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」を参考にはしているが、明確な財務関係比率といった指標は設定していないため、現在、指標の設定に向けて検討を進めているところである。

以上のように、本学は、財務関係比率の指標設定の課題はあるものの、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

《教育研究水準の維持・向上のための安定的基盤の確保》

平成 31 (2019) 年 4 月に看護学部看護学科の 1 学部 1 学科として開学した本学は、令和 4 (2022) 年度に完成年度を迎えた。

開学当初からの定員未充足により、また、2023 年度からの入学生数の減少により、7 割程度の収容定員充足率となっており、本学の収入の約 9 割を占める学生生徒納付金収入が当初計画と比較し、大幅に減少した（根拠資料：大学基礎データ表 2）。

そのため、事業活動収支差額比率の大幅なマイナスが大きく影響し、財政基盤の安定化には課題が残っており、学生募集の強化による安定的な学生生徒納付金の確保や学外からの資金調達の多様化を進めることが急務となっている。本学では、寄付金や補助金の獲得を目指して積極的な活動を行い、教育研究の質を維持・向上させるための財源を確保する努力を続けている。

また、長岡看護福祉専門学校（看護学科閉科のため、長岡崇徳福祉専門学校に校名変更）は、看護学科、介護福祉学科の 2 学科を設置していたが、本学開学に伴い看護学科が閉科となったことから、介護福祉学科のみでは経営的に厳しい状況となったため、経営資源の集中を図ることを目的に不採算部門である長岡崇徳福祉専門学校を関連法人である社会福祉法人長岡福祉協会へ設置者変更を行い、財政基盤強化を図った。

《学外からの資金などの収入の多様化とそれによる財源の確保程度》

授業料収入への過度の依存を避けるため、寄付金の確保、外部研究資金の確保などを実施している。

寄付金については、関連法人などからの支援を 2019 年、2021 年に受けている。特定の法人からだけでなく、一般から広く募集していく必要があるが、現状、募集活動は進んでいない。令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間にわたる寄付金 1.4 億円を覚書等で締結し、収入の確保を図っている。

外部資金については、科学研究費補助金、各種団体からの研究助成等、積極的な応募により、増加傾向にある（根拠資料：大学基礎データ表 8）。2021 年度より新潟大学が行っている研究支援トータルパッケージ（RETOP）を契約し、更なる外部資金獲得を目指している。

また、外部からの研究資金の受入れ環境を整えるため、令和4（2022）年度に規程を整備した（根拠資料 10-20～26）。

本学のような「保健系学部を設置する単一学部の私立大学」の平均と比べ、人件費比率・教育研究経費比率が高く、事業活動収支差額比率が著しく低くなっている。人件費比率を平均値に近づけるため、退職職員の不補充、職員の出向、賞与削減、業務の効率化など人件費抑制策を図り、人件費比率は低下傾向にある（根拠資料：大学基礎データ表9）。

事業活動収支差額比率については、学生の確保ができていないため、収入の9割を占める学生生徒納付金の減少により、改善を図れていない状況にある。現在、中長期目標・計画に掲げている目標を達成するための具体的な数値指標、方策の検討及び実行を通じて財政状況改善への取り組みを進めているところである。

以上のように、本学は財政健全化に向けて財政計画を策定し、運営しているが、具体的な指標、目標値を明確に定めていないことに課題があったため、今後は日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」を参考に数値目標の検討を実施していく。

なお、当法人は令和6（2024）年3月に文部科学省より、経営指導法人の認定を受け、同年9月末に経営改善計画を提出し、具体的な目標値の設定を行い、健全な運営を確保すべく取り組んでいくこととなった。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、財務関係比率の指標設定に課題はあるものの、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定し大学運営に当たっている。

問題点としては、学生数確保が大きな課題であり、それに加え、18歳人口減少期における安定した経営の観点から、学納金以外の外部資金の獲得を図り、収入バランスの改善を行っていく必要があり、これらの課題に取り組んでいるところである。また全国平均と比べて高い人件費率の改善も進めているところである。また、経営指導法人との判定を受け、経営改善計画に基づき更なる財政健全化の取り組みを行っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は開学より定員割れの状態が続いているが、学生の定員充足と財政基盤の健全化を目標として、募集の強化、補助金及び寄付金などの資金の確保に努めている。

支出については、経費の見直し、適正な人員配置による人件費の削減など、支出管理の徹底に努めている。本学にとっては入学定員の確保が喫緊の課題であると認識し、学生募集の強化、教育の質を担保しながら経費節減等を行うことにより、安定的な財源の確保に努めていく。

当法人は令和5（2023）年11月学校法人運営調査を受審し、令和6（2024）年3月、経営改善が必要な「経営指導法人」と判断され、同年9月、経営改善計画書を提出した。その中で、2024～2028年度における収支計画書を作成している。経営改善計画書の中で、令和6年度から10年度までの5年間にわたる寄付金1.4億円に関する覚書を関連法人との間で締結し、収入の確保を図っている。また、学生募集活動の強化による学生の確保をめざしている。経常収支差額比率は開学後ほぼマイナスに推移しているが、2024年度はプラス、2025

年度はマイナス、2026 年度以降はプラスの財政計画を策定している。その中で、以下のよう
に計画している。

主な収入は学生生徒等納付金であることから、教育研究活動の資源を確保しつつ、学生募
集活動に注力し、常に定員の 90%以上の確保をめざす。

人件費比率が 68.6% (2023 年度) と全国平均と比較し高いため、業務効率化を含めた適切
な人員配置を行う。教育研究経費比率は全国平均と比べやや高い水準となっており、引き続
き教育研究上必要な経費を確保しつつ、無駄な費用は削減する。

管理経費比率については全国平均をやや上回るが、費用の見直しにより、無駄の削減を行
う必要がある。特に管理経費の中で多くを占める広報費については、費用対効果を勘案し、
より効果的な広報活動を行うことで削減を行うものとする。また、効率化・生産性向上の観
点から、デジタル化・DX 推進を積極的に進める。学生確保に努め、2024 年度からの 5 年
計画で経常収支差額の均衡を目標としている。

終章

この度、大学基準協会の評価基準に基づき、本学の自己点検・評価活動を実施・分析した結果、様々な長所や問題点が改めて明らかになり、本学として今後改善・質の向上に向けての課題が明確になった。

今後も高等教育機関としての社会的な期待に応え、責務を一層着実に果たすとともに、本学の理念・目的の実現に向けて、教職員・学生が志を共有しつつ真摯な努力を積み重ねていきたい。

今回の自己点検・評価作業の結果に基づき、教育・研究等の目標の達成状況、優先的に取り組むべき課題、今後の展望についてまとめると、以下の通りである。

<大学の達成状況や課題>

本学は「崇徳」の理念の下、教育目的・目標を明確に設定し、高等教育機関としての大学の責任を果たすため、文部科学省、厚生労働省等の所轄官庁の法令等に従い大学運営を実施している。

内部質保証については、令和6(2024)年度に明文化した「内部質保証に関する基本方針」に基づき、自己点検・評価活動を全学的に実施してきている。今後は本学が実施する外部評価、学生からの意見聴取等をPDCAサイクルに活かしつつ、内部質保証システムの適切性・有効性の点検・評価を継続的に実施していくこととしている。

教育研究組織体制については、自己点検・評価における、本学の特徴を生かした地域貢献の必要性の指摘を受けて設置に至った「教育センター」は本文中で述べた認定看護師教育課程と地域貢献活動の中心部署としての役割を担い、将来的には地域における看護学の知的拠点として発展させる予定としている。

教育課程については、教務委員会が中軸の組織として、教育課程の適切性の検証、改善計画の遂行に関する企画・設計を行っており、毎年の点検・評価に基づく改善が行われている。その中で、各種データ管理・分析を行った学習者本位の教育の質向上を目指す必要が指摘され、将来的にはIR推進室の設置も視野に、学修成果の可視化に向けた改善を進めている。

学生の受け入れについては、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、受験生に本学の入試に関する情報が的確に得られるようにしている。本学は定員充足には至っていない現状から、定員確保に向けたSWOT分析なども活用した現状分析と改善施策のPDCAサイクルを特に強化しており、定員確保に全力で取り組んでいるところである。

教員組織については「大学の教員組織の編成方針」を定め、教員の採用・昇任に際しての透明性や公平性を確保するよう規程や運用方法を整備している。

学生支援については、学習支援、生活支援、経済支援の目的に即して、きめ細かに実施する体制を整備している。その一つとして各教員が少人数の学生に対応するアドバイザー制が学生支援に有効に機能している。学生満足度調査やWeb意見箱などを通じて学生の声を拾い上げ、学生支援の改善につながる仕組みをつくり上げ、改善に結びつけている。

教育研究等環境については、「研究に対する基本方針」に基づき、必要な設備・環境を整備するとともに適切に維持管理につとめ、研究倫理や研究不正等に対する規定も定め、学生

と教員が教育研究活動に専念することができるよう努めている。図書館については蔵書数の拡大や他大学と連携した利用ガイドを作成するなど、学術情報の中枢としての機能を果たすべく継続的に整備を進めている。

社会貢献については、本学は「地域密着型大学」を謳っており、地域と協働・連携した様々な活動を実施してきており、今後教員の専門性をより活かすことができる組織体制を作るとともに、PDCA サイクルを回し地域貢献の質の向上を目指していく。

大学運営については、今後も継続的な諸規程の整備を進めるとともに、安定した財務計画立案に関する自己点検・評価を進め、財務状況の改善につなげていく。

<今後に向けて>

今回の自己点検・評価活動を経て、本学の現状と取り組みを客観的に評価することができた。教育研究活動の発展に向けて、更なる改善や努力を必要とするための課題も再確認することができた。取り組み改善の成果の検証については今後の課題となるが、本学の PDCA サイクルを機能させ、教育研究の質向上に向けて不断の努力を継続させる。そして本学が担う看護教育の目的を達成すべく、質の高い教育に向けて、学内外の関係各位と連携を図りつつ努力していく所存である。

また、今後、更に 18 歳人口が減少し続け、入学者の質はこれまで以上に多様化することが予想される。その入学者の変化を察知し、それらに対して質の高い教育を提供していくことが大学の責任である。そのためには教育活動等についての内部質保証システムのさらなる強化は必須事項である。そのような視点も含め、本自己点検・評価報告書を今後の本学の発展のための貴重な指針として生かすとともに、教育・研究・社会貢献などの諸活動で、本学が社会の期待に応える優れた成果を生み出していく未来に向けた指針として活用していきたい。

令和 7 (2025) 年 3 月

長岡崇徳大学
学長 新原皓一